

# 習志野市教育委員会第7回定例会

日時: 令和5年7月19日(水)13時30分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和5年習志野市議会第2回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
(2) 令和4年度教育費予算の繰越しについて	(教育総務課) 2
(3) 日本語指導教室について	(指導課) 3
(4) 習志野文化ホール再建設について	(社会教育課) 4
3 議決事項	
議案第20号 令和6年度使用教科用図書採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)	(学校教育課) 5
4 協議事項	
協議第1号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	(教育総務課) 6
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について 令和5年8月23日(水)午後1時30分	7
5 その他	

※は非公開の見込み

## 令和5年習志野市教育委員会第7回定例会 議題概要

### 報告事項(1)

令和5年習志野市議会第2回定例会一般質問等について

・令和5年習志野市議会第2回定例会一般質問等について、報告するものです。

### 報告事項(2)

令和4年度教育費予算の繰越しについて

・令和4年度教育費予算の繰越しについて、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項の規定により議会へ報告したので、別紙のとおり報告するものです。

### 報告事項(3)

日本語指導教室について

・日本語指導教室について、報告するものです。

### 報告事項(4)

習志野文化ホール再建設について

・習志野文化ホール再建設について、報告するものです。

### 議案第20号

令和6年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)

・習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき、令和6年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書を採択するものです。

### 協議第1号

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書案を作成したので、協議するものです。

報告事項(1)

令和5年習志野市議会第2回定例会一般質問等について

令和5年習志野市議会第2回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和5年7月19日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

日程	通告 No.	議員名(党派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
6月12日	1	央 重則 (環境みらい)	3.教育等の問題について (1)教員の勤務実態について 時間外勤務は、どのように変化しているのか伺う。 (2)教員不足について 学校の教員不足について問題となっているが、習志野市の状況はどうか。 (3)藤崎小学校のプール廃止について プールを造る場合と民間施設を利用することによるコスト比較について聞きたい。	学校教育課  学校教育課  教育総務課	80	1
	2	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		80	2
	3	市瀬 健治 (環境みらい)	1. 谷津南小バス通学における妻の杜三丁目停留所の待機場所の改善を求める ①朝の通学時には大人数の児童が待っている。借りている駐車場は満員の状況にあり将来的には、道路にはみ出す事が懸念される。この為将来を見据え、改善の措置を講じる事を求める	教育総務課	30	2
	4	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	2
6月13日	5	佐藤 まり (市民の会)	該当なし		80	3
	6	嶋 哲登志 (民意と歩む会)	該当なし		80	3
	7	丸山 秀雄 (公明党)	1. 本市における、交通安全対策について (2)通学路安全対策の進捗について 2021年6月に八街市で発生した、飲酒運転による児童5人の死傷事故を受けて、習志野市の通学路に対する安全対策について、どのような対策を講じているのか伺う。  3. GIGAスクール構想について (1)端末の活用状況について	学校教育課   総合教育センター	60	3
	8	寺川 貴隆 (環境みらい)	該当なし		80	
6月14日	9	田中 慶子 (公明党)	2. 習志野市における共生社会実現について (2) 教育委員会の取り組みについて 教育現場における人権教育の取り組み状況について伺う。	指導課	60	5
	10	飯生 喜正 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	5
	11	金子 友之 (真政会)	4. 通学路の安全確保について (1)通学路の安全確保の取組について (2)令和4年度に行った通学路安全点検の件数と内容について	学校教育課 学校教育課	60	6
	12	三代川 雄哉 (真政会)	3. 中学校部活動の地域移行について 国、県が示している方針と本市の取り組み状況について伺う。	指導課	60	6
6月15日	13	金井 宏志 (公明党)	2. 学校給食について (2)給食時のコロナ対応について 新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより小中学校における給食時の対応はどのように変わったのか伺う	学校教育課	60	7
	14	相原 和幸 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		50	9
	15	大宮 こうた (明日の習志野)	3. 子育て支援の拡充について (2)「隠れ教育費」の削減 ①憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現を目指して、実現可能な部分から保護者負担を減らす取組 補助教材費など「隠れ教育費」といわれている保護者負担の軽減を図るため、まずは彫刻刀や裁縫セットなど、各自購入している物品を学校で購入し、貸与することから取り組むことについて、どう考えるか。	学校教育課	80	9
	16	荒原 ちえみ (日本共産党)	該当なし		80	



日程	通告No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問時間	頁
6月16日	17	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		60	9
	18	入沢 としゆき (日本共産党)	1. 中央消防署秋津出張所移転建替え計画について 日々教育活動をしている第七中学校の敷地を削って消防署出張所を新たに設置することは、サイレンなどが教育環境へ弊害がある。また、周辺住宅地域にも日々騒音などの影響があるので撤回を求める。既存の用地などでの建て替え計画にように求めるが、市長並びに教育長の見解を伺う。  5. (仮称)鷺沼地区土地区画整理事業にともなう鷺沼小学校や保育所の対応について 鷺沼小学校の移転が計画されているが、新設される小学校が文部科学省の示した道正規模を大幅に超える1000名以上の大規模校になることが想定されている。教育環境を維持するために、既存の鷺沼小学校を廃止しないで一定期間存続すること、また保育所不足が生じないように地権者の責任で保育所を設けることを求めるがどうか。	教育総務課 消防本部  教育総務課 こども部	80	9
	19	木村 幸浩 (公明党)	該当なし		50	
	20	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		50	
6月19日	21	谷岡 隆 (日本共産党)	1. 野村不動産主導でタワーマンション、商業施設、習志野文化ホールを合築する「JR津田沼駅南口市街地再開発事業」について (3)学校・保育所がバンク状態の谷津小学校・第一中学校の学区に、新たにタワーマンションを建設する再開発計画を容認して良いのか。  3. 市立小中学校における学校給食費、学校指定品、学校徴収金、補助材料などの経済的負担(隠れ教育費)の軽減について (2)4月28日付で各校における義務教育の私費負担(学校指定品、学校徴収金、副教材、補助教材、校外学習、修学旅行など)の資料要求をしたが、その結果からわかる私費負担の大きさと負担軽減の必要について教育長の見解を伺う。  4. いじめ防止対策推進法の「重大事態」への対処について (1)いじめ問題対策委員会(第三者委員会)による調査審議の会議録や資料等(計20回)、教育委員会事務局や学校等とのやりとりの記録(Eメール、メモを含む)などの自己情報の開示をいじめ被害者の保護者が求めているが、なぜ隠そうとするのか。  5. プラッツ習志野・中央公民館の施設予約におけるID登録について (1)予約が必要となるID登録において「団体登録申請書、会員名簿、活動計画」の提出を求める現制度は、近隣の千葉市・船橋市・八千代市にない異常な制度である。個人情報等の提出を過剰に求める現制度の抜本改正を求める。	教育総務課 都市環境部  学校教育課  指導課  社会教育課 中央公民館	80	10
	22	荒木 和幸 (真政会)	該当なし		60	
	23	木村 孝 (民意と歩む会)	2. 学校通学路の安全確保 (1)タワーマンションから向山小学校へ通う児童への通学路の安全確保について 危険な踏切のある通学路の対策について	学校教育課	60	12
	24	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし		80	

(議案)

日程	番号	議案名	担当課	頁
6月9日 (総括質疑) 6月21日 (文教福祉 常任委員会) 6月29日 (総括審議)	27	習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生涯スポーツ課	13

(請願・陳情)

日程	区分	件名	担当課	頁
6月21日 (文教福祉 常任委員会)	陳情	「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情	学校教育課	15
	陳情	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情	学校教育課	17

【教育委員会】令和5年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 教育等の問題について (1) 教員の勤務実態について 時間外勤務は、どのように変化しているのか伺う。	本市小・中学校教職員が正規の時間を超過して勤務した時間の1カ月あたりの平均時間について、令和元年度から令和4年度の教員は、令和元年度が46時間、令和2年度が37時間、令和3年度が41時間、令和4年度は40時間となっている。また、依然として100時間を超過する教職員が令和5年3月の1ヶ月間において15名いる。教育委員会としては、教育課程の工夫による放課後時間の確保を各市立小中学校において実施するよう校長へ依頼するとともに、児童生徒・教職員にとって教育効果があり、負担が少ない行事の計画、スクールサポートスタッフの配置や業務のICT化による事務作業の軽減等、超過勤務縮減に向けた取り組みを推進していく。	教育課程の工夫による放課後時間の確保を各市立小中学校において実施するよう校長へ依頼するとともに、児童生徒・教職員にとって教育効果があり、負担が少ない行事の計画、スクールサポートスタッフの配置や業務のICT化による事務作業の軽減等、超過勤務縮減に向けた取り組みを推進していく。	未
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問1	依然として超過勤務者が多い状況について教育委員会の見解を伺う。	教職員の超過勤務が多い状況は、教育委員会としても課題として捉えている。学校と連携し、教職員が勤務時間内で可能な限り業務を進める時間を確保する工夫、また業務自体を削減する取り組みを進めている。	今後も学校と連携し、教職員が勤務時間内で可能な限り業務を進める時間を確保する工夫、業務自体を削減する取り組みを進めていく。	済
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問2	令和元年度と令和4年度を比較すると、小学校において1ヶ月あたり80時間以上の超過勤務をした教職員が増えている理由について伺う。	令和元年度と令和4年度を比較すると、19名増えているが、令和元年度は162名、令和4年度は181名である。月ごとに見ると4月の差が大きく令和元年度が17名、令和4年度が37名と20名増加している。他の月については、ほぼ差がないという状況である。4月の人数の差については、令和4年4月1日文科科学省から学校の新しい生活様式が示されたことで、感染症対策と教育活動の両立に向けた学校生活、学校行事の計画を立てることに時間を要したことが主な要因ではないかと考えているが、明確な要因はわからない。	今後も学校と連携し、教職員が勤務時間内で可能な限り業務を進める時間を確保する工夫、業務自体を削減する取り組みを進めていく。	済
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問3	教職員の超過勤務実態は、延べ人数の集計で行われている。同じ先生が繰り返しているのではないかと。教育委員会としての改善策を伺う。	超過勤務については複数月に行っている者もいる。そのため教育委員会からは次の2点について校長へ依頼している。1点目は教職員が自身の働き方を見つめられるよう業績評価のために作成する目標申告シートに勤務時間を意識した業務の取り組み方について記載するよう促し、勤務時間を意識させるとともに、校長はそれを踏まえて教職員との対話を通して学校の働き方改革を進めるということである。2点目は勤務時間が80時間を超過している教職員については産業医の面談を受け、医師による健康状態と業務への取り組み方に関する助言をいただくことにより、校長から業務の負担の偏りが起こらないよう、働きかけることである。	教職員が勤務時間を意識して勤務するよう、今後も働きかけをしていく。	済
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		要望	学校、本人の意識に任せるのではなく、勤務時間が減少するよう業務改善・削減に取り組んでほしい。公開研究会で勤務の効率化を図ったと前回の議会で答弁している。勤務実態に反映されていないので引き続き業務を減らしてほしい。	-	業務改善の取り組みを推進していく。	済
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	小学校の公開授業の中で、市がコントロールできる時間帯という点で精査して短くしている。その時、印刷物の対応等を半日削減できたと言っているなら、当然時間に反映されるべき。数字が減っていなければおかしい。それが前回もはっきりしなかった。今回聞いても同じ答えであろう。半日減ってよかったというのであれば、どこかで反映されていることを、ぜひ教育委員会のほうで（言葉ではなく）数字で表してもらいたい。	-	公開研究会が実施される10月、11月の超過勤務時間を注視しつつ、本年度の公開研究会に係る準備時間について、実施校を対象に調査をかける。	未
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(2)		本答弁	3. 教育等の問題について (2) 教員不足について 学校の教員不足について問題となっているが、習志野市の状況はどうか。	本年5月1日現在、本市における県費負担教職員は802名、そのうち、年度初めに学級数が増えたことが主な原因で生じた欠員のため臨時的に任用している欠員補充講師が32名いる。また未配置が1名である。コロナ禍以前である令和元年度と比較すると、県費負担教職員が732名、欠員補充講師が87名、未配置が3名であり、定数に対して不足している教職員の配置状況はこの5年間で改善している。教員の採用、配置は県教育委員会が行うものであるが、本市としては欠員・未配置が生じないよう計画的で長期的な観点に立った新規採用教員の配置、未配置解消のための臨時的任用講師の確保について県教育委員会と連携していく。	欠員・未配置が生じないよう計画的で長期的な観点に立った新規採用教員の配置、未配置解消のための臨時的任用講師の確保について県教育委員会と連携していく。	済
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(2)		要望	本務者をもっと増やす必要があるのではないかと。講師を減らすことが本質的な教員不足解消ではないのか。再任用の教員に学年主任という責任を負わせている状況も教員不足と言えないのではないかと。この状況を改善してほしい。	-	欠員・未配置が生じないよう計画的で長期的な観点に立った新規採用教員の配置、未配置解消のための臨時的任用講師の確保について県教育委員会と連携していく。	済
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(3)		本答弁	3. 教育等の問題について (3) 藤崎小学校のプール廃止について プールを造る場合と民間施設を利用することによるコスト比較について聞きたい。	藤崎小学校のプールは、今年度の水泳授業の実施後に、解体工事を行い、次年度からの水泳授業は、民間プール施設を活用していく。プール設置の有無については、長寿命化改修の設計を実施する際に総合的に検討することを予定しているため、現時点では未定である。プール設置の有無を判断する際の検討内容としては、主に3点ある。1点目は、水泳授業が可能な民間プール施設の有無について、2点目は、移動時間等を含めた適切な水泳授業の実施の可否について、3点目は、工事を行った場合と民間プール施設を活用した場合の経費の比較である。経費の比較については、直近の事例を基に試算すると、プールを再建設し40年間使用した場合は2億1千350万円となる。一方、民間プール施設を40年間活用した場合は、約1億9千600万円となる。	-	-
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(3)		再質問1	習志野市第2次学校施設再生計画のとおり、各学校の事業に着手できているのか。	学校施設再生計画では、小学校、中学校及び高等学校の再生計画を記載している。令和5年度においては、建替、長寿命化改修、大規模改修について、合計10校の設計又は工事を行う計画となっている。内訳としては、建替が4校、長寿命化改修が4校、大規模改修が2校である。実際の着手状況としては、この10校のうち8校は計画通り設計や工事に着手しており、1校は令和4年度末までに工事まで完了しているところである。	-	-

回	通告No	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(3)		再質問2	10校の内、1校着手していないのは、どこか、藤崎小学校である。	-	-	
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(3)		再質問3	なぜ藤崎小学校だけやらないのか。藤崎小学校については、令和4年度、5年度に設計、令和6年度、7年度、8年度の3か年で、長寿命化改修工事を実施する計画となっていた。しかしながら、市全体として様々な各事業に取り組んでいることから、計画どおり実施ができなかったものである。	-	-	
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(3)		再質問4	検討するのがいつになるか分からないのに、プール設置の有無を長寿命化改修の設計を行う際に検討するという答弁するのはいかがなものか。これまでも答弁しているとおり、プールの設置の有無について、長寿命化改修工事の設計をする際に、総合的に判断することとしているため、検討項目として、主な3点をお答えしたものである。	-	-	
R5/2	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(3)		再質問5	大久保小学校や谷津小学校のプール建設を決めた際は、コスト比較を行ったのか。大久保小学校については、令和元年度より建替の設計を開始し、令和4年度より建替工事を開始している。プールの建替については、設計を行った際に建て替えた場合と、民間プール施設を活用した場合の経費を比較した。プールを建て替えて40年間使用した場合は、約2億1千650万円、一方、民間プール施設を40年間活用した場合は、約2億2千180万円である。また、谷津小学校については、平成27年度より建替の設計を行い、平成30年度から令和2年度に建替工事を実施した。谷津小学校については、増加が見込まれていた児童数に対応することを最優先に教室数やプールを含む各種施設について、建て替えが必要と判断したものであり、そのため、プールを建て替えた場合と、民間プール施設を活用した場合の比較は行っていない。基準についてマニュアル等もなく書類上に明記されていないとの御指摘については、計画の中間見直しをして、きちんと位置付けして明記したものと御理解いただきたい。また、藤崎小学校の他に長寿命化改修工事の計画していた3校のうち、小学校は、屋敷小学校と向山小学校であり、令和3年度までに設計を着手していた。事業費が膨らむ中で、令和4年度に設計を計画していた藤崎小学校は計画通りに実施することが困難であったものである。	-	-	
R5/2	2	宮内 一夫	市民の会	政策経営部	総合政策課	学校教育について	3			本答弁	3.市長の選挙公約（家庭が負担する教育費への支援策）いつ頃どのような支援か伺う。大項目の質問は、市長答弁	-	-	
R5/2	2	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3			再質問1	負担が大きい中学校入学をむかえる子どもがいる家庭に対して、まず支援を考えてはどうか、伺う。市長答弁にもあったように、教育委員会としても、具体的な支援については、保護者の負担の実態を把握するための実態調査や先進自治体の取り組み事例の検証などを行い、効果的な負担軽減策の検討を進めていきたいと考えている。	保護者の負担の実態を把握するための実態調査や先進自治体の取り組み事例の検証などを行い、効果的な負担軽減策の検討を進めていく。	未	
R5/2	2	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3			再質問2	実態調査とは、具体的にどのようなことを行うのか。学校等々で、保護者が負担している経費はどのようなものがあるのかを調査を行い、その中で内容について精査できるものがあるのか調査を行っていく。	保護者が負担している経費はどのようなものがあるのかを調査を行い、その中で内容について精査できるものがあるのか調査を行っていく。	未	
R5/2	2	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3			再質問3	支援策が出てくるまでかなりの時間がかかりそうである。実態調査等は教育委員会と協力して早急に対応していただきたい。【市長答弁】第一義的に義務教育に係る家庭の負担の解消は、国・県で統一的に実施してほしいと強く思っている。市単独で行くと、他市との競争が激化したり、規模の大きい自治体ほど有利になってしまったりする。本市の歴史を振り返ると、本市は経常収支比率がとて高い状況が続いていることから、より財政状況について考えながら対応していかなければならない。議員御指摘の施策は単年度ではなく、恒常的に進めていかなければならないことから、慎重さが必要である。また、昨今の原材料費が高騰している状況下で、特に本市は公共施設の再生計画で施設の更新が多くあり、日程的には計画的に対応しているが、金額的には予定より上昇した傾向となっている。この傾向が続いていくことを踏まえると、財政状況をしっかりと鑑みながら、同時に国・県に統一的な要望をしていき、市としてできることを精査していきたいと考えている。支援策の必要性は十分に認識しているところである。	-	-	
R5/2	3	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1		①	本答弁	1.谷津南小バス通学における奏の杜三丁目停留所の待機場所の改善を求める ①朝の通学時には大人数の児童が待っている。借りている駐車場は満員の状況にあり将来的には、道路にはみ出す事が懸念される。この為将来を見据え、改善の措置を講じる事を求める バス通学の現状については、本年4月1日現在、469名の児童が、路線バスを活用し、通学をしている。奏の杜三丁目バス停留所に近接する待機場所については、歯科医院の駐車場、約90平方メートルを午前6時30分から8時30分までの2時間、待機場所として活用させていただいている。児童は、待機場所において安全整理員の指導のもと、一列15人ずつに整列し、多いときで、4列程度に並び待機している。現在は、児童が待機場所から道路にはみ出す様な状況はないが、今後、バス通学児童数の増加が見込まれることから、今後のバス通学にあたり、路線方式を活用した様々な運行形態について運行会社である京成バス株式会社と協議を行い、待機場所を含め、児童が安全にバス通学ができるよう、努めていく。	今後バス通学にあたり、路線方式を活用した様々な運行形態について運行会社である京成バス株式会社と協議を行い、待機場所を含め、児童が安全にバス通学ができるよう、努めていく。	済	
R5/2	3	市瀬 健治	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1		①	再質問1	路線方式を活用した様々な運行形態については、どのようなものを考えているか 路線方式とは、国土交通省より認可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者によって行われる路線定期運行である、いわゆる路線バスである。現在は、京成バス株式会社の路線バスを活用している。バス通学の現状としては、通常の時刻表に掲載される定時便の他に、時刻表に掲載されない臨時便を運行し、対応しているところである。現在、臨時便の更なる増便の他、どのような形態であれば今後の児童増に対応した運行が可能なのか、京成バスからの提案を受け、それを参考に考えていく。	今後臨時便の更なる増便の他、どのような形態であれば今後の児童増に対応した運行が可能なのか、京成バスからの提案を受け、それを参考に考えていく。	済	
R5/2	4	関根 洋幸	元気な若志野をつくる会	都市環境部	都市再生課	都市政策について	1	(1)		本答弁	1.都市政策について (1)JR津田沼駅南口再開発事業の進捗状況について JR津田沼駅南口再開発事業の進捗状況について伺う。大項目の質問は、市長答弁	-	-	



【教育委員会】令和5年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	4	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問11	再開発の中には50階程度の「住宅棟」が計画されているとのことである。3年前には隣接地に「津田沼ザ・タワー」が建築されており、向山小学校区になっているが、現在、向山小学校に通学している児童数はどの程度いるのか伺う。	令和5年5月1日時点で「津田沼ザ・タワー」に居住している小学生は107名である。このうち65名が向山小学校に通学している。この他、転居などの理由による特例措置として、谷津小学校等に通学している児童が26名、私立学校等に通学している児童が16名である。	-	-
R5/2	4	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問12	50階程度の「住宅棟」となると児童数も多くなることが想定され、谷津小学校では受け入れが困難であると思うが小学校区はどのようにするのか伺う。	現在、同地区は谷津小学校区となる。しかしながら、50階程度の「住宅棟」が建設されることとなると、谷津小学校では受け入れることが大変困難である。このことから、通学区域審議会への諮問、教育委員会会議での議決など、所定の手続きが必要となるが、通学区域を変更することとなる。通学する学校については、隣接している津田沼ザ・タワーの学区を考慮すると、向山小学校を想定しているところである。	-	-
R5/2	4	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問13	谷津小学校では受け入れが困難であり、津田沼ザ・タワーと同じ向山小学校を想定することであるが、向山小学校で受け入れが可能なのか伺う。	向山小学校については、現在、長寿命工事に着手している。また、(仮称)向山こども園を敷地内に建設することから、向山幼稚園部分について、小学校の校舎として活用することを想定している。これにより、現在の23教室から最大30教室まで小学校校舎部分を拡大することができ、この教室数で受け入れられる範囲において、新たに増加する児童についても受け入れが可能と考えられている。	-	-
R5/2	4	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問14	向山小に受け入れられるクラス数については了解した。では、向山小には徒歩で通学することになると思うが、その通学路設定や安全確保策についてはどのように考えているのか伺う。	現在、隣接する津田沼ザ・タワーからは徒歩で向山小学校へ通学している。通学路については、同じ通学路を使用することになると想定している。この通学路については、途中で踏切があるが、車両通行止めのガードがあり、車が渡るができない歩行者専用となっており、児童の滞留スペースも確保されている。この踏切や途中の交差点などについて登校時においては、地域の方に御協力いただき、教職員と共に児童の見守り活動をしていただいている。今後、通学する児童が増加してくることとなった際には、通学路の設定などについて、学校や地域と協議を行い、安全に通学ができるように対応していく。	今後、通学する児童が増加してくることとなった際には、通学路の設定などについて、引き続き学校や地域と協議を行い、安全に通学ができるように対応していく。	済
R5/2	4	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		要望	通学路の安全確保は保証されるべきものの一つである。地域の方々の協力や教職員が見守り活動していただいていることに感謝しているが、この体制が負担にならないように持続可能な仕組み作りを要望する。	-	今後も引き続き児童生徒が安全に通学できるよう取り組んでいく。	済
R5/2	5	佐藤 まり	市民の会	政策経営部	総合政策課	学校教育について	2			本答弁	2.市長の選挙公約について(給食費無償化について)どのように検討するのか伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/2	5	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2			再質問1	市長答弁で給食費無償化について検討を進めるとあったが、具体的にどのように検討していくのか。	学校給食費の無償化の県内自治体の取り組みとしては、昨年度より千葉県からの補助を受け、県内のほとんどの自治体で第3子以降無償化を実施している。これに加えて、浦安市では、令和4年度から小学校6年生と中学校3年生、成田市では、令和5年度から中学校3年生を無償化の対象としており、松戸市では、令和5年1月から第2子の給食費の半額を補助している。また、市川市では令和5年度から小学校及び中学校の全ての児童生徒の給食費無償化に取り組んでいる。御質問の具体的にどのように検討していくかについては、市長答弁にもあるとおり財源の確保策について検討するとともにその他の教育費の保護者の負担に係る実態把握や先進自治体の取り組みを検証し、検討を進めていく。	保護者の負担の実態を把握するための調査や先進自治体の取り組み事例の検証などを行い、効果的な負担軽減策の検討を進めていく。	未
R5/2	5	佐藤 まり	市民の会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2			要望	無償化は国がリーダーシップをとって進めていくべきだが、江戸川区が全ての子どもの対象に先行して実施し、国が動くよう取り組んでおり、習志野市も国・県に要望するとともに無償化に向け取り組んでほしい。	-	保護者の負担の実態を把握するための調査や先進自治体の取り組み事例の検証などを行い、効果的な負担軽減策の検討を進めていく。	未
R5/2	6	鴨 哲登志	民意と歩む会	政策経営部	資産管理課	まちづくりについて	2	(1)		本答弁	2.地域課題 (1)藤崎図書館の復活を求める。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/2	6	鴨 哲登志	民意と歩む会	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	2	(1)		再質問2	中央図書館で読み聞かせなどやっているのか。	中央図書館では、藤崎図書館で行っていたような事業と同じ事業を現在でも展開している。	-	-
R5/2	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		本答弁	1.本市における、交通安全対策について (2)通学路安全対策の進捗について 2021年6月に八街市で発生した、飲酒運転による児童5人の死傷事故を受けて、習志野市の通学路に対する安全対策について、どのような対策を講じているのか伺う。	本市では、毎年、通学路安全対策協議会を開催し、市内各小中学校の通学路安全点検を実施するなど、通学路の安全対策に取り組んでいる。本協議会は、学校教育課が事務局となり、習志野警察署の交通課と生活安全課、さらに、市長事務部局の道路管理課と防犯安全課、各学校の管理職と保護者代表、青少年センターで構成している。通学路安全点検では、事前に各学校から交通面、防犯面の点検箇所を聞き取り、協議会委員が実際に足を運んで点検を行っている。令和4年度に行った点検のうち、交通安全に係る箇所は51か所であった。そのうち50か所は既に対策が完了している。残り1箇所については、千葉県が管理しており、今年度に着工予定となっている。対策を行った主な内容としては、路面標示の設置及び補修が28件、注意喚起を促す電柱幕の設置が9件、ストップマークの設置及び補修が3件である。そのほか10件については、警察や千葉県への依頼、児童生徒への交通安全指導を行い、対策が完了している。また、今年度も5月より通学路点検を順次実施しているところである。これら、毎年の点検に加え、令和3年度には、県内の痛ましい交通事故を受け、市内の小学校通学路の緊急一斉点検を行った。点検箇所74か所のうち73か所については、対策が完了している。残りの1箇所については、先ほどの答弁と同じ箇所となっている。このほか、通学路点検以外においても、毎日、地域の方には交差点や見通しの悪い路地などで、ボランティアで見守り活動をしていただき、児童生徒の安全確保に御尽力いただいているとともに、教育委員会では学期のはじめ及び交通安全週間において、パトロール等を行っている。また、各学校では、交通安全教室の実施や安全マップ作りなど安全教育を行い、児童生徒の安全意識を高める取り組みをしている。今後も引き続き児童生徒が安全に通学できるよう取り組んでいく。	今後も引き続き児童生徒が安全に通学できるよう取り組んでいく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		再質問1	通学路安全協議会で点検を行っているということだが、危険だと思われる場所については、どのように把握しているのか。	各学校で学期の初めに教職員が交通指導を行う際に通学路を巡回し、確認している。また、保護者や地域の方々から、交通上や防犯上の危険だと思われる場所の情報を聞き取る機会を設けるとともに、児童生徒の登下校、放課後の様子について提供いただいた情報を学校で確認し、すぐに対応が難しいものについては点検箇所として教育委員会に報告いただいている。教育委員会としても学期はじめのパトロールで通学路を歩き、確認するようにしている。この他にも警察や青少年センターから連絡のあった不審者情報等を整理し、安全な通学路となるよう努めている。	今後も取り組みを継続し、安全な通学路となるよう努めていく。	済
R5/2	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		要望	ゾーン30の路面標示や、車のスピードが出せなくなるような道路、路面の工夫も検討してほしい。常に新しい視点で危険箇所の洗い出しを行い、未来ある児童生徒たちが安心安全に通学できるように継続した対応をお願いしたい。	-	今後も取り組みを継続し、安全な通学路となるよう努めていく。	済
R5/2	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		再質問2	交通安全教室をどのように行っているのか。	交通安全教室は、市内のすべての小中学校が、交通安全協会等の協力を得て実施している。主な内容としては、交差点での安全な歩行や道路横断の仕方、踏切の渡り方や待機の仕方、自転車の点検方法や乗り方などについて模擬道路や実際の交差点で実地体験を通して学ぶ。また、映像視聴を通して、交通事故となるような行為や状況について学ぶ。令和5年度においても全ての学校で実施が予定されている。	今後もすべての学校で実施をしていく。	済
R5/2	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. GIGAスクール構想について (1) 端末の活用状況について	小中学校においては、令和3年度よりタブレット端末の活用を始めている。導入当初には、カメラやビデオ機能の使用や、インターネット検索を行うなど、基本的な機能を活用した授業を実施していた。その後、活用が進みアンケートの作成や集計等の機能を使って、教員や児童生徒が意見や考えを集約する、一つのデータをグループ内で共有し対話を通して学び合う、さらには、Webカメラを用いて近隣の学校や県外の学校と交流するなど、活用の幅が広がっている。令和3年度より導入したデジタル教科書は、文字や写真等の拡大縮小や、音声読み上げ機能などがあり、その良さを生かして活用している。家庭では、自分の興味や関心のある内容についての調べ学習や資料作りのほか、学校と家庭との連絡手段として活用している。また、今年度は、AI型デジタルドリルの導入を予定している。このAI型デジタルドリルを活用して、児童生徒が、わかり、できるようになり、自分の成長を実感できるよう学習活動の充実を目指していく。教育委員会としては、ICT支援員やICT学習指導員を配置し、タブレット端末の操作方法やデジタル教材の作成など、授業での効果的な活用に向けて教員を支援している。さらに、教員を対象とする「ICTマイスター育成事業」を実施している。この事業は、学校におけるICT機器活用の中核を担うリーダーとなる人材の育成を図るもので、ICTに関する知識や技能を身に付けるとともに、各学校でタブレット端末活用の推進役を担うことができるよう実践的な研修を行っており、これまでに41名をマイスターとして認証してきた。その他にも、「児童生徒の学年別ICT活用スキル一覧」や実践事例集を作成し、各学校に配付するなど、学校での活用を支援している。今後も、児童生徒の情報活用能力の育成を目指して、より一層、教員のICT活用指導力の向上を図っていく。	今後も、児童生徒の情報活用能力の育成を目指して、より一層、教員のICT活用指導力の向上を図っていく。	済
R5/2	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問1	ICT支援員、ICT学習指導員の具体的な活動内容について伺う。	本市では、事業者と委託契約を締結し、ICT支援員を6名配置し、市立小・中学校に対して、概ね週1回、1日あたり7時間派遣している。具体的な活動内容としては、ICTを活用した授業を円滑に行うため、タブレット端末を含めたICT機器を活用した授業提案、授業支援に関する資料の作成、児童生徒に対する端末の操作支援等を行っている。また、ICTに関する校内研修を企画し、その講師を務めることもある。ICT学習指導員については、本市の独自の取り組みとして、学校におけるICT機器の活用に関する知識や経験の豊富な退職教員1名を会計年度任用職員として採用し、各学校を巡回訪問している。訪問では、ICTを活用した授業を参観し、その後、効果的な活用場面や活用方法等について、具体的な事例を挙げながら、授業者に対し指導や助言を行っている。ICT学習指導員は、令和3年度と令和4年度の2年間に、延べ525学級の授業を参観している。その記録を実践事例集としてまとめ、各学校に配付し、学校ではICTを活用した授業の工夫に生かしている。教育委員会としては、ICT支援員、ICT学習指導員を積極的に活用し、学校のICT活用の充実を目指す。	-	-
R5/2	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		要望	ICT学習指導員が1名は少ないのではないか。増員してほしい。	-	ICT学習指導員が担っている役割及び効果について、今後も検証していく。	済
R5/2	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問2	不登校や障がい等により、学校に来ることが難しい児童生徒に対するオンライン授業を始めとした、ICTを活用した支援について伺う。	不登校や障がい等により学校にくることが難しい児童生徒の教育機会を確保するため、保護者のニーズを受けて、学習内容や授業形態に応じて、可能な範囲で、個別にオンライン授業を実施している。なお、家庭でオンライン授業に参加する場合、通信環境が整備されていない御家庭に対しては、ルーターを貸し出し、通信費を市が負担している。今後も、学校に来ることが難しい児童生徒に対するICTを活用した支援について、推進していく。	今後も、学校に来ることが難しい児童生徒に対するICTを活用した支援について、推進していく。	済
R5/2	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		要望	起立性調節障がいの児童生徒へのオンライン授業で各学校の対応にばらつきがある。学校に来られない児童生徒の対応を把握してほしい。	-	各学校の取り組み状況の把握をするとともに、保護者の要望及び学校ごとの事情等に応じて実施していくよう学校へ依頼する。	済



【教育委員会】令和5年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	9	田中 慶子	公明党	健康福祉部	社会福祉課	福祉行政 について	2	(1)		本答弁	2. 習志野市における共生社会実現について (1) 習志野市の取り組みについて 昨年6月に「(通称) 大切な人を守る都市宣言」が制定されたが、その周知・啓発の取り組み状況について伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/2	9	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	2	(1)		再質問4	先程、市長答弁の中で、いじめに関する取り組みについて話があったが、教育委員会が所管する「いじめ」匿名メール相談の実績、対応について伺う。	「いじめ」匿名メール相談を行うことができるWEBアプリでは、いじめについて「相談できない」、「周りに心配をかけたくない」という思いで誰にも相談できなかった児童生徒が安心して相談できるよう、小学校5年生以上を対象に令和4年度より導入した。令和4年度の相談実績としては、延べ件数で660件、実件数にすると270件、そのうち、いじめに関する相談は延べ件数で107件、実件数で32件である。対応としては、届いた相談メールに対し、メール相談担当の相談員が返信案を作成し、心理士や指導主事を含む複数のメール相談対応チームで確認したうえで、返信を行っている。いじめや虐待等の緊急事案については、指導課や子育て支援課、場合によっては、習志野警察と連携し、迅速な対応を図れるよう体制を整えている。今後も、一人一人の悩みに寄り添いながら、教育相談の推進に努めていく。	今後も、一人一人の悩みに寄り添いながら、教育相談の推進に努めていく。	済
R5/2	9	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	2	(1)		要望	いじめメール相談の対象学年が5年生となっているが、もう少し引き下げることができないか。	-	情報・意見収集及び教育相談体制について、今後も調査・研究していく。	未
R5/2	9	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(2)		本答弁	2. 習志野市における共生社会実現について (2) 教育委員会の取り組みについて 教育現場における人権教育の取り組み状況について伺う。	本市においては、通称「大切な人を守る都市宣言」を制定しており、学校においては、この宣言をふまえて人権教育の目標を「児童生徒一人一人が、人権の意義や内容を理解し、自分の大切なとともに、他の人の大切さを認めること」としている。この目標に向けて、学校においては、人権教育を効果的に推進するために、指導方法や学習教材の開発等を行い学習機会の充実を図っている。小学校低学年においては、生活科や道徳の時間を中心にして身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神が感性として育まれるように努めている。小学校3年生以上を指す、中学年から中学校においては、各教科等の特質に応じ「生命を大切に、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心」、「他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心」、「正義感や公正さを重んじる心」などの豊かな人間性を育成するため、ボランティア活動や宿泊学習などの社会体験や自然体験、高齢者や障がいのある方等との交流、通常学級と特別支援学校や特別支援学級との共同学習の機会を設けている。また、視覚障がい、聴覚障がい、高齢者等の多様な立場の人々に対する理解を深めるため、疑似体験の学習を行い、共により良く生活しようとする態度を育んでいる。さらに、他人の自由や権利を大切にすること自分の行動には責任が伴うことなどについて、基本的人権の歴史的、社会的な発展の経緯を含めて、繰り返し学んでいる。 他には、男女平等や性自認、性的指向に関する講演や学習を発達段階に応じて行い、性に關する多様性について理解が広がるよう進めている。また、7月には更生保護、人権擁護、いじめ根絶、非行防止などを趣旨とした、「社会を明るくする運動」が行われている。これに合わせて、市内の小中学校において黄色いリボンを身に付ける運動を行っている。このような学習を積み重ね、児童生徒に一人一人が大切な存在であることに気付かせ、暴力、いじめ、差別は絶対にしてはならないという心を育んでいる。教育委員会として、共生社会の担い手となる児童生徒となるよう引き続き人権教育の充実を図っていく。	今後も教育委員会として、共生社会の担い手となる児童生徒となるよう引き続き人権教育の充実を図っていく。	済
R5/2	9	田中 慶子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(2)		再質問1	教育長答弁で自他の大切さを認めるとあったが、特別な支援を要する児童生徒が学校で取り残されることなく、他の児童生徒と互いに認め合うことができるよう、どのような対応をしているか伺う。	教育委員会では、特別な支援を要する児童・生徒が学校生活において集団から排除されることなく、互いを理解し、共によりよく生活することができるよう、手立てを講じている。具体的には、保護者との合意を図った上で一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、生活での困難さの軽減に努めている。また、必要に応じて特別支援教育支援員や看護師を配置したり、一人一人の特性に応じた学びの場として、特別支援学級や通級指導教室などへの在籍を推奨するなど、安心して学校生活ができるようにしている。また、学校においては交流及び共同学習を行い、相互理解を深めている。教育委員会としては、誰もがその人らしく活躍し、互いの多様性を認め合う、共生社会の形成に向けた、教育活動の推進に努めている。	教育現場において継続して人権教育の充実を図っていく。	済
R5/2	10	飯生 喜正	元氣な習志野をつくる会	総務部	危機管理課	防災対策 について	2			本答弁	2. 急傾斜地崩壊対策事業について 急傾斜地の崩壊による災害から人命及び財産を守るための整備について伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/2	10	飯生 喜正	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2			再質問3	急傾斜地の地域課題の一つとして実習小学校があるが、草木が繁茂し高い樹木も多くある状態である。当該地は、広大な急傾斜地であり、擁壁などを設置することは困難なことは承知しているが、適切な管理はしていただきたい。そこで、現在、当該地についてどのような管理を行っているのか伺う。	教育委員会としては、小学校16校、中学校7校全体を管理する中で、高所や広範囲の樹木の剪定、草刈、消毒、害虫駆除などを実施している。実施する際には、学校と協議をする中、敷地外にある電線に掛かる恐れのあるもの、樹木の老朽化により倒木の恐れがあるもの、通行の妨げになるものなど、安全や周辺への影響を優先とし実施している。今後についても、安全を優先とした樹木の伐採や剪定、草刈等を実施していく。	今後についても、安全を優先とした樹木の伐採や剪定、草刈等を実施していく。	済
R5/2	10	飯生 喜正	元氣な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	2			再質問4	当該地について、樹木や草木の管理を行っているか承知した。では、地域の良好な環境を維持するために樹木の伐採や剪定、下草の除草などについてはどのような間隔(タイミング)で行っているのか伺う。	樹木伐採や剪定の間隔については、学校及び造園業者等と協議の上、現地を確認したなかで、随時実施をしている。下草の除草の時期については、町会のごみゼロ運動前に下草の除草を5月中旬から下旬に実施している。	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	10	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			再質問5	樹木の管理について、専門家の意見を伺いながら、また、危険な状態にならないよう管理しているのは承知した。当該地の樹木は樹勢もあり枝張りも大きい、樹木の伐採や剪定に当たってはどのような方法でどのような範囲（どの高さまで）で行うのか、また、一般的にはどの程度の費用が掛かるものなのか伺う。	樹勢があり枝張りも大きい樹木の伐採や剪定の方法や範囲については、高所作業車を使用し、高所作業車で稼働可能な作業範囲で、伐採や剪定を実施している。費用については、1回あたり約40万円程度である。	-	-
R5/2	11	金子 友之	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4. 通学路の安全確保について (1) 通学路の安全確保の取組について	本市では、毎年、通学路安全対策協議会を開催し、市内各小中学校の通学路安全点検を実施するなど、通学路の安全対策に取り組んでいる。本協議会は、学校教育課が事務局となり、習志野警察署の交通課と生活安全課、さらに、市長事務部局の道路管理課と防犯安全課、各学校の管理職と保護者代表、青少年センターで構成している。通学路安全点検では、事前に各学校から交通面、防犯面の点検箇所を聞き取り、協議会委員が実際に足を運んで点検を行っている。このほか、通学路点検以外においても、毎日、地域の方には交差点や見通しの悪い路地などで、ボランティアで見守り活動をしていただき、児童生徒の安全確保に御尽力いただくとともに、教育委員会でも学期のはじめ及び交通安全週間において、パトロール等を行っている。また、各学校では、交通安全教室の実施や安全マップ作りなど安全教育を行い、児童の安全意識を高める取り組みをしている。今後も引き続き児童生徒が安全に通学できるよう取り組んでいく。	今後も引き続き児童生徒が安全に通学できるよう取り組んでいく。	済
R5/2	11	金子 友之	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	4	(1)		要望	通学路の安全確保への取組については、通学路安全対策協議会による通学路点検を始め、ボランティアの方々による児童生徒の見守り活動、交通安全週間におけるパトロールの実施、各学校での安全教育の実施の4本柱を中心に行っていると認識した。特に、通学路安全対策協議会では、危険箇所の認知、対策の実施、改善内容の確認・評価、より良い改善への取組といったいわゆるPDCAサイクルが回っていることがうかがえ、通学路の安全確保を司る組織として、とても頼もしいと感じた。こういった地道ながら非常に重要で効果的な取り組みを続けているからこそ、今日の習志野市内における通学路の安全が確保されていることにつながっていると考え、これら取組の引き続きの実施をお願いしたい。	-	今後も、通学路の安全確保に努めていく。	済
R5/2	11	金子 友之	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	4	(2)		本答弁	4. 通学路の安全確保について (2) 令和4年度に行った通学路安全点検の件数と内容について	5月に市立各小中学校から改修・改善要望のあった箇所について、安全点検を実施した。交通安全に係る箇所は51か所であり、そのうち50か所は既に対策が完了している。残り1箇所については、千葉県が管理しており、今年度に着手予定となっている。対策を行った主な内容としては、路面標示の設置及び補修が28件、注意喚起を促す電柱幕の設置が9件、ストップマークの設置及び補修が3件である。そのほか10件については、警察や千葉県への依頼、児童生徒への交通安全指導を行い、対策が完了している。また、防犯面に係る48か所を点検し、対策が完了している。対策を行った主な内容としては、防犯パトロールの実施、効果的な防犯灯の設置及び移設、樹木の剪定、公園灯の確認を行った。今後も関係機関と連携しながら、安全対策を講じていく。	今後も関係機関と連携しながら、安全対策を講じていく。	済
R5/2	12	三代川 雄哉	真政会	総務部	情報政策課	住民サービスについて	1	(1)		本答弁	1. SNS活用について (1) 公式LINEについて 公式LINEの登録者数が約9万人と多い。運用状況と今年度の取り組みについて伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/2	12	三代川 雄哉	真政会	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	1	(1)		再質問2	図書館のLINE活用について具体的に伺う。	市立図書館では、LINEを活用したサービスとして、10月の図書館システム更新に併せ、2点実施する予定で準備を進めている。1点目は、LINEの通知機能により利用者の予約した本が図書館で用意できたことを知らせるサービス。2点目は、スマートフォンの画面に図書館の利用者番号をバーコードで表示し、貸し出しなどの時に図書館カードの代わりに使用できるサービスである。	-	-
R5/2	12	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			本答弁	3. 中学校部活動の地域移行について 国、県が示している方針と本市の取り組み状況について伺う。	国は、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」とし、従来の部活動の意義を継承しながら、休日の部活動を「学校主体」から「地域主体」の活動に段階的に移行していく方針を示した。また、達成時期については、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととなっている。千葉県の達成目標は、休日の部活動においては、令和5年度は、各市町村において一つ以上の部活動、令和6年度は、全ての中学校において一つ以上の部活動、令和7年度は、全ての中学校において複数の部活動の地域移行に取り組むこととなっている。さらに令和8年度以降は、各市町村の計画に沿った取り組みを推進していくことを掲げている。これら国、県の方針を受けて、現在本市で行っている取り組み状況については、今年度は、各中学校に休日の部活動における地域移行実施の希望があるかを確認し、希望した3つの中学校の部活動で市の研究指定事業として研究・検証を行っている。具体的には、第一中学校においては女子バスケットボール部、第二中学校においては陸上競技部、第七中学校においては男子バレーボール部で実施している。指導者については、指導実績や資格を有する指導者を教育委員会で「地域部活動指導員」に任命し、各学校に派遣している。今年度においては、指導時間は、年間150時間以内で、業務内容は、これまで教員が行っていた部活動指導の全般を地域部活動指導員が行うこととしている。来年度以降のスケジュールについては、県の達成目標に基づき、令和6年度は、全ての中学校において一つ以上の部活動、令和7年度は、全ての中学校において複数の部活動の地域移行を実施する予定である。教育委員会としては、これまで本市の学校教育が築いてきた部活動の良さを活かし、地域部活動を推進していく。	実施校で研究・検証を行い、今後の地域移行の資料とし、推進を図る。	済



【教育委員会】令和5年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	12	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問1	第一中学校、第二中学校、第七中学校の3校で研究・検証を行っている地域部活動指導員について具体的に伺う。	3つの部活動で従事している指導者について、今回実際に従事している指導者は、約20年間にわたり実施校において「部活動支援員」を務めていた方や競技経験に加え、指導実績のある方。元教員で部活動指導経験があり教育現場に精通している方々が従事している。また、各競技団体等が公認している指導者認定講習を受講し、指導者の資格を有しており、大会等で教員に代わり監督としての役割を担うこともできる方である。	実施校で研究・検証を行い、今後の地域移行の資料とし、推進を図る。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	政策経営部	資産管理課	まちづくりについて	1			本答弁	1. 公共建築物再生計画における東習志野地区の施設の再整備について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			再質問2	東部地域でも築後年数が48年と最も古い総合教育センターの再整備は、場所の移動も含めて検討されているのか。	平成26年に策定した習志野市公共施設再生計画においては、総合教育センターが立地する東習志野地区を含む実勢駅勢圏には、教育研究関係施設を配置するとされている。この考え方については、現在の第2次公共建築物再生計画においても継承されている。東習志野の文教地区は、本市教育行政にとって大変貴重な財産であると認識しており、総合教育センターについても、現在の場所に再整備するものと考えている。	-	-
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			再質問3	総合教育センターの再整備の進捗について伺う。	先ほどの市長答弁にもあったとおり、老朽化の進行などの理由により建替えの前倒しの実施及び他施設との複合化を検討することとされたところである。これを受けて、教育委員会としては、前倒しの整備を視野に入れた中で、令和5年度については、整備に向けた基本構想の策定作業に入っていくことを予定している。策定作業にあたっては、これまでの他の公共施設の整備における手法を参考にしながら、既存施設の利用者や地域の声を丁寧に聞きながら、作業を進めていきたいと考えている。	今後も策定作業にあたっては、これまでの他の公共施設の整備における手法を参考にしながら、既存施設の利用者や地域の声を丁寧に聞きながら、作業を進めていきたいと考えている。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			再質問4	総合教育センターの他施設の複合化とは、具体的にはどのようなことか。複合化するのか。	総合教育センターをはじめとして、現在、各施設についても老朽化が進んでおり、不具合に対して暫定的な修繕を重ねている状況である。さらに、教育行政に関する課題も増加、多様化が進み、総合教育センターにおける調査・研究機能など、文教センター設置時に想定していた機能について充実を図っていかねばならないものがあると認識している。総合教育センターの再整備にあたっては、これらの課題について、再整備に合わせて改善できるか、課題の解決のための施設の複合化の枠組みはどのような形にするのがふさわしいか市長事務局と協議しているところである。	総合教育センターの再整備にあたっては、これらの課題について、再整備に合わせて改善できるか、課題の解決のための施設の複合化の枠組みはどのような形にするのがふさわしいか市長事務局と協議しているところである。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			要望	現時点では、未検討のため不明だと思うが、もし再整備した結果、空地が生じた場合は有効に活用を。地域の意見を取り入れてほしい。	-	今後も動向を注視していく。	未
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			再質問5	総合教育センターなど、再生の方向性は今後どの段階で地域へ説明していくのか。	総合教育センターの再整備にあたっては、これまでの他の公共施設の整備における手法を参考にしながら、次期の公共建築物再生計画の策定状況にあわせて再整備の基本的な方向性が見えた段階で、地域の方へ説明し、御理解いただけるよう取り組んでいく。	今後も次期の公共建築物再生計画の策定状況にあわせて再整備の基本的な方向性が見えた段階で、地域の方へ説明し、御理解いただけるよう取り組んでいく。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			再質問6	文教通りを拡幅する考えはあるのか。	文教地区の教育環境の課題としては、文教センターとして整備が行われてから、周囲の住環境も大きく変わっており、施設の利用の仕方も多様になっている。整備時と比較すると、周辺の人口も増加したことから、小学校、中学校の学校規模も大きくなったとともに、車両の増加により通学路となっている文教通りについても狭隘となっていることも認識しているところである。教育委員会としては、この点について小学校や中学校など各施設の再整備に合わせて改善できるか、関係部局と協議・検討していく。	教育委員会としては、この点について小学校や中学校など各施設の再整備に合わせて改善できるか、関係部局と協議・検討していく。	未
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1			要望	施設の建て替えなど大幅な再生が進んだ際には、道路の拡幅やナラシドバスの停留所の位置など、変更もあると思われる。その際には、地域の利便性の向上など、配慮してほしい。	-	今後も動向を注視していく。	未
R5/2	13	金井 宏志	公明党	政策経営部	総合政策課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 学校給食について (1) 学校給食費の段階的な無償化の検討について伺う	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問1	市長答弁には「検討を進める」とあったが、具体的にどのように進めるのか。	県内自治体の学校給食費の無償化の取り組みとしては、昨年度より千葉県からの補助を受け、県内のほとんどの自治体で第3子以降無償化を実施している。これに加えて、浦安市では、令和4年度から小学校6年生と中学校3年生、成田市では、令和5年度から中学校3年生を無償化の対象としており、松戸市では、令和5年1月から第2子の給食費の半額を補助している。また、市川市では令和5年度から小学校及び中学校の全ての児童生徒の給食費無償化に取り組んでいる。御質問の具体的にどのように検討していくかについては、市長答弁にもあるとおり、財源の確保策について検討するとともにその他の教育費の保護者の負担に係る実態把握や先進自治体の取り組みを検証し、研究を進めていく。	保護者の負担の実態を把握するための実態調査や先進自治体の取り組み事例の検証などを行い、効果的な負担軽減策の検討を進めていく。	未



回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問2	他の自治体で取り組んでいる小学校6年生、中学校3年生、第2子以降、全ての児童生徒を対象に習志野市で無償化を行った場合、どれくらい費用がかかるのか。	学校給食費無償化について、小学校6年生と中学校3年生を対象とした場合、令和5年5月1日現在に市立小中学校に在籍する児童生徒数である小学校6年生1,573名、中学校3年生1,369名を基に試算すると、小学校6年生が約9千300万円、中学校3年生が約9千万円となる。また、第2子以降無償化した場合、子どもが親の扶養であるかないかというは確認できない状況だが、住民基本台帳上の同一世帯における第2子以降の子どもが小学校、中学校の義務教育課程の年齢となっている、その数値で令和5年5月1日現在の人数が6千517人、年間の補助額総額として試算すると約3億9千万円となる。そして、市立小中学校に在籍する全ての児童生徒を対象とした場合、令和5年5月1日現在の市立小中学校に在籍する児童生徒数で算出した補助額で約7億8千万円となる。	先進自治体の事例を参考にす	未
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問3	市長答弁において、現在行っている第3子以降無償化の実施にあたっては、県補助金の活用を前提にとの答弁があったが、来年度以降、県補助金が継続されなくなった場合においても市独自に第3子無償化に取り組むのか。	段階的な無償化の検討にあたっては、国や県に要望するとともに、本市の実態を踏まえ第3子以降無償化の継続実施も含め保護者の負担軽減により効果的な施策について検討する。	国や県に要望するとともに、効果的な負担軽減策の検討を進めていく。	未
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問4	第3子以降無償化について保護者への周知方法はどのようにしているのか。	第3子以降無償化の取り組みについては、市立小・中学校の児童生徒の全世帯に対し学校を通じて制度内容等を記載したリーフレットを配布するとともに本市のホームページに掲載している。第3子以降無償化は、新たに始める制度であったことから保護者の目につくようリーフレットをカラーにしたり、毎月、学校を通じて保護者の皆様に申請を勧奨する旨のメールを送信したり、転入時、入学の手続きをするため、教育委員会の窓口に来庁される保護者に直接制度内容を説明するなどし、対象となる世帯が漏れることのないよう周知している。	今後も周知に努める。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		要望	今後も、対象世帯の所得制限などすることなく、不公平感のない段階的な取り組みを進めていくことを要望する。	-	今後も不公平感のない取り組みを進めていく。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2.学校給食について (2)給食時のコロナ対応について 新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより小中学校における給食時の対応はどのように変わったのか伺う	教育委員会では、国や県からの通知に基づき、「習志野市 学校の新しい生活様式」を定め、小中学校において新型コロナウイルス感染症の対応をしている。この新しい生活様式令和4年4月20日版において、給食を食べる時は「黙食を徹底しよう」として、対面実施を可能とする」としていたが、令和4年12月1日版においては、黙食の徹底という文言を廃止し、「一定の距離を保った上で、対面での席配置も可とする。ただし大声での会話は避ける」と改訂した。その後、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行されたことに伴い「習志野市 学校の新しい生活様式」を廃止した。すなわち制限や要請は一切求めないコロナ禍前の対応を基本とする状況に戻している。コロナ禍でも3年もの間、黙食を行っていたことから、児童生徒の中には、とまどいを見せる者もいたが、友達と会話ができるようになり嬉しい、友達と対面で顔を合わせて給食が食べられるようになったなどの声も多くあり、食事を楽しむ姿が見受けられるようになった。今後も基本的な感染症対策を講じた上で、児童生徒にとって、楽しい給食の時間を確保していく。	今後も基本的な感染症対策を講じた上で、児童生徒にとって楽しい給食の時間を確保していく。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(2)		再質問1	コロナ禍においては、黙食を徹底とのことだったが、現在、各学校においてはどのような状況となっているのか。	教育長答弁にあったとおり、令和4年12月1日版「習志野市 学校の新しい生活様式」において給食時の黙食の徹底という文言は廃止した。その後、給食時に黙食を求めている学校はなく、児童生徒は自然に会話をしながら過ごしている状況である。一方で、口に物が入っている間は、しゃべらずに食事に集中することも大切であり、メリハリを持った給食の時間づくりに努めているところである。	今後もメリハリを持った給食の時間づくりに努めていく。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(2)		再質問2	コロナ禍においては、座席を前向きにするなど対応していたが、給食時の座席配置の現状はどうなっているのか。	コロナ禍では感染症対策のため、前向きを原則とした座席配置の時もあったが、現在は何も制限はしていない。給食時の座席配置は、コロナ禍以前と同様、学級担任が自身の学級経営方針に基づいて、座席配置をしている。	学級担任が自身の学級経営方針に基づいて、座席配置をしていく。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(2)		再質問3	教育長答弁にあったが、コロナ禍で3年もの間、黙食を行っていたことから戸惑いを見せる児童生徒もいるとのことだったが、コロナ禍で入学した1年生から4年生は、コロナ禍前の給食時間を経験していないので、黙食や座席の前向きの座席配置が当たり前の世代であり、会話ができることや対面給食に対し他の児童生徒より困惑しているのではないかとと思うが、これらの児童生徒の状況はどうか。	コロナ禍で入学した小学校4年生以下の児童は、黙食や前向きで食べることが普通となり、対面での会話は経験が少なく、よりとまどいが多いのではないかと懸念していた。黙食を廃止した当初は、黙々と食べていたが、徐々に友達と楽しく会話をしながら食事をするようになってきている。	今後も児童生徒の食事の様子を見守っていく。	済
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(2)		再質問4	コロナ禍前のように戻すということだが、保護者や児童生徒の中には不安を訴える人がいるのではないかと。そのような場合、給食時はどのように対応しているのか。	保護者や児童生徒の中には、対面給食や会食をすることに不安を感じたり、友だちにマスクを外した顔を見られたりすることに恥ずかしさを感じる児童生徒もいる。そのような場合には、保護者や本人の気持ちに寄り添い、各学校において個別に対応している。具体的には飛沫が気になる場合には、机の距離を離したり、多人数で食べることが気になる場合には、別室で食べられるようにしたり、個別な対応をしている。また、これらの対応については偏見や差別が生じないように、他の児童生徒に説明するなど、指導している。今後も、児童生徒や保護者の意見に耳を傾け、安心して給食の時間を過ごせるよう努めていく。	今後も児童生徒や保護者の意見に耳を傾け、安心して給食の時間を過ごせるよう努めていく。	済

【教育委員会】令和5年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	13	金井 宏志	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(2)		再質問5	今後も、感染対策にも配慮する必要があるが、できるだけコロナ禍前のような会話のある楽しい給食に戻すために、今後、どのように取り組むのか。	給食を楽しむための工夫としては、各学校において児童生徒間のコミュニケーションがとりやすくなるよう、担任がクラスの中を回り感染に配慮した上で会話してよいことを伝えたり、担任自らが児童生徒と一緒に食事や会話をしたりするなど、児童生徒の心情に寄り添いながら、給食指導を行っている。今後も同様の取り組みを行いながら児童生徒が楽しい給食の時間を過ごせるよう努めていく。	同様の取り組みを行いながら児童生徒が楽しい給食の時間を過ごせるよう努めていく。	済
R5/2	14	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	都市環境部	区画整理課	まちづくりについて	1	(1)		本答弁	1. 鷺沼地区土地区画整理事業について (1)進捗状況について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/2	14	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問2	区画整理事業はまちづくりの夢をかかなる事業であり、それは学校においても同じと考えている。新鷺沼小学校の校庭を人工芝化して地域や市全体でのイベントや市内の学校を集めての陸上大会など様々な活用できる形にすることで、地域や市のシンボルになり、とても夢のある話だと思う。費用が掛かることは承知しているが、学校建築に当たっては予算と決算の差も大きいと認識している。そのような差額であっても人工芝化できるのではと認識している。近年建築した学校の予算と決算額、その差額について伺う。	谷津小学校を例にすると、平成26年3月に策定された「公共施設再生計画」において、谷津小学校の建替えに係る事業費試算額として、約42億8千万円であった。実際に設計など建設に着手したのが平成27年度からとなり、建築に係る予算額については総額で約56億4千万円。対する決算額については、約46億8千万円であり、予算額と決算額の差引きは、約9億6千万円の差となる。一方で、公共施設再生計画で事業費試算した金額と比較すると、計画試算額より約4億円の超過となっている。	-	-
R5/2	14	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問3	ただ今伺った予算決算の差額において、全面でなくても人工芝化ができるのではと考える。人工芝化についてどのように考えるのか伺う。	確かに予算決算には差額が生じるが、当初の事業費試算額から比較すると決算額において、先ほど答弁したとおり約4億円超過しているところである。新築する学校が児童にとって教育環境が整った学校であること、また、地域コミュニティーの核となるような学校であることはとても大切なことと考えている。しかしながら、学校建設には多額の費用を必要とする。他の小学校との学習環境の公平性、人工芝化の在り方や経費も含めて慎重に検討をしていかなければならないものと認識している。	他の小学校との学習環境の公平性、人工芝化の在り方や経費も含めて慎重に検討をしていかなければならないものと認識している。	済
R5/2	15	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(2)	①	本答弁	3. 子育て支援の拡充について (2)「隠れ教育費」の削減 ①憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現を目指して、実現可能な部分から保護者負担を減らす取組補助教材費など「隠れ教育費」といわれている保護者負担の軽減を図るため、まずは彫刻刀や裁縫セットなど、各自購入している物品を学校で購入し、貸与することから取り組むことについて、どう考えるか。	本市では、個人の持ち物となる資料集やドリルなどの副教材、制服や体操服、通学カバン、彫刻刀や裁縫道具などの学用品については、原則各家庭で購入してもらっている。なお、制服や植木鉢等の物品については、卒業生が使用したものを在校生が再利用するなどして、保護者負担の軽減につながる取り組みを行っている。また、今年度、タブレット端末にAI型デジタルドリルを導入する予定であるが、今後は、ICT機器の活用を進めていくことで副教材費の負担軽減にもつながるものと考えている。教育委員会としては、保護者の負担を軽減していくことは必要であると捉えている。保護者負担で購入する教材の精選を進めることや、今年度から、市内すべての小・中・高等学校に設置された学校運営協議会において、教育費に係る保護者の負担軽減や使用教材について保護者や地域の皆様のご意見を賜りながら各学校で検討するとともに、各校校長が組織する校長会と連携して保護者負担の軽減に取り組んでいく。	保護者負担で購入する教材の精選を進めることや、今年度から、市内すべての小・中・高等学校に設置された学校運営協議会において、教育費に係る保護者の負担軽減や使用教材について保護者や地域の皆様のご意見を賜りながら各学校で検討するとともに、各校校長が組織する校長会と連携して保護者負担の軽減に取り組んでいく。	済
R5/2	15	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(2)	①	再質問1	義務教育の無償原則に歩み出すために、教育委員会、各学校、学校運営協議会、保護者、いろいろな思いで知恵を絞って一步一步実現できるようにしていきたいと考えている。この観点で教育長の方から追加の答弁があればお願いしたい。	【教育長答弁】 保護者負担の軽減については、取り組まなければならない課題であり、これまでもしっかりと取り組んできたと考えている。しかしながら、様々な部分で壁があることも事実である。教育委員会としては、指摘があったようにタブレットの活用が始まっているので、これをもつての起爆剤として負担の軽減もさらに進めていきたいと考えている。特にドリルの問題や小テストの問題に関して進めていきたいと考えている。知恵と工夫を重ねながら軽減をしていくことは大切だと考えているので、今年度の大きなテーマとしてしっかり取り組んでいく。	タブレットの活用が始まっているので、負担の軽減をさらに進めていく。特にドリルの問題や小テストの問題に関して進めていく。	未
R5/2	17	市角 雄幸	環境みらい	政策経営部	総合政策課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 給食費の無償化について (1)段階的な無償化の検討について 市長の選挙公約について、市長の考えを伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R5/2	17	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(1)		再質問1	学校給食費を完全無償化すれば徴収に係る事務負担軽減が図られると思うが、このことについてどのように考えるか。	具体的な試算はしていないが、全ての児童生徒の学校給食費を無償化することにより児童生徒に係る徴収にかかる事務負担は軽減されることとなる。	完全無償化することとなった場合に事務負担軽減額も算出することを検討する。	未
R5/2	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			本答弁	1. 中央消防署秋津出張所移転建替え計画について 日々教育活動をしている第七中学校の敷地を削って消防署出張所を新たに設置することは、サイレンなどが教育環境へ弊害がある。また、周辺住宅地域にも日々騒音などの影響があるので撤回を求める。既存の用地などでの建て替え計画にすることを求めるが、市長並びに教育長の見解を伺う。	本年3月に市長から中央消防署秋津出張所移転建替えについて協議の申し入れを受けたところである。その内容としては、秋津出張所の老朽化が著しいこと、耐震安全性の確保が必要なこと、市長事務局において建替え候補地を検討した結果、第七中学校以外に適切な公共用地がないこと、このことにより、第七中学校の一部、概ね1千200平方メートル程度について建替え用地として移管することを検討していただきたいというものである。この協議の申し入れを受け、本年5月の教育委員会会議において、次のとおり報告をしたところである。まずは、第七中学校は、敷地面積3万7千235平方メートルで市内で一番大きな敷地面積であるものの、一部消防施設となることによる学校の教育活動に支障が出てはならないとの認識であることである。その上で課題として捉えている点としては、一つ目が、消防施設移転後どのような建物であり、どのような運用になるのかということ、二つ目が、音や振動などが学校の教育活動にどの程度の影響が生じるのかということ、三つ目が、一部敷地がかかるソフトボール場の移転整備などについてどのような対応がなされるのかということである。今後については、学校、保護者及び地域等の関係者への詳細な説明並びに御意見を伺うことについて、消防本部や市長事務局から行っていただくこととしていることである。教育委員会からは、学校教育活動に支障があってはならないことから、生徒たちの不安を払拭する意味でも消防本部など所管する部署において丁寧な説明を求めること、また、説明や協議を行い合意することが非常に重要になるので所管部署に丁寧に対応していただきたい旨の意見があったところである。今後、これら結果を踏まえ学校教育への影響を考慮し検討していく。	今後、これら結果を踏まえ学校教育への影響を考慮し検討していく。	済



回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1			再質問1	学校教育への与える影響について、建設予定地がソフトボール場となっているが、そこに移転させるのか。また、校庭全体の配置をどのようにするのか、また、建設予定地の隣がプールになっているが、学校外からプールを使用して様子が見えてしまうのではないかと、加えて、一番心配な点は、授業中の緊急車両出動の際の音の問題がある。近くにある体育館では、入学式や卒業式、コンサートなどが行われており、さらに、校舎の最も近いところでは、特別支援教室が配置されており、こういったところへの影響を考えているのかということが大きな課題だと思う。	【副市長答弁】 消防施設ではあるが公共施設の再生に関する一事として一括して答弁する。先ほど教育長の答弁の中で、5月の教育委員会会議の中でも、教育委員の方々から、まずは学校教育に支障が出てはならないという意見があった。その上で、例えば音の問題、どのような建物なのか、またソフトボールの練習場をどのようにするのかといったような御意見もいただいているということである。我々としては、工期も含めてまた具体的な図面等について作成をしている段階ではない。3月に教育委員会に申し入れを行い、5月の教育委員会会議で報告事項として御説明をさせていただいている。その上で、我々としては、地域の皆様方、そして学校教育の現場でいうと学校サイドの意見も踏まえながら、しっかりと設計に取り組んでいかなければならないと考えている。消防施設のため、例えば他市町村の中で、住宅街に消防署を設置している市、あるいは学校近辺に消防署がある市などもあるかと思う。そういったところの対策状況等をきちんと調査した上で、第七中学校に造るということであれば、その対策を現実化していく必要があると思っている。その上で、地域の皆様方や学校、PTAの皆様方にしっかりと説明をさせていただいて、御理解を得ていくという努力をしなければならないと考えている。御指摘のとおり、消防施設は市民の命を守る施設であり、また、当然学校教育の現場も大事であるため、両立できるように、我々としては地域の皆様方等にしっかりと説明をして進めていきたいと考えている。	学校サイドの意見も踏まえながらしっかりと設計に取り組んでいかなければならないと考えている。他市の事例を参考に対策状況等を調査した上で、地域の皆様方や学校、PTAの皆様方に、しっかりと説明をし、御理解を得ていく。	未
R5/2	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1			再質問2	保護者、学校現場の教職員が納得できるかどうかが大変だと思う。仮に、この移転計画について、現場の皆さんの理解が得られず、まだまだ協議が足りない、また、時間がかかる場合でも第七中学校へ移転をしようとするのか伺う。	【副市長答弁】 地域の皆様方、学校サイドのPTAの皆様方にもしっかりと説明をさせていただきたいと答弁した。また、前段で資産管理室長が、候補地を何か検討した結果、最終的に第七中学校の学校用地との結論を導いたという答弁をしているが、現時点で秋津周辺地域に消防署を移転すべき用地が無いということから、これには様々な御意見もあるかと思うが、御意見に対する防止策をしっかりと対策化した上で、地域の皆様に説明をし、理解を求めていくことが筋だと考えている。直ぐに着工というわけではなく、しっかりと地域や学校にも説明していきたい。	皆様方や学校、PTAの皆様方に、しっかりと説明をし、御理解を得ていく。	未
R5/2	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	5			本答弁	5. (仮称) 鷺沼地区土地区画整理事業にともなう鷺沼小学校や保育所の対応について 鷺沼小学校の移転が計画されているが、新設される小学校が文部科学省の示した適正規模を大幅に超える1000名以上の大規模校になることが想定されている。教育環境を維持するために、既存の鷺沼小学校を廃止しないで一定期間存続すること、また保育所不足が生じないように地権者の責任で保育所を設けることを求めるのがいいか。	現在の鷺沼小学校については、敷地が狭隘であることから、鷺沼小学校建替え用地として、区画整理事業地内に2万平方メートル程度を確保することについて市長事務部局へ依頼をしたところである。現校舎を継続して利用していくことについては、校舎は大規模な改修を、体育館は建て替えをしなければ、教育環境を維持することが困難になり、敷地が確保できた際には、現校舎の継続的な利用は行わず、鷺沼小学校を移転することとしている。また、区画整理事業地内に確保を依頼している2万平方メートルの広さは、現在の鷺沼小学校の約1.5倍になるとともに、更地であることから、大きな制限がなく、学校として機能的な校舎配置などの設計ができる。本年度、基本計画について策定業務を進めていくこととしており、多くの児童が在籍することになった場合においても、教室、特別教室、放課後児童会や体育館、その他必要な諸室について十分確保し、適切な教育環境を整えていく。	-	-
R5/2	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	5			再質問1	本年度より鷺沼小学校の基本計画の策定を進めていくということであるが、規模、教室などについてはどのように考えているのか伺う。	基本計画においては、工事期間、敷地内における建物の配置、周辺環境への影響、概算費用などを作成しまとめるものである。校舎の規模等については、現時点で決まっているものではないことから、校舎の規模・配置などの案を複数作成していく。今後、児童数の推計をしていくが、推計した児童数に合わせた校舎規模を考慮し、基本計画で複数作成した案を参考とし、基本設計、実施設計の作成をしていく。	-	-
R5/2	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	5			再質問2	本来鷺沼小学校区であった鷺沼台2丁目の一部が現在大久保小学校区となっているが、この地区についての学区は、鷺沼小学校へ戻すのか伺う。	鷺沼台2丁目の一部について、鷺沼小学校の教室数が不足することが懸念されたことから、平成29年に鷺沼小学校区から大久保小学校区へ変更している。移転後の鷺沼小学校は教室数も拡大することから、この地区の方についても、通学は可能であると考えている。現在、学区の変更について検討はしていないが、今後、検討することの一つとして捉えている。	学区の変更について、今後、検討することの一つとして捉えている。	未
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	1	(3)		本答弁	1. 野村不動産主導でタワーマンション、商業施設、習志野文化ホールを合築する「JR津田沼駅南口市街地再開発事業」について (3) 学校・保育所がバンク状態の谷津小学校・第一中学校の学区に、新たにタワーマンションを建設する再開発計画を容認していいのか。	現在、同地区は谷津小学校区となる。しかしながら、50階程度の「住宅棟」が建設されることとなると、谷津小学校では受け入れることが大変困難である。このことから、通学区域審議会への諮問、教育委員会会議での議決など、所定の手続きが必要となるが、通学区域を変更することとなる。また、通学する学校については、隣接している津田沼ザ・タワーの学区を考慮すると、向山小学校を想定しているところである。	-	-
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(2)		本答弁	3. 市立小中学校における学校給食費、学校指定品、学校徴収金、補助教材などの経済的負担（隠れ教育費）の軽減について (2) 4月28日付で各校における義務教育の私費負担（学校指定品、学校徴収金、副教材、補助教材、校外学習、修学旅行など）の資料要求をしたが、その結果からわかる私費負担の大きさと負担軽減の必要について教育長の見解を伺う。	大宮議員の3. (2)①と同内容のため、教育長答弁省略	保護者負担で購入する教材の精選を進めることや、今年度から、市内すべての小・中・高等学校に設置された学校運営協議会において、教育費に係る保護者の負担軽減や使用教材について保護者や地域の皆様のご意見を賜りながら各学校で検討するよう進めていくとともに、各校校長が組織する校長会と連携して保護者負担の軽減に取り組んでいく。	済
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(2)		再質問1	保護者の負担軽減については、学校運営協議会でも検討を進めるということだが、そのことは学校運営協議会のガイドラインに明記されているのか。	習志野市学校運営協議会のガイドラインの中で、年間計画に記載する必須事項として、使用教材について、再利用できるもの、共用できるもの等、保護者の負担軽減の観点から協議することを明記している。	-	-

【教育委員会】令和5年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(2)		要望	保護者負担の軽減を協議することについて、検討時期を明記するなど、ガイドラインを改訂してほしい。	-	学校運営協議会は令和5年4月より、市立小・中・高等学校全てに設置となったため、まずは今のガイドラインに則り、年間計画を順守するよう指導していく。	済
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(2)		再質問2	先日、宮本市長から保護者負担の全国データが紹介された。同じ基準で集計した場合、習志野市はいくらになるか。	現在、文部科学省が実施している「子供の学習費調査」と同じ基準で算出した場合の費用については、現在は把握していない。なお、教育委員会でも、保護者負担の軽減は必要であると捉えている。今後本市として実態調査を行うにあたっては、学校が指定して保護者に購入を求めている費用について、教材費の精選を図っていく。そういった調査を実施するにあたっては検討していきたいと考えている。	学校が指定して保護者に購入を求めている費用について、教材費の精選を図っていく。そういった調査を実施するにあたっては検討していきたいと考えている。	未
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		再質問3	PTAから学校に対する寄附や寄贈が他の自治体で問題となっているが、習志野市の現状はどうか伺う。	学校に対して寄附の申出があった場合は、寄附の受納に係る手続きを取っている。具体的には、PTAを含め、学校へ寄附を行いたいとの申し出を受けた場合は、寄附者から学校へ寄附申出書を提出していただく。学校では、寄附の内容等を確認の上、寄附を受けたい旨の副申書を作成し、寄附申出書とあわせて教育委員会へ提出する。教育委員会では、副申を受取り、市長決裁を経た上で、寄附の受納を決定し、寄附を受け取るとともに、物品寄附受入決定通知書を寄附者に交付している。	-	-
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(2)		要望	小中学校に寄附・寄贈をしたい保護者や地域の方々には、地方財政法上に適合する方法を教育委員会から情報発信を行っていただきたい。	-	小中学校に寄附・寄贈をしたい保護者や地域の方々に対し、地方財政法上適合する方法を教育委員会から情報発信を行っていく。	未
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4. いじめ防止対策推進法の「重大事態」への対処について (1)いじめ問題対策委員会(第三者委員会)による調査審議の会議録や資料等(計20回)、教育委員会事務局や学校等とのやりとりの記録(Eメール、メモを含む)などの自己情報の開示をいじめ被害者の保護者が求めているが、なぜ隠そうとするのか。	本件自己情報開示請求については、令和4年度中に請求があったもので当時の習志野市個人情報保護条例に基づき、対応した。当該保護者の方の開示請求に対し、存在している情報に第三者の個人情報等、非開示情報に該当するものを除き、開示している。議員指摘の隠していることにはあたらないとの認識である。なお、教育委員会としては、市のホームページに「いじめ問題対策委員会の活動等や教育委員会が作成した「公表ガイドライン」に従って、重大事態の調査報告書の概要版を掲載するなど情報の公開に努めているところである。また、いじめの問題は、喫緊の課題として捉えており、学校、教育委員会、いじめ問題対策委員会等関係機関が連携して、いじめ根絶に向けて引き続き取り組んでいく。	学校、教育委員会、いじめ問題対策委員会等関係機関が連携して、いじめ根絶に向けて引き続き取り組んでいく。	済
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問1	今回の重大事態を調査したいじめ問題対策委員会が設置された調査委員会において、開催された計20回の調査委員会の会議録が、情報公開請求しても出てこないということだが、会議録は、存在しないのか。	重大事態については、教育委員会がいじめ問題対策委員会に対して「習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例」第9条第2項の規定に基づき、調査審議を諮問しているものである。調査委員会は、諮問に応じ、調査の主体として調査活動を行い、調査結果報告書を作成し、教育委員会に提出していただいている。各調査については、調査結果報告書にまとめることになっているため、事務局としては、会議録の作成はしていない。また、調査委員会においての会議録の作成やその提出も都度の報告は求めている。こちらについては、調査委員会という開催になるが、活動の実体としては諮問に調査報告書を作成して諮問に提出しているという活動である。その点から、教育委員会としては諮問に対し調査報告書を作成を依頼しているため会議録等については存在していない状況である。	-	-
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問2	今回取り上げている問題は習志野市で初めて調査委員会が設けられた重大事態の案件で、会議録だけではなく、それ以外の資料、この会議に関する教育委員会事務局と学校とのやりとりの記録、Eメールやメモも含めて、全く存在しないのか伺う。	会議次第や調査の中間報告、結果報告書等の会議資料はある。それについては、第三者の個人情報等、非開示情報に該当するものを除き、当該保護者に開示している。やりとりの記録等については存在していない。	-	-
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問3	片岡委員長をはじめとする調査委員会の委員は、非常勤特別職という公務員として調査にあたっており、その際に用いた資料を各会議のあと、事務局に提出していないのか伺う。	調査委員は非常勤の特別職の職員である。その立場で調査にあたっており、職務としては、教育委員会の諮問に応じて調査・審議を行うという中で、調査結果報告を教育委員会に提出している。調査の際のメモなどについては調査報告書に表れているという認識である。	-	-
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問4	会議録や資料その他記録は、残っていないのか、片岡洋子委員長や全ての委員に確認したのか伺う。	各委員に各自保有しているものはないことを確認している。	-	-
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問5	文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」11ページ「記録の保存」では、第三者調査委員会等が実施した調査の記録について、「調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査にかかる記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと。」とはっきりと明記されている。今回の調査委員会の対応は、この文部科学省のガイドラインに反していないのか伺う。	国の「重大事態の調査に関するガイドライン」では、「記録の保存」については各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存することとなっている。「習志野市教育委員会文書管理規程」第38条第5項において「事務処理上必要な期間の経過後、速やかに廃棄するものとする」となっている。この規程と、市の「文書事務の手引き」の中で、メモやICレコーダーの記録については、「1年未満の保存文書等」となっており、事務処理上必要な期間の経過後、速やかに廃棄することとなっている。メモやICレコーダーの記録を調査報告書の中へ落とし込んだ段階で事務処理上の必要な期間を経過したということになる。そのことから調査委員会の中間報告や調査結果報告書を作成して提出しており、事務処理上の必要な期間は経過していることから文書管理規程に則っていると認識している。	-	-



回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		再質問6	今からでも会議録の作成を片岡洋子委員長をはじめとする調査委員に求めるべきではないか伺う。	調査委員会の20回の開催は、実態としては、調査活動として、保護者への聞き取り、児童への聞き取り等を行っている。教育委員会が諮問しているのは調査審議で調査報告書の提出であり、そのための調査活動である。都度の報告は事務局として求めている。これについては、様々な考え方がある中で、調査に教育委員会が介入する中で、調査の途中で教育委員会意見が述べることについても問題があるのではないかと判断もある。しかし、この第三者委員会での調査は、本市初めての事案であり、取り扱いについて、改めなくてはならない部分というも確かにあるのではないかと認識している。今後について、しっかり検証等していかねばならないと認識している。	本市初めての事案であり、取り扱いについて、今後、検証等を行う。	未
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5	(1)		本答弁	5. プラッツ習志野・中央公民館の施設予約におけるID登録について (1)予約が必要となるID登録において「団体登録申請書、会員名簿、活動計画」の提出を求める現制度は、近隣の千葉市・船橋市・八千代市にない異常な制度である。個人情報等の提出を過剰に求める現制度の抜本改正を求める。	中央公民館の施設予約は、原則予約システムから行うこととなっているが、事前に団体登録を行い、IDとパスワードを取得する必要がある。団体登録申請時に、公民館の利用条件である、原則として半数以上が市内在住又は在学・在勤者で構成される団体であること、また、その構成員が3名以上の団体であることを確認するため、団体登録申請書に併せ、会員名簿及び活動計画の提出を求めている。なお、会員名簿の提出については、市川市、浦安市、鎌ヶ谷市が本市と同様の取り扱いである。公民館の利用については、サークルや団体の活動のために継続的に利用する場合がある一方、利用が単発の場合もあり、利用頻度も多様であることから、単発で利用する場合の申請方法については、会員名簿の提出を不要とすること、また、予約システムによる申請ではなく窓口での受付にすることなど、現在の手続きの見直しを検討しているところである。	単発で利用する場合の申請方法については、会員名簿の提出を不要とすること、また、予約システムによる申請ではなく窓口での受付にすることなど、現在の手続きの見直しを検討していく。	未
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5	(1)		再質問1	中央公民館の使用許可申請書等は規程に定めのない様式だが、なぜこの様式を中央公民館で使用しているのか。	申請書は、予約システムに団体登録し、施設予約のためにIDとパスワードを発行するために必要な届出である。予約システムの導入を進めたときに策定したものである。	-	-
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5	(1)		再質問2	名簿を作成していない団体や、名簿の持ち出しが禁止されている団体はどうすればよいのか。	会員名簿は、公民館の利用する際の手続きで、団体が公民館を利用できる団体かどうかを確認するために、任意の様式のもので提出をお願いしている。今後、会員名簿の提出をどこまで求めるかについては慎重に検討していきたい。	会員名簿の提出をどこまで求めるかについては慎重に検討していく。	未
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5	(1)		再質問3	本市の会員名簿は、住所だけでなく勤務先等、細かく記入する様式になっている。設管条例第3条の公民館の目的の趣旨からして、このような内容まで記載する必要はないのではないか。	住所欄にある、勤務先名や学校名については、利用条件に照らし、市外の方であっても市内在勤・在学であるかを確認するために記載を求めているものである。書式の中にそのような説明文がなくわかりにくい、市外に居住している人を対象に記載を求めている。	-	-
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5	(1)		再質問4	申請時に活動計画まで提出する必要はあるのか。	活動計画については、予約システムに団体を登録するにあたり、社会教育施設である公民館を利用する団体として、計画的に活動が行われているか確認が必要があるため、提出いただいているものである。なお、船橋市では、各団体から、前年度の活動概要、収支決算、今年度の予定などを提出していただいているとのことである。	-	-
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5	(1)		要望	公民館利用に必要な過剰な資料の提出については、今後整理をしていただきたい。	-	資料としてどこまで提出を求めることが適切か、検討する。	未
R5/2	21	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	5	(1)		再質問5	教育長答弁では、中央公民館を単発で利用する場合の見直しは行うと言っているが、継続的に利用する場合についても、行き過ぎた個人情報の収集は全面的に見直してもらいたいがいかがか。	現在、単発で利用する場合の申請方法の見直しを第一に行っているが、その他の場合においても提出いただく書類等については、申請時にどのような記載内容ならば確認として十分か、個人情報の提出をどこまで求めるのか等についても検討を行っているところである。いづれにしても、ご指摘の内容、これまでいただいた利用者からのご意見などを加味し、利用者にとってよりよい手続きの在り方を構築していく。	単発で利用する場合の申請方法の見直しを第一に行う。また、申請時にどのような記載内容ならば確認として十分か、個人情報の提出をどこまで求めるのか等についても検討を行う。	未
R5/2	23	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 学校通学路の安全確保 (1)タワーマンションから向山小学校へ通う児童への通学路の安全確保について 危険な踏切のある通学路の対策について	向山小学校の通学路は、「津田沼・ザ・タワー」から児童が通学することに伴い、学校と教員委員会が通学路の現地調査及び検討、交通量調査を複数回行い、谷津2号踏切を通る通学路としたところである。谷津2号踏切については、車両通行止めのガードがあり、車が渡ることで歩行者専用となっている。また、児童の滞留スペースも確保されており、登校時においては、地域の方にご協力いただき、教職員と児童の見守り活動をしていただいている。今後も関係機関と連携しながら、児童生徒の安全安心を守るため、継続して取り組んでいく。	今後も関係機関と連携しながら、児童生徒の安全安心を守るため、継続して取り組んでいく。	済
R5/2	23	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問1	津田沼ザ・タワーから向山小学校までの通学路、交差点①から④について、信号機設置などの対策を要望するが見解を伺う。	交差点①谷津1丁目12番付近については、今年度の通学路安全点検において、確認をしている。警察の見解では、児童生徒の滞留場所がないことから歩行者用の信号機の設置は困難であるとのことである。	-	-
R5/2	23	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問4	踏切には大人の目があったほうがよいのではないか。どのような対策が考えられるか。	毎朝、登校時においては、地域の方にご協力いただき、教職員とともに、児童の見守り活動をしている。常時見守り活動をするために、地域や保護者の方に協力を呼びかけるほか、必要に応じて、教職員が児童の安全意識を高めるための安全指導を行うなど安全確保に努めていく。	今後も地域や保護者の方に協力を呼びかけるほか、必要に応じて、教職員が児童の安全意識を高めるための安全指導を行うなど安全確保に努めていく。	済

令和5年習志野市議会第2回定例会 議案 答弁主旨調査票

部名	課名	議案名・議案概要	提案理由	質問要旨	答弁要旨	結果
生涯学習部	生涯スポーツ課	<p><b>【議案名】</b> 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p><b>【議案概要】</b> 1. 適正な受益者負担等を確保する観点から、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、指定管理者の更新に合わせて見直しを行った結果、スポーツ施設の使用料を増額改定する。 2. 秋津サッカー場をアマチュア以外の者が使用する場合の使用料を新設する。</p> <p><b>【対象施設】</b> 袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実羽テニスコート、秋津テニスコート、秋津サッカー場、秋津野球場、茜浜パークゴルフ場、芝園テニスコート・フットサル場</p> <p><b>【施行日】</b> 令和6年4月1日</p>	<p>本条例案は、適正な受益者負担を確保していく観点から、「習志野市使用料、手数料等の積算基準」に基づき、指定管理者の更新に合わせて見直しを行った結果、使用料を改定するものである。対象施設は袖ヶ浦体育館ほか8施設である。</p> <p>積算の方法としては過去3年間に於ける各施設に係る総コストを年間利用可能コマ数で除して算出している。なお、利用者の急激な負担増に対する配慮として、改定率の上限を1.5倍とした。</p> <p>また、秋津サッカー場をアマチュア以外の者が使用する場合の使用料を新たに新設する。</p>	<p><b>【定例会総括質疑】</b> [質問1] 今回の増額改定による影響額は総額でいくらか。 [質問2] どの施設が上限の1.5倍か。また平均の上昇率はどれくらいか。 [質問3] 引き上げの要因は何か。指定管理者制度が官製ワーキングプアの温床となっていると指摘されるが、賃金にどのように影響があるのか。 [質問4] 上限を1.5倍にとどめる以外の負担軽減策や減免制度はどのように考えているのか。</p> <p><b>【文教福祉常任委員会】</b> [質問1] 市民の負担の軽減策、利用しやすい施設にするためにどのようにお考えなのか、総括の繰り返しになるが伺う。</p> <p>[質問2] 経済的な負担、金銭的な理由による減免制度はあるか。 [要望1] 経済的理由による減免制度について今後検討していただきたい。 [質問3] 老朽化にかかる改修や建て替えに要した費用は全て利用料で賄うという考え方か。無理があるのでは。 [質問4] 老朽化して将来的な建て替え費用や、経年劣化、老朽化による費用は全て使用料で賄うという考え方か。 [質問5] 前回の値上げの際、市民からどのような意見、要望があったか。 [質問6] 前回の値上げと、今回の値上げの理由は、同じような内容なのか、それとも違うのか。 [質問7] 近隣の自治体と今回の値上げを比較した場合、どんな状況になっているのか。近隣の自治体というのは千葉市、船橋市、市川市、浦安市、その辺りの自治体で分かることがあれば教えていただきたい。 [質問8] 例えば秋津野球場の外野は天然芝で他自治体の野球場も天然芝であるところも多い。そういった同条件の施設の比較を教えてください。</p>	<p><b>【定例会総括質疑】</b> [質問1] 令和元年度から令和3年度までの3か年の利用収入実績を基に試算した結果、年間約1千万円の増を見込む。 [質問2] 東部体育館のクライミングウォールの使用料が1.5倍となる。また、平均の上昇率は16%増である。 [質問3] 主な要因は、各施設の老朽化に伴う工事費、改修費である。賃金への影響について、指定管理料は別立てで試算をしていることから直接的な影響はないものと理解している。 [質問4] スポーツ施設には減免制度がある。教育委員会の後援、共催事業は2分の1、あるいは4分の1といったような規定があるが、個人利用者には当てはまらないことが多い。個人利用者への負担軽減は、管理運営費の節減と感じており、指定管理者と共に経費節減の努力をしたい。また、スポーツ施設の多くが面貸しであることから利用者一人当たりの負担については、ある程度抑えられていると考えている</p> <p><b>【文教福祉常任委員会】</b> [質問1] 一般利用については、負担軽減策は無い。ただ、スポーツ施設は多くが面貸しであり、利用者一人当たりの負担については、ある程度抑えられていると考えている。教育委員会と共催や後援している市民総合体育大会やスポーツ教室等では、使用料の免除や減額を行っている。また、使用料については、過去3年間にかかったコストを基に積算していることから、今後コスト削減に努める。 [質問2] 無い。 [質問3] 積算基準の中で改修にかかったコストは、減価償却費という形で含まれている。 [質問4] 積算基準には含まれる。上限が現行の1.5倍であることから急激な負担増は抑制される。 [質問5] 把握していない。 [質問6] 主な理由としては、同じ内容である。 [質問7] 単純に金額のみを比較すると、体育館、野球場、サッカー場は、多少差がある。ただ、各施設の設備や管理方法が異なる部分がある。サッカー場については常に1年中常緑で管理している本市と、冬になれば白くなってしまふ他市のサッカー場を単純に値段のみで比較するのは困難である。 [質問8] 2時間当たりの金額は本市の秋津野球場は現行が7,600円、改正案は8,940円である。千葉市の青葉の森球技場は3,300円、浦安市の浦安総合運動公園の野球場は7,750円、市川市の国府台野球場は現在改修中で2,640円、船橋市の総合運動公園は4,950円である。</p>	<p><b>【文教福祉常任委員会】</b> 賛成多数 可決</p>

令和5年習志野市議会第2回定例会 議案 答弁主旨調査票

部名	課名	議案名・議案概要	提案理由	質問要旨	答弁要旨	結果
				<p>[質問9]市川市の国府台は2,640円で一番安く、一番高くても浦安市で7,750円。今回、本市は8,940円に上がるため近隣自治体と比較すると一番高いことが分かる。船橋市の球場を使用したことがあるが整備された良い球場であった。他市の野球場よりも管理費がかかるものなのか。</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>[質問9]使用料の計算に係る詳細な管理費の内容等を比較したことがないため、実際に同じような管理をしているか分からない。積算基準は他市もある程度同じであり、同じような経費を基に計算して算出していると感じている。</p> <p>【定例会総括審議】 答弁なし</p>	<p>【定例会】 賛成多数 可決</p>

令和5年習志野市議会第2回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
陳情	学校教育部	学校教育課	<p>受理番号第1号</p> <p>「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書</p> <p>【陳情項目】</p> <p>2024年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。</p> <p>そこで以下の項目を中心に、2024年度にむけての予算の充実をはたさかけていただきたいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること</li> <li>2. 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること</li> <li>3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること</li> <li>4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること</li> <li>5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること</li> <li>6. 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること</li> <li>7. Society5.0にむけて、デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における</li> </ol>	<p>まず、陳情にある少人数学級の実現については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され令和3年度の小学校2学年から5年間かけて段階的に適用され令和7年度からは、小学校のすべての学年の通常学級が35人編成となる。次に、就学援助に関しては、学用品をはじめとした費用の援助等を行っており、市内各学校で、入学説明会や1学期中の学校だより等において保護者への周知を徹底している。加えて平成30年度からは小学校と中学校の入学前に新入学学用品費の支給を行っている。また奨学金事業では育英資金として高校1年生から3年生までを対象とした本市独自の給付型の奨学金制度や昨年度より開始した、中学3年生の保護者に対して高校等入学に係る費用の一部を給付する入学資金給付制度がある。施設・環境の整備については校舎の修繕や大規模改修など計画的に取り組んでいる。次に、GIGAスクール構想の推進については、令和3年度には小・中学校の児童生徒に対し、一人一台タブレット端末の配付やデジタル教科書の一部導入を行い、今年度は、AI型デジタルドリルの導入を予定するなどICT活用の推進を図っている。</p> <p>以上のような取り組みを進めているところであり、本市教育委員会としても、教育課題の解決のためには、国における教育予算</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>[質問1] 習志野市教育委員会も、陳情の内容に賛同しているということで理解して良いか。</p> <p>[質問2] 専科とは、教科担任制のことと理解して間違いはないか。</p> <p>[質問3] 教科担任制が文部科学省のホームページに掲げられているが、それと同じことなのか。</p> <p>[質問4] 専科実現と教職員の定数の改善は、どのような関係にあるのか。</p> <p>[質問5] 習志野市では、専科の進捗状況はどのようになっているのか。教職員の増員についてどのように取り組んでいるのか伺う。</p> <p>[質問6] 令和5年度の未配置の状況と、今後安定的に教職員を確保していくためにどのような取組を行っているのか伺う。</p> <p>[質問7] 未配置1名は、どういった理由なのか。</p> <p>[質問8] 運動部の地域移行先として地域スポーツクラブが取り上げられているが、地域スポーツクラブの育成環境整備をしようということなのか。</p> <p>[質問9] 特別教室へのエアコン設置を体育館に先行して進めるとの答弁が以前あったが、習志野市の空調設備等の整備について、今後どのようなスケジュールになっているのか伺う。</p> <p>[質問10] 将来的に設置までに長期間かかってしまう。新規の設備購入も含めてテンポを引きあげていくことが必要だと思うがいかがか。</p> <p>[要望1] 特別教室のエアコン設置については、国が指標を示しているため、習志野市の都合で先送りすることなく、早期に特別教室へのエアコン設置を強く求める。併せて、体育館についても、特別教室の後としてしまうと、全く何年後になるのか想像もできないぐらい長期の話になってしまうため、こちらについても具体的なスケジュールを立てることを強く要望する。</p> <p>[質問11] 国の予算が拡充された場合、どのような点でサービス拡充につながるのか。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>[答弁1] 教育委員会としても、予算の十分な確保は必要不可欠だと考えている。</p> <p>[答弁2] 主に高学年専科は、小学校5年生と6年生において、外国語・理科・図画工作など専門的な指導を行うために配置される教職員のことである。</p> <p>[答弁3] 教科を専門で教えるという意味では、教科担任制と同じである。</p> <p>[答弁4] 定数については、教職員定数は公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の基準に関する法律に定められており、学級数によって教職員定数が決まっている。これについては、学級担任の従来の考え方と同じで、学級に一人の教員という形での数え方となる。この専科教員については、それとは別に加配として配られた教員を配置している。</p> <p>[答弁5] 専科の配置状況については、英語専科が7名、理科専科については4名配置している。この他にも図工専科、体育専科は、会計年度任用職員になるが1名ずつ配置予定となっている。増員については、県の配置基準に沿って配置していくことになっている。</p> <p>[答弁6] 教職員の未配置については、本日現在1名となっている。今後の講師確保については、講師登録会等を開き、講師の確保を行っていく。</p> <p>[答弁7] この1名に関しては、増置教員の形のものである。学級担任ではなく専科として配置する予定のものとなっている。</p> <p>[答弁8] 部活動の地域移行については、現在、国・県の方針に則って少しずつ進めている。今現在の段階では、市が中心となって行っている。いずれは、運営母体をしっかり確立する必要があり、この総合型スポーツクラブが役割をまかなっていかれるか検討していく必要があると考えている。</p> <p>[答弁9] 令和元年7月に全ての小中学校の普通教室にエアコンを設置している。特別教室については、第2次学校施設再生計画の中に掲げている校舎の改築、長寿命化改修、大規模改修を行う際に、現在、普通教室に設置をしているリースエアコンを取り外して、他の学校の特別教室に移設する予定である。令和5年度は、谷津南小学校の特別教室3室、鷺沼小学校の特別教室3室、実花小学校の2室をそれぞれ長寿命化改修を行っている向山小学校から移設して特別教室のエアコンを設置する予定である。</p> <p>[答弁10] 令和5年度においては、建て替え、長寿命化改修、大規模改修ということで、設計や工事に取り組んでいるので、エアコンを活用してもらい、特別教室に設置する予定である。</p> <p>[答弁11] 国の予算拡充によるサービスの向上については、経済的な理由により就学困難や児童生徒保護者に対して、市からの援助について、より一層の支援ができるものと考えている。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>全員賛成採択</p>



令和5年習志野市議会第2回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
			<p>様々な課題に対応できる環境を整えることなど</p> <p>以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。</p> <p>本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>の十分な確保は、必要不可欠であると考えている。</p>	<p>[質問 12] 具体的にどのような点が拡充されていくのか。習志野市育英資金があるが、もし予算がついた場合は、どのように拡充されるか具体的に伺いたい。</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>[答弁 12] この陳情による部分では、国に予算の拡充を求めるものとなる。国でどのように予算を確保するか、例えば、仮に就学援助であれば、今の対象となっている援助項目をさらに広げてということになると、市町村に対する補助金に反映することになるので、国でどのようなものを補助対象として拡大するかなど、そういった議論があつて初めてどこに広がるかという話になる。また、奨学金の制度で、市の育英資金については給付型の独自の取組みである。仮に国が市に対して、それらに対する補助金の制度を拡充、新たに申請するという形になると、その補助金を活用した中で、本市も新たな奨学金制度を設けるなどの対応になると考えている。</p> <p>【定例会総括審議】 答弁なし</p>	<p>【定例会】 賛成多数 採択</p>

令和5年習志野市議会第2回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
陳情	学校教育部	学校教育課	<p>受理番号第2号</p> <p>「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書</p> <p>【陳情項目】</p> <p>2024年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。</p> <p>しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。</p> <p>現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。</p> <p>国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。</p> <p>学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等と水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。</p> <p>本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>本市教育委員会としては、「義務教育費国庫負担制度」は、教育水準維持の観点から必要であると認識している。全ての子どもたちが、等しく、一定水準の教育を受けるためには、まず、教職員が適正な数で配置されなければならない。さらに、一人ひとりの児童生徒に、きめ細かな教育をしていくためには、1学級あたりの児童生徒数を少なくする、複数の教職員で指導するといった対応が必要である。</p> <p>このように、教育が適切かつ、きめ細かに展開されるためには教職員数の確保は重要であり、そのための人件費は必要な経費である。県費負担教職員の給与は、義務教育費国庫負担法によって国が3分の1、千葉県が3分の2を負担することとなっている。この給与の財源となる、義務教育費国庫負担金が縮減されれば、千葉県においても財源負担は増加し、教職員の数を維持することは難しくなると、考えられる。このようなことから、本市教育委員会としても、義務教育費国庫負担制度の堅持は必要であると考えている。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>[質問1] 2005年の改悪の時には、習志野市の教育現場にはどのような影響があったのか。</p> <p>【定例会総括審議】</p> <p>質問なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>[答弁1] この改正による市としての影響はなかった。</p> <p>【定例会総括審議】</p> <p>答弁なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>全員賛成採択</p> <p>【定例会】</p> <p>賛成多数採択</p>

## 報告事項(2)

### 令和4年度教育費予算の繰越しについて

令和4年度教育費予算の繰越しについて、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項の規定により議会へ報告したので、別紙のとおり報告する。

令和5年7月19日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

令和4年度教育費予算の繰越事業一覧

継続費繰越

項	事業名	令和4年度継続費予算現額						支出済額 支及出見込	翌年度繰 額	年度繰 額	左の財源内訳				備考	
		継続 の 総 額	費 予 計	上 算 額	前 年 繰 越	度 次 繰 越	計				繰 越 金	特 定 財 源				他
												国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
2 小学校費	大久保小学校校舎改築事業 (校舎改築工事)	4,813,710,000	211,595,000	0	211,595,000	153,855,200	57,739,800	57,739,800	24,991,800	14,248,000	18,500,000	0	【事業概要】 校舎改築工事(建築工事) 契約日:令和4年9月28日 工期:令和4年9月29日~令和6年6月10日 契約金額:1,804,000,000円 支払済額:137,423,000円(令和4年度137,423,000円)  校舎改築工事監理等業務委託 契約日:令和4年10月18日 履行期限:令和6年6月30日 契約金額:63,976,000円 支払済額:16,432,200円(令和4年度16,432,200円)  【繰越理由】 令和4年度から令和8年度までの5年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。			
	小学校長寿命化改修事業 (向山小学校長寿命化改修工事)	1,382,359,000	177,188,000	0	177,188,000	62,305,198	114,882,802	114,882,802	91,331,802	9,451,000	14,100,000	0	【事業概要】 長寿命化改修工事(建築工事) 契約日:令和4年9月28日 工期:令和4年9月29日~令和7年3月31日 契約金額:735,521,600円 支払済額:55,859,000円(令和4年度55,859,000円)  電話交換機等移設工事 契約日:令和4年9月8日 工期:令和4年9月9日~令和4年10月14日 契約金額:196,856円 支払済額:196,856円  光ケーブル・TV同軸引込切回し工事 契約日:令和4年10月6日 工期:令和4年10月7日~令和4年10月31日 契約金額:1,095,842円 支払済額:1,095,842円  長寿命化改修工事監理業務委託 契約日:令和4年12月19日 履行期限:令和7年3月31日 契約金額:4,204,000円 支払済額:4,204,000円(令和4年度4,204,000円)  長寿命化改修工事設計意図伝達業務委託 契約日:令和5年2月27日 履行期限:令和7年3月31日 契約金額:6,710,000円 支払済額:464,400円(令和4年度464,400円)  実花小学校アスベスト採取及び分析調査業務委託 (向山小学校からの空調機移設) 契約日:令和4年6月2日 履行期限:令和4年7月11日 契約金額:253,000円 支払済額:253,000円  鷺沼小学校アスベスト採取及び分析調査業務委託 (向山小学校からの空調機移設) 契約日:令和5年1月31日 履行期限:令和5年3月17日 契約金額:232,100円 支払済額:232,100円  【繰越理由】 令和4年度から令和6年度までの3年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。			

令和4年度教育費予算の繰越事業一覧

継続費繰越															
項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額				支出済額及び支出見込額	翌年度繰越額	年度繰越額	左の財源内訳				備考	
			予計	繰上	前年度繰越額	年度繰越額				計	繰越金	特定財源			
												国	県		地方債
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
3	中学校費 第二中学校校舎改築事業 (校舎改築工事)	4,545,719,000	324,535,000	0	324,535,000	99,485,600	225,049,400	225,049,400	92,087,400	1,762,000	131,200,000	0	<p>【事業概要】 校舎改築他工事(建築工事) 契約日:令和4年12月22日 工期:令和4年12月23日~令和7年3月31日 契約金額:2,185,700,000円 支払済金額:7,900,000円(令和4年度7,900,000円)</p> <p>給排水衛生設備工事 契約日:令和4年12月27日 工期:令和4年12月28日~令和7年3月31日 契約金額:152,680,000円 支払済額:1,749,600円(令和4年度1,749,600円)</p> <p>管理棟解体工事 契約日:令和4年6月16日 工期:令和4年6月17日~令和5年1月10日 契約金額:77,558,800円 支払済額:77,558,800円</p> <p>校舎改築他工事監理業務委託 契約日:令和5年2月1日 履行期限:令和7年3月31日 契約金額:80,300,000円 支払済額:8,449,200円(令和4年度8,449,200円)</p> <p>解体工事監理業務委託 契約日:令和4年7月8日 履行期限:令和5年1月31日 契約金額:3,828,000円 支払済額:3,828,000円</p> <p>【繰越理由】 令和4年度から令和7年度までの4年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。</p>		

繰越明許										
項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越し理由	備考	
				既収入特定財源	未収入特定財源					一般財源
					国県補助金	地方債	その他			
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	小学校費 小学校大規模改修事業	319,542,000	319,542,000	0	53,444,000	265,600,000	0	498,000	<p>国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、令和5年3月補正対応であることから、事業執行の暇がなかったため。 【繰越明許設定:3月補正】</p>	<p>【事業概要】 谷津南小学校大規模改修工事※未契約 契約日:令和5年6月予定 工期:令和5年7月~令和6年3月予定 完成予定日:令和6年3月予定 予算額:319,542,000円</p>
7	保健体育費 新型コロナウイルス感染症 学校衛生管理事業	36,404,000	36,404,000	0	36,404,000	0	0	0	<p>国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、令和5年3月補正対応であることから、事業執行の暇がないため。 【繰越明許設定:3月補正】</p>	<p>【事業概要】 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、子どもの学びを止めないため、学校において児童生徒及び教職員等に感染症等が発生した場合にも、感染症対策の徹底を図りながら教育活動を継続できる体制を整える。 消耗品費:小・中・高 24校分 27,330千円 備品購入費:小・中・高 24校分 9,074千円</p>

令和4年度教育費予算の繰越事業一覧

事故繰越													
項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	事業概要	
			支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源					一般財源
								国県補助金	地方債	その他			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2 小学校費	谷津小学校校舎改築事業	10,934,000	6,369,000	4,565,000	0	4,565,000	0	0	0	0	4,565,000	谷津小学校家屋補償積算及び交渉業務委託について、一部の家屋損傷の原因の特定が難しく、補償算定を適切に行うために引き続き調査を行う必要があることから、令和4年度内に完了しないため。  谷津小学校全面改築工事及び既存校舎解体工事に伴う家屋補償積算及び交渉業務委託 契約日:令和4年12月26日 履行期限:令和5年3月31日 契約金額:4,565,000円 支払済額:0円	

報告事項(3)

日本語指導教室について

日本語指導教室について、別紙のとおり報告する。

令和5年7月19日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

## 日本語指導教室について

### 1. 目的

本市における日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の数は増加傾向にある。生活に必要な日本語を話すことが難しい状態から言語文化指導者の支えがあれば学習ができる状態まで、様々な児童生徒が就学しており、その母語も多種多様である。こうしたことを踏まえ、初期日本語に焦点を当て、これまで以上に体系的な日本語指導を可能とすることで、日本語を母語としない児童生徒も、他の児童生徒とともに学校生活を送るために必要な日本語を身に付けることを目的とする。

### 2. 習志野市の外国人児童生徒数

令和4年5月1日現在

国名	人数	国名	人数
中国	97名	ペルー	7名
フィリピン	18名	モンゴル	2名
ネパール	10名	ニュージーランド	1名
ベトナム	9名	シリア	1名
ブラジル	4名	パラグアイ	1名
スリランカ	3名	ウクライナ	1名
パキスタン	4名	メキシコ	1名
韓国	4名	バングラディシュ	1名

令和5年5月1日現在

国名	人数	国名	人数
中国	111名	ペルー	5名
フィリピン	18名	モンゴル	4名
ネパール	15名	ニュージーランド	2名
ベトナム	7名	シリア	2名
ブラジル	5名	パラグアイ	1名
スリランカ	6名	ガーナ	2名
パキスタン	5名	メキシコ	1名
韓国	5名	バングラディシュ	1名
		ウクライナ	1名

164名

27名 増

191名

### 3. 対象

海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒、その他主たる家庭内言語が外国語であるなど日本語以外を使用する生活歴がある児童生徒のうち、学校生活を送るとともに教科等の学習活動に取り組むために必要な日本語の能力が十分でない児童生徒。

### 4. 日本語指導教室での指導

#### (1) 設置校

習志野市立袖ヶ浦西小学校

#### (2) 日本語指導について

日本語を用いて学校生活を営むことができる生活言語の習得を目標に、初期の日本語指導を行う。児童生徒は在籍学級から日本語指導教室に移動し、日本語能力に応じた指導を受ける。



(3) 日本語指導教室への登校等移動について

日本語指導教室設置校への移動にあたっては、原則、保護者が同伴する。やむを得ない事情により、保護者や親類等による同伴が難しい場合に限り、距離や時間、児童生徒の発達段階（小学校4年生以上）等を勘案して、教職員と保護者等との連携・協力の下、安全面に十分配慮した上で、在籍校の校長の判断により許可をすることができる。ただし、在籍校が日本語指導教室設置校である場合はこの限りではない。

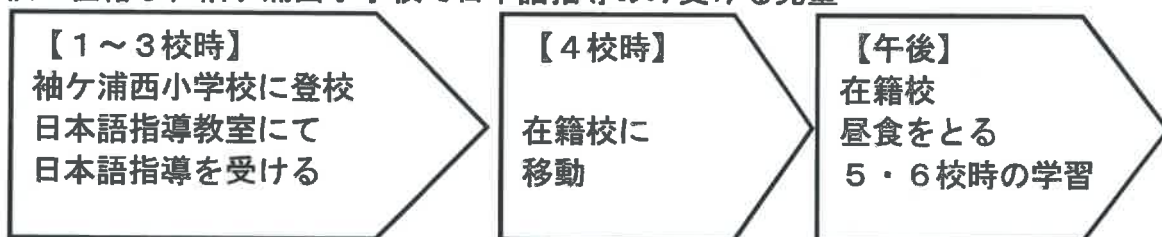
(4) 教育課程について

日本語指導を受ける児童生徒に対して、在籍校の校長が特別の教育課程を定める。授業時数の目安としては、年間10単位時間から280単位時間を標準とする。

①袖ヶ浦西小学校在籍児童

在籍学級の時間割の中から、特定の時間を日本語指導の時間として設定し、必要に応じて日本語指導教室に移動して指導を受ける。

②他校に在籍し、袖ヶ浦西小学校で日本語指導のみ受ける児童



(5) 指導者について

教員免許を有する日本語指導担当教員（県費負担職員）が指導の中心となって、児童生徒の個々の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行う。また、日本語指導補助教員（会計年度職員）を配置し、当該指導計画に基づき、日本語指導や教科指導等の補助を行う。また、必要に応じて、言語文化指導者と連携し、母語による教科指導等の補助を行う。

(6) 日本語指導教室学習者数（R5. 7. 7現在）

学校名	人数	国名	人数
袖ヶ浦西小	3名	中国	4名
実籾小	2名	フィリピン	2名
向山小	1名	台湾	2名
屋敷小	1名	ネパール	1名
谷津南小	2名	合計	9名
合計	9名		

※谷津南小学校の2名が、袖ヶ浦西小学校への転入を検討中。

※日本語指導教室への入室を検討した転居の問い合わせ1件。

※上記の他に4名が指導開始時期について検討中。

## 【参考資料1】

### 1. 日本語指導の3つの段階

- ① 学校生活の基本的な事柄を理解させ、日本の生活習慣や学校生活への適応を図る
  - ・ 聞いて理解したり行動したりできることを優先し、順次表現できるように指導。
- ② 学校生活を送る上で必要な基本的な日本語の力をつけさせる
  - ・ 豊富なインプットから徐々にアウトプットにつなげ、基本的な日本語表現を身に付ける。
- ③ 学習に必要な日本語指導
  - ・ 言語に依存する度合いが高い教科（国・社）等は、取り出し指導等の工夫が必要。

### 2. 日本語の力の段階（JSL 評価参照枠）

ステージ	学齢期の子どもの在籍学級参加との関連	支援の段階
1	学校生活に必要な日本語の習得がはじまる。	初期支援段階
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む。	
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる。	個別学習支援段階
4	日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる。	
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる。	支援付き自立学習段階
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる。	

参考引用：「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント～DLA～」文部科学省

### 3. 日本語指導プログラム

プログラム名	対象	ねらい	学習活動
① サバイバル日本語	来日直後の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の学校生活や社会生活について必要な知識</li> <li>・ そこで日本語を使って行動する力を付けること</li> </ul>	挨拶言葉や具体的な場面で使う日本語表現を学習すること
② 日本語基礎	来日直後の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語の基礎的な知識や技能を学ぶ</li> </ul>	A) 発音の指導 B) 文字・表記の指導 C) 語彙の指導 D) 文型
③ 技能別日本語	小学生高学年以上 特に中学生に有効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まとまった内容を聞く力や話す力、目的を持って話し合いをする力や議論する力、文章を書く読取る力の育成</li> </ul>	「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能のうち、どれか1つに絞った学習
④ 日本語と教科の統合学習	文字の読み書きや簡単な会話ができるようになった段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語で学習活動に参加する力の育成</li> </ul>	日本語を学ぶことと教科内容を学ぶことを1つのカリキュラムとして構成
⑤ 教科の補習	文字の読み書きや簡単な会話ができるようになった段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在籍学級で学習している教科内容を理解するための補習</li> </ul>	取り出し指導で復習的に学習する、入り込み指導として支援者の補助を受けて取り組む

参考引用「外国人児童生徒受入れの手引き」文部科学省

# 日本語指導教室について

習志野市教育委員会  
学校教育部指導課

## 概要

1. 目的
2. 習志野市の外国人児童生徒数
3. 対象
4. 日本語指導教室での指導



# 1. 目的

体系的な日本語指導の実施

学校生活を送るために必要な日本語を身に付けさせる

# 2. 習志野市の外国人児童生徒数

令和4年5月1日現在

国名	人数	国名	人数
中国	97名	ペルー	7名
フィリピン	18名	モンゴル	2名
ネパール	10名	ニュージーランド	1名
ベトナム	9名	シリア	1名
ブラジル	4名	パラグアイ	1名
スリランカ	3名	ウクライナ	1名
パキスタン	4名	メキシコ	1名
韓国	4名	バングラディシュ	1名

令和5年5月1日現在

国名	人数	国名	人数
中国	111名	ペルー	5名
フィリピン	18名	モンゴル	4名
ネパール	15名	ニュージーランド	2名
ベトナム	7名	シリア	2名
ブラジル	5名	パラグアイ	1名
スリランカ	6名	ガーナ	2名
パキスタン	5名	メキシコ	1名
韓国	5名	バングラディシュ	1名
		ウクライナ	1名

164名

27名 増

191名

## 2. 習志野市の外国人児童生徒数（小学生）

令和4年5月1日現在

国名	人数	国名	人数
中国	73名	ペルー	4名
フィリピン	16名	モンゴル	2名
ネパール	7名	ニュージーランド	0名
ベトナム	7名	シリア	1名
ブラジル	4名	パラグアイ	1名
スリランカ	3名	ウクライナ	1名
パキスタン	3名	メキシコ	1名
韓国	4名	バングラディシュ	1名

128名

令和5年5月1日現在

国名	人数	国名	人数
中国	89名	ペルー	3名
フィリピン	13名	モンゴル	3名
ネパール	10名	ニュージーランド	1名
ベトナム	7名	シリア	2名
ブラジル	3名	パラグアイ	1名
スリランカ	6名	ガーナ	2名
パキスタン	4名	メキシコ	1名
韓国	4名	バングラディシュ	1名

150名

22名 増

## 2. 習志野市の外国人児童生徒数（中学生）

令和4年5月1日現在

国名	人数	国名	人数
中国	24名	ペルー	3名
フィリピン	2名	モンゴル	0名
ネパール	3名	ニュージーランド	1名
ベトナム	2名	シリア	0名
ブラジル	0名	パラグアイ	0名
スリランカ	0名	ウクライナ	0名
パキスタン	1名	メキシコ	0名
韓国	0名	バングラディシュ	0名

36名

令和5年5月1日現在

国名	人数	国名	人数
中国	22名	ペルー	2名
フィリピン	5名	モンゴル	1名
ネパール	5名	ニュージーランド	1名
ベトナム	0名	シリア	0名
ブラジル	2名	パラグアイ	0名
スリランカ	0名	ガーナ	0名
パキスタン	1名	メキシコ	0名
韓国	1名	バングラディシュ	0名
		ウクライナ	1名

41名

5名 増

## 2. 習志野市の外国人児童生徒 (言語文化指導者派対象者数)

### 小学校

学校名	人数	学校名	人数
大久保	1名	藤崎	3名
実籾	3名	実花	2名
袖ヶ浦西	7名	向山	1名
大久保東	7名	秋津	2名
袖ヶ浦東	4名	谷津南	4名
屋敷	2名		

36名

### 中学校

学校名	人数	学校名	人数
第一中	2名	第五中	1名
第二中	1名	第六中	2名
第三中	3名	第七中	1名
第四中	1名		

11名

## 3. 対象

学校生活・学習活動に必要な  
日本語能力が十分でない

海外から帰国した児童生徒

外国人児童生徒



### 3. 対象

#### 指導開始までの流れ

申込

日本語能力測定

指導日等調整

指導開始

指導時数・学習内容等調整のため  
支援の段階を把握する

ステージ	学齢期の子どもが在籍学級参加との関連	支援の段階
1	学校生活に必要な日本語の習得がはじまる。	初期支援 段階
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む。	
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、 学級活動にも部分的にある程度参加できる。	個別学習 支援段階
4	日常的なトピックについて理解し、 学級活動にある程度参加できる。	
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、 授業にある程度の支援を得て参加できる。	支援付き 自立学習 段階
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、 積極的に授業に参加できる。	

### 4. 日本語指導教室での指導

(1) 設置校

習志野市立袖ヶ浦西小学校

(2) 日本語指導について

- ・生活言語の習得を目標に、初期の日本語指導する。
- ・対象児童生徒は、在籍学級から日本語指導教室に移動し、  
能力に応じた指導を受ける。

(3) 日本語指導教室への登校等移動について

- ・原則、保護者が同伴する。
- ・やむを得ない事情のある場合、在籍校の校長の判断により  
児童生徒のみでの通級を許可することができる。
- ・在籍校が日本語指導教室設置校である場合はこの限りではない。

## 4. 日本語指導教室での指導

### (4) 教育課程について

日本語指導を受ける児童生徒に対しては、  
在籍校の校長が特別の教育課程を定める。

年間10単位時間から280単位時間を標準とする。

### 特別の教育課程

通常の教育課程の一部の時間に替えて、  
在籍学級以外の教室で行う教育の形態

(引用：文部科学省「特別の教育課程」による日本語指導の位置付け より)

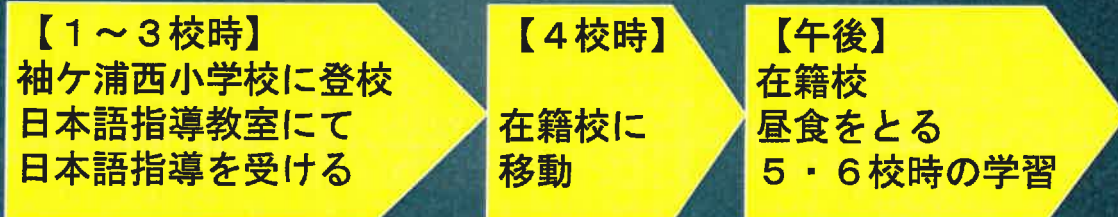
## 4. 日本語指導教室での指導

### (4) 教育課程について

#### ①袖ヶ浦西小学校在籍児童

在籍学級の時間割の中から、日本語指導の時間を設定し、  
必要に応じて日本語指導教室に移動して指導を受ける。

#### ②他校に在籍し、袖ヶ浦西小学校で日本語指導のみ受ける児童





## 4. 日本語指導教室での指導

### (5) 指導者について

日本語指導教室担当教員 : 教員免許を有する教員（県費負担職員）

日本語指導補助教員 : 教員免許を有していなくてもよい  
日本語教師免許保有者等、日本語指導に  
長けたもの（会計年度任用職員）

※必要に応じて、言語文化指導者と連携し、母語による指導を行う。

## 4. 日本語指導教室での指導

### (6) 日本語指導教室学習者数

#### 学校別

学校名	人数
袖ヶ浦西小	3名
実籾小	2名
向山小	1名
屋敷小	1名
谷津南小	2名
合計	9名

#### 国籍別

国名	人数
中国	4名
フィリピン	2名
台湾	2名
ネパール	1名
合計	9名

## 4. 日本語指導教室での指導

(7) 日本語指導教室の様子

教室の様子



掲示物による日本語支援

各学年で  
学習する漢字表

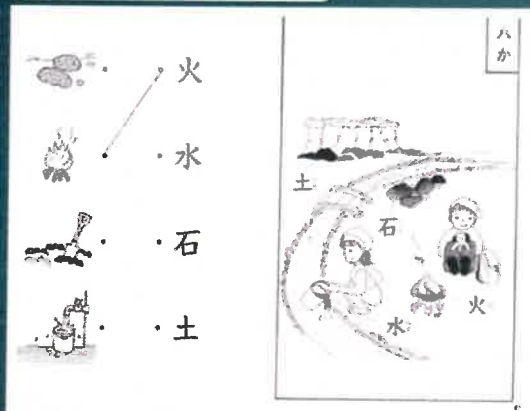


体の部位、体調を  
表す言葉

## 4. 日本語指導教室での指導

(7) 日本語指導教室の様子

漢字学習教材



絵と漢字を結びつける

生活日本語学習教材



絵と言葉を結びつける

## 4. 日本語指導教室での指導

(7) 日本語指導教室の様子

個別学習の様子



グループ学習の様子



報告事項(4)

習志野文化ホール再建設について

習志野文化ホール再建設について、別紙のとおり報告する。

令和5年7月19日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

## 習志野文化ホール再建設について(報告)

本市と「モリシア津田沼」の信託受益権を有する野村不動産株式会社は、「津田沼駅南口地区」で実施予定の市街地再開発事業について、本市の広域拠点として相応しい魅力あるまちづくりの推進を図るため、令和5年6月28日に「まちづくりに関する確認書」を締結しました。

これにより、習志野文化ホールの再建設については、本再開発事業に計画して、本市が令和5年3月に策定した「習志野文化ホール再建設基本計画」に基づいて進めていきます。

### 【確認書の要点】

- 本事業は第一種市街地再開発事業として実施予定であり、野村不動産株式会社が施行予定者であることの確認
- 本事業の実施に必要な都市計画手続きの確認
- 整備予定の公共公益的施設の確認
- 費用負担の確認
- 公共公益的施設の所有及び維持管理の確認
- 施設建築物の確認
- 想定スケジュールの確認

### 【主な公共施設の整備方針及びスケジュール】

- 津田沼駅南口駅前広場(ペDESTリアンデッキ含む)は、交通結節点としての機能向上を目指し、本市が策定した市道00-002号線改良計画の実現を目指すこと
- 習志野文化ホールは、本市が令和5年3月に策定した「習志野文化ホール再建設基本計画」に基づき計画すること
- 本事業は、令和7年4月に第一種市街地再開発事業の認可を得ること、令和13年に施設建築物の竣工を目指すこと

### 【習志野文化ホール再建設基本計画の要点】

まちづくりに資するあらゆるものが、新たに生まれ、育まれ、成熟し、後世に継がれていくという循環の原動力として文化ホールを再建設し、市民の心豊かな生活環境の向上を果たしながら、将来にわたり持続可能な習志野市を実現します。

- ①生音の響きを重視した音響計画や鑑賞しやすい座席の配置、質など、現ホール以上の客席空間となるよう検討します。
- ②ホール客席数は、1,350席を目標とします。
- ③JR津田沼駅南口市街地再開発事業に合わせて、現在地での複合施設で計画します。

今後、本基本計画に基づき、基本設計と実施設計を行います。

問合せ先  
政策経営部総合政策課  
担当：藤原 友哉(課長)  
電話：047-453-9222

# 習志野文化ホール再建設 基本計画書

令和5年3月

習志野市





## 目 次

1	基本計画の位置付け	1
2	基本構想における設置理念、特徴、基本方針	2
3	施設整備方針	
	(1) 整備にあたっての基本的な考え方	3
	(2) 設計方針	4
4	施設構成	5
5	施設整備計画	
	(1) 施設ゾーニング・動線計画	6
	(2) 諸室計画	
	① ロビー・ホワイエ・トイレ	7
	② ホール客席	7
	③ 舞台	9
	④ 出演者利用諸室	12
	⑤ 管理部門	12
	⑥ 技術系諸室	13
	(3) 音響計画	13
	(4) 設備計画	13
	(5) 施設平面計画	14
	(6) その他	17
6	立地計画	18
	(1) 計画敷地概要	18
	(2) 配置・アプローチ計画	19
	(3) 施設整備スケジュール	20

## 1 基本計画の位置付け

習志野文化ホールは、昭和 45(1970)年に制定された習志野市文教住宅都市憲章の下、文化芸術の殿堂、市民の文化活動の場として昭和 53(1978)年に竣工し、市民生活を豊かにする施設として、市民による学校利用及び団体利用を主に、現在まで本市の文化芸術活動の質を大きく引き上げています。

また、交通結節点である JR 津田沼駅直近の立地による本市来訪者による交流人口の創出はもとより、“音楽のまち習志野”としてのシティセールスの展開等、多岐にわたり、本市のまちづくりに貢献しています。

そのような中、「モリシア津田沼」の信託受益権を有する野村不動産株式会社と市、国において、JR 津田沼駅南口再開発の検討が開始され、再開発区域に含まれる民間商業施設の一部に位置する習志野文化ホールについても、建替えに向けた検討を進めています。

本市では、令和 4 年 7 月に「習志野文化ホール再建設基本構想」(以下「基本構想」という)を策定し、「市民生活を豊かにする、音楽をはじめとした演劇、舞踊、邦楽など、演じる、観るといった、市民の多様な文化芸術活動を支える多目的機能を備えた、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場」という設置理念や特徴、再建設における基本方針を定めるとともに、現ホールの課題や保持すべき水準、保有している設備・機能の今後のあり方等を整理しました。

“文教住宅都市”、“音楽のまち 習志野”のシンボルとしてふさわしい文化ホールの再建設に向けて、本市の上位計画を踏まえ、基本構想における設置理念や特徴、再建設における基本方針等の実現を図るべく、基本構想で整理した現ホールの課題の解消・改善、現水準の保持等を検討し、施設整備方針や構成、諸室・音響・設備計画等を取りまとめ、「習志野市文化ホール再建設基本計画」を策定しました。

## 2 基本構想における設置理念、特徴、基本方針

### (1) 設置理念

**「市民生活を豊かにする、音楽をはじめとした演劇、舞踊、邦楽など、演じる、観るといった、市民の多様な文化芸術活動を支える多目的機能を備えた、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場」**

文化芸術は豊かな人間性を育み、創造力や感性の向上に寄与するとともに、豊かな社会基盤の形成や郷土愛の醸成を実現するものです。

これまで本市は、習志野市文教住宅都市憲章の下、教育と文化に力を注ぎ、まちを发展させてきました。

まちづくりに資するあらゆるものが、新たに生まれ、育まれ、成熟し、後世に継がれていくという循環の原動力として文化ホールを再建設し、市民の心豊かな生活環境の向上を果たしながら、将来にわたり持続可能な習志野市を実現してまいります。

### (2) 特徴

**「音の響きを重視した」ホール**

現在のホールは、昭和53年の建設当時、NHKホール同等の日本を代表する質の高い音が響く多目的ホールを目指して建設され、これまでとても高い評価を得ています。

身近でありながら最高の環境で文化芸術に触れ、かつ、活動や発表ができることで、子どもから大人まで全ての市民の文化芸術活動の向上に寄与しており、それぞれの全国に誇れる実績に繋がっています。

### (3) 基本方針

設置理念や特徴、再開発事業の検討協議の状況等を踏まえ、再建設の基本方針を以下のとおりとします。

習志野市文教住宅都市憲章に基づき「教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ」べく、“音楽のまち習志野”を象徴する施設として再建設します。

その際、「本市の表玄関」に立地することで有する文教住宅都市並びに「音楽のまち習志野」の象徴としてのまちづくり、ブランディングの意義を失わないよう、再開発事業の協議検討にあわせて、**JR 津田沼駅南口での再建設を優先に目指す**こととします。

また、**音の響きを重視した多目的ホール**として**1,200~1,500席規模**の、市民の文化活動を支える誰もが利用しやすい施設を目指すとともに、本市基本構想における自立的都市経営の推進、持続可能な財政構造の構築を踏まえ、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、**事業費の圧縮**に努めます。

### 3 施設整備方針

基本構想で定めた設置理念や特徴、基本方針等の実現、また、現ホールの課題の解消・改善、現水準の保持等を図るべく、再建設する文化ホールの「整備にあたっての基本的な考え方」、「設計方針」を以下のとおりとします。

#### (1) 整備にあたっての基本的な考え方

① 現ホールがこれまで果たしてきた本市の文化芸術活動の質の向上や来訪者による交流人口の創出、“音楽のまち習志野”としてのシティセールスの展開などの役割と築き上げてきた実績を踏まえ、よき文化芸術拠点を継承しつつ、

**【新たに習志野市から始まり・生まれ・発展しつづけるホール】**を目指します。

ア. 市民が「演じる」・「観る」・「集う」・「創る」といった文化芸術活動の場として、これまで以上に教育に力をそそぎ、人財を作り、文化がはぐくまれるホール。

イ. 誰にでも親しまれ、音の響きを重視した「音楽のまち習志野」にふさわしい、明るく開放的なホール。

② 現ホールは、市民の文化芸術活動の醸成・発表の場として、現在に至るまで、本市の文化芸術活動の重要拠点として多くの市民に親しまれ続けています。

そこで、再建設する文化ホールについても、

**【誰もが利用しやすい施設】**を目指します。

ア. 市民による文化芸術活動の場及び市民が優れた文化芸術を鑑賞する場として、様々な演出や利用に対応できる多目的なホール。

イ. 初めて訪れる人にも利用しやすいようシンプルで明快な空間構成とするとともに、バリアフリーに配慮した施設や設備、動線を計画。

ウ. 事業費の圧縮とともに施設の有効活用を図るため、諸室の利用目的を明確にして優先順位をつけて計画。



## (2) 設計方針

現ホールの仕様や利用実態、また、課題や利用者からの意見、要望等を踏まえ、以下の点を重視して設計します。

- ①利用者の利便性に配慮したバリアフリーアクセス・ゾーニング
  - ・利用者の利便性に加え、バリアフリー・アクセス性に配慮します。
- ②現ホールの機能を継承し、豊かな音の響きを重視した舞台・客席空間
  - ・現ホールの音響水準や設備を維持し、役割を継承しつつ、「楽器による豊かな音の響き」を体験できることに比重をおいた舞台・客席空間を設計します。
- ③市民の文化芸術活動を支える利用者空間
  - ・市民が集い、質の高い文化芸術にふれられる場、文化芸術活動の発表の場としてふさわしく様々な演目に対応可能なホールを整備します。
  - ・市民の文化芸術活動拠点として利用できるよう、併設予定の現モリシアホールと同様の施設とホールを一体的に整備し、諸室の貸出など市民ニーズにも配慮します。
- ④利用しやすい楽屋・技術者動線
  - ・出演者の拠点となる楽屋部門は、一般利用者の動線と交錯せず、相互間の連携を図りやすく、かつ、舞台の出入りがしやすい動線とします。
- ⑤利用頻度に合わせた諸室配置
  - ・特に利便性を必要とする諸室については計画上の優先度を高くし、事業費の圧縮に努めながらホールの機能を支える配置とします。
- ⑥演目とスムーズに連携する管理部門
  - ・各部門の動きが把握でき、対応できる拠点となるよう、施設管理者動線は後方エリア内で完結する動線にします。
  - ・舞台備品を備えられるよう倉庫・備品庫を各所に配置します。

#### 4 施設構成

ホールを利用する人は、主に、

- ①公演や芸術等を鑑賞に訪れる「観覧者」：観る人・集う人
- ②公演や展示等を行う「出演者」、「技術者」：演じる人、創る人
- ③施設管理を行う「管理者」

となります。

そこで、これらホールを利用する全ての人にとって、それぞれの立場で利用しやすい施設構成とします。

##### 【主な利用諸室】

###### ①観覧者

ロビーやホワイエ、客席、その他客席に至る通路、関連諸室など

###### ②出演者、技術者

公演の場の核となる舞台や楽屋諸室など

###### ③管理者

管理事務室を拠点に各種技術諸室など

##### 【部門別の諸室構成】

カテゴリー	諸室等
ロビー・ホワイエ関係	ロビー、ホワイエ、ホワイエ備品庫、主催者控室、トイレ 授乳室
ホール客席関係	客席、親子室
舞台関係	舞台、舞台袖(上手、下手)、出待ちラウンジ、ピアノ庫 照明・音響器具庫、舞台備品庫、搬入口、搬入エレベーター ※パイプオルガン室
技術系諸室	調光操作室、音響調整室、映像投影室、フォロースポット室 シーリングスポット、フロントサイドスポット
主催者・出演者諸室	楽屋、練習室、リハーサル室、スタッフ控室、小会議室 ラウンジ、楽屋給湯室、シャワールーム、トイレ
管理部門諸室	管理事務室、応接室、救護室

※パイプオルガンについては再設置可否検討項目です。

※各諸室は、現時点での計画であり、今後変更となる可能性があります。

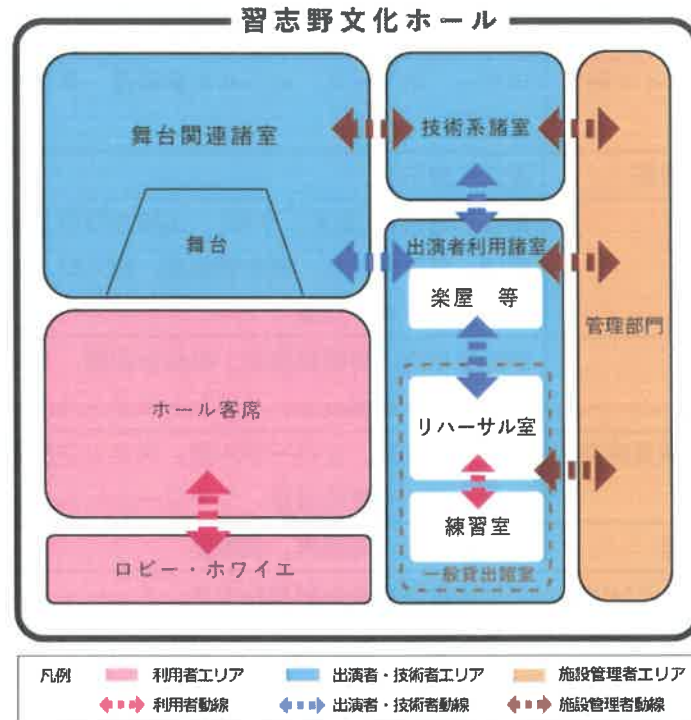
## 5 施設整備計画

3 施設整備方針、4 施設構成に基づき、(1) 施設ゾーニング・動線計画、(2) 諸室計画、(3) 音響計画、(4) 設備計画、(5) 施設平面計画、(6) その他に分けて、整備を計画します。

### (1) 施設ゾーニング・動線計画

- ①ホール内にバリアフリー動線としてエレベーターを設置します。
- ②利用者エリアと出演者エリアは明確に分離するとともに、双方が利用しやすい施設ゾーニングとします。
- ③楽屋は舞台との行き来がしやすい位置に集約配置し、極力、出演者・技術者エリア内で動線が完結するよう目指します。
- ④管理部門は利用者エリアと出演者・技術者エリアの双方の管理に対応しやすくするため、両エリアの中央部に配置します。
- ⑤舞台を経由することなく、上手・下手を移動できるバック動線の設置を検討し、出演者・技術者が利用しやすくなるようにします。

図1 施設ゾーニング



## (2) 諸室計画

### ①ロビー・ホワイエ・トイレ

- ア 開場前の待ち空間ともなるロビーはホワイエ<sup>※1</sup>、ホールへと続くエントランスとして期待感や非日常感を演出する空間計画とします。
- イ トイレは客席数に見合った数を設置するとともに、誰もが利用しやすいようにバリアフリートイレやベビーチェア、ベビーシート等を設けます。
- ウ 利便性に配慮し、授乳室やコインロッカーなどの施設も計画します。
- エ ホワイエはホールエントランスとなるロビー階や客席後方側と同じ高さに位置する階に計画し、観客が開演前や幕間にくつろぐことができるよう配慮します。
- オ ホールロビー階のメインホワイエと客席後方側の上階ホワイエ間はバリアフリーに配慮しエレベーターを設けます。
- カ メインホワイエはホール未使用時には展示スペース・ギャラリーなど有効利用も考えるとともに、開放感を感じられる適正な面積を検討します。
- キ ホワイエには公演中の舞台の様子を投影したり、休憩時間御案内を表示するためのモニターの設置を検討します。

※1 ホワイエ：劇場の入り口から客席に至る場所に広くとられる広間。客だまり。

### ②ホール客席

- ア 生音の響きを重視した音響計画を検討します。その際、音響面で適切な客室の規模を検討します。
- イ 内装は生音の響きを考慮した形状と素材を検討の上、色調を含め、落ち着きや温かみのあるもので検討します。
- ウ 十分な遮音性能を確保し、ホールに適した静音空間を確保します。
- エ 多層式の客席とはせずに現ホール同様にワンスロープ形態の客席形態とします。
- オ 座席配置は急にはならないような適切な勾配を設けるとともに、千鳥配置とします。また、舞台重心（中心）との距離は現ホール同等の40m程度以下で検討するなど、舞台への良好な視認性（サイトライン）に配慮します。
- カ 椅子は座り心地がよく、長時間の着席でも疲れにくいもので計画します。
- キ 縦通路間隔（連続横並び座席数）は、席と通路間の移動しやすさを考慮し現ホール同等で検討します。
- ク 座席幅と座席前後間隔は、現ホール以上となるよう検討を進めます。
- ケ 階段状となる縦通路は、手すり代わりにとなる手掛けを通路に面する座席背もたれに設置することを検討します。
- コ 固定席のみではなく、車椅子席も設置します。
- サ 幼児や児童が保護者とともに鑑賞できる親子室を設置します。
- シ 上記の要件を踏まえ、席数は1350席（車椅子席、親子室席含む）を目標にして検討します。



図2 舞台拡張比較表

舞台拡張比較表	①【座席数増完案】	②【仮設造出し舞台案】	③【常設造出し舞台案】	④【常設舞台拡張（プロセ位置変更）案】
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存舞台（仮設拡張時）と同サイズ</li> <li>オーブストラットなし（舞台拡張無し）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存舞台（仮設拡張時）と同サイズ</li> <li>新座席に仮設拡張6m拡張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新座席に常設拡張（既設より7m拡張）</li> <li>プロセニアム開口は0.7m取るのみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新座席に常設拡張（既設より5.4m拡張）</li> <li>プロセニアムを4.5m前面に出出し</li> </ul>
座席数	1,500席	1,500席 (既定席1,280 + 取外し席220席)	1,480席 (△20席) ※客席前面座席拡張を含む。	1,285席 (△215席)
座席配置高との差 （座席高での座席数）	座席5列 観客席4列	座席5列 観客席4列	1,370席 (既定席1,165 + 取外し席205席) 観客：2.5h 價目：2.5h	1,170席 (△200席) ※客席前面座席拡張を含む。
設置時間	-	-	-	-
メリット	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用頻度の高い座席に選んだ客席となる</li> <li>通常物は座席は減らない</li> <li>造出し座席部分の音響性能がとも成り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造出し舞台により、利用の拡張性が得る。</li> <li>造出し座席が広くなる</li> <li>座席間隔が広がる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造出し座席の幅が広がる</li> <li>座席間隔が広がる</li> <li>座席間隔が広がる</li> </ul>
デメリット	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>座席に前倒りがかかる</li> <li>商品コスト増（造出し座席・取外し座席部分）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>座席減となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>座席減となる</li> <li>小中座席に座席向き</li> <li>プロセ座席部分の座席・仮設座席・奥付コスト増</li> <li>※ハイブリアル配置座席（座席）</li> </ul>
判定	-	△	○	×

※ 座席数は目安であり、今後座席の拡張化により増減する可能性があります

### ③舞台

- ア 主舞台の大きさは幅、奥行きともに現ホール同等以上のサイズで検討します。
- イ 舞台形式は現ホール同様のプロセニウム<sup>※1</sup>形式とします。
- ウ 音楽利用時には、現ホール同様に可動音響反射板を設置する計画とします。
- エ 緞帳は現ホールの緞帳を再設置します。
- オ オーケストラピット<sup>※2</sup>は、現ホールでの使用実績やコスト面より、設置しないこととします。
- カ 舞台袖(上手、下手)は、機能面を考慮し必要広さを確保できるよう検討します。
- キ 舞台機構設備の吊物バトンについては、現ホール同程度の本数で計画します。  
(図3,4参照)
- ク 吊物バトンの巻上方式については、現ホールのように一部手動式を用いるか、安全面や操作性を考慮して電動式を採用するか検討します。(図5参照)
- ケ パイプオルガンは、活用実績や財源確保等を含め再設置の可否について検討します。
- コ 舞台に搬入しやすい位置にピアノ庫や倉庫を設けます。
- サ 搬入は11tトラックが駐車可能なスペースを確保するよう検討します。
- シ 搬入は雨天時でも支障がないように搬入口は雨掛かりとならない設えとします。
- ス 搬入の為の大型荷物用エレベーターを設置し、スムーズに舞台へ搬入が出来るよう計画します。

※1 プロセニウム：プロセニウム・アーチの略で、観客席からみて舞台を額縁のように区切る構造物のこと。

現ホールは固定式であるが可動式のプロセニウムもある。

※2 オーケストラピット：劇場などの舞台と観客席との間に一段掘り下げられて設けられたオーケストラなど音楽演奏用のスペースのこと。現ホールでは可動式であり舞台高さまで高くすることで迫り出し舞台兼用となっている。

図3 現ホール舞台断面図

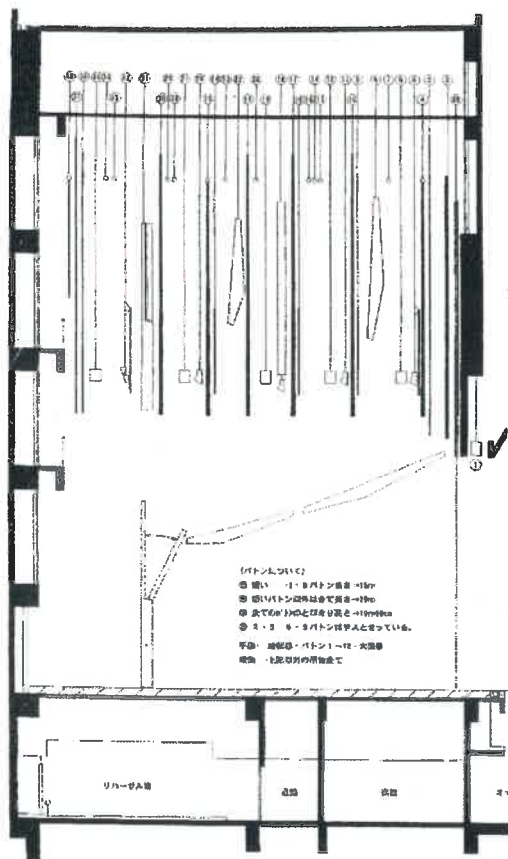


図4 現ホールと計画の舞台機構設備比較

□ 構造配置が変わらない設備  
 ■ 配置を変更している設備  
 — 同機能設備の相関関係

既存		計画案	
番号	名称	番号	名称
1	プロセニウムサスペンションライト	1	プロセニウムサスペンションライト
	(固定プロセ)	2	プロセニウムウィング (可動プロセ)
		3	プロセニウムティザー (可動プロセ)
2	巻幕	4	巻幕
3	端板幕 [手動]	5	端板幕
4	バトン1 (巻幕1) [手動]	6	バトン1
		7	バトン2 (巻幕)
5	ボーダーライト1 (一文字幕1共用)	8	ボーダーライト1 (一文字幕1共用)
6	サスペンションライト1	9	サスペンションライト1
7	バトン2 [手動]	10	バトン3
8	第1天井反射板	11	バトン4
		12	バトン5
9	一文字幕2	13	一文字幕2
10	引割幕1	14	引割幕1
11	ボーダーライト2	15	ボーダーライト2
12	サスペンションライト2	16	サスペンションライト2
13	バトン3 [手動]	17	バトン6
14	バトン4 [手動]	18	天井反射板
15	バトン5 [手動]	19	一文字幕3
16	一文字幕3	20	引割幕2
17	引割幕2	21	ボーダーライト3
18	スクリーン枠 (ボーダーライト3共用)	22	サスペンションライト3
19	サスペンションライト3	23	バトン7
20	バトン6 [手動]	24	バトン8
21	巻幕2		*スクリーン (備品固定) はバトンで吊る
22	第2天井反射板		
23	バトン7 [手動]	25	一文字幕4
24	一文字幕4	26	巻幕2
25	バトン8 (巻幕3) [手動]	27	ボーダーライト4
26	ボーダーライト4	28	サスペンションライト4
27	サスペンションライト4	29	バトン9
28	バトン9 [手動]	30	バトン10
29	バトン10 [手動]	31	バトン11
30	引割幕3	32	引割幕3
31	正面反射板	33	正面反射板
32	水平ソントライト (一文字幕5共用)	34	水平ソントライト (一文字幕5共用)
33	バトン11 [手動]	35	バトン12
34	バトン12 [手動]	36	バトン13
35	バックサスペンションライト	37	バックサスペンションライト
36	大黒幕 [手動]	38	大黒幕
37	水平ソント幕	39	水平ソント幕
38	巻幕3		*松羽目 (備品固定) はバトンで吊る
39	防火シャッター		*防火シャッターの要否は要確認
40	側面反射板上手	40	側面反射板上手
41	側面反射板下手	41	側面反射板下手

図5 舞台機構設備巻上方式比較表

	手引き方式 現ホール道具パトン方式	電動カウンターウェイト方式 現ホールの電動昇降方式
イメージ		
運用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重に応じてウェイトを換替えて手動で昇降させる</li> <li>演出がある限り、本番中も順元で待機している必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重に応じてウェイトを換み替える</li> <li>操作卓で「UP」「DOWN」のボタンを押すのみ</li> <li>特定の停止位置で自動停止</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由自在な速度調整が可能</li> <li>異常を体感で検知できる</li> <li>更新費用：電動と比べ安価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非力な方や熟練者でなくても操作が可能</li> <li>手動では操作不可能な吊荷でも昇降可能</li> <li>設定により吊荷の戻り速度を回避できる</li> <li>レベル設定により任意の高さで自動停止できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>熟練の操作が必要（危険を伴う作業でもある）</li> <li>荷重によりウェイトの換替えが必要</li> <li>設置時にウェイトとのアンバランスにより危険がある</li> <li>重量制限がある（200kgがおよその限界）</li> <li>手動操作のため人件費の発生可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手動装置に比べてイニシャルコスト増</li> <li>荷重が変わる場合、操作卓とは別の場所でのウェイトの換替えが必要</li> <li>事前に設定した速度のみの運用となる</li> <li>吊掛に動かせるため、確認不足等で事故につながる可能性あり</li> <li>ガイドレールが必要のため舞台軸にスペースが必要</li> <li>更新費用：手動に比べ高いが、機械式としては標準レベル</li> </ul>
	電動ドラム巻取式 提案昇降方式	電動ドラム巻取式（可変速） 提案昇降方式
イメージ		
運用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作卓で「UP」「DOWN」のボタンを押すのみ</li> <li>特定の停止位置で自動停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作卓で「UP」「DOWN」のボタンを押すのみ</li> <li>特定の停止位置で自動停止</li> <li>演出に応じて速度を可変することが出来る</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>非力な方や熟練者でなくても操作が可能</li> <li>操作卓で簡単に一元操作可能</li> <li>手動では操作不可能な吊荷でも昇降可能</li> <li>危険なウェイト換替えが不要</li> <li>順元、ウェイトがなく舞台軸を広く使える</li> <li>設定により吊荷の戻り速度を回避できる</li> <li>レベル設定により任意の高さで自動停止できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速度変更が可能（事前に速度設定が必要）</li> <li>非力な方や熟練者でなくても操作が可能</li> <li>操作卓で簡単に一元操作可能</li> <li>手動では操作不可能な吊荷でも昇降可能</li> <li>危険なウェイト換替えが不要</li> <li>順元、ウェイトがなく舞台軸を広く使える</li> <li>設定により吊荷の戻り速度を回避できる</li> <li>レベル設定により任意の高さで自動停止できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>手動装置に比べてイニシャルコスト増</li> <li>事前に設定した速度のみの運用となる</li> <li>標準に動かせるため、確認不足等で事故につながる可能性あり</li> <li>更新費用：手動に比べ高いが、機械式としては標準レベル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手動装置に比べてイニシャルコスト増</li> <li>簡単に動かせるため、確認不足等で事故につながる可能性あり</li> <li>更新費用：インバーターがある分、機械式の中でも高め</li> </ul>



#### ④出演者利用諸室

##### <楽屋>

- ア 様々な公演形態における出演者人数を考慮し、少人数から大人数まで対応できるように、大・中・小楽屋を設けます。
- イ 大楽屋等は必要に応じて一体利用や分割利用が出来るような設えで検討します。
- ウ 楽屋は舞台にアクセスしやすい個所で検討します。
- エ 楽屋内で化粧や着替え、簡単な打合せ等が出来る設えとします。
- オ 楽屋内に舞台の様子を映すモニターを設置します。
- カ 事務室やスタッフ控室等と連絡がとれる設備を検討します。
- キ 楽屋利用者用のトイレ（バリアフリートイレ含む）やシャワー室、給湯室等を配置します。
- ク 会議室等も利用状況によっては楽屋として利用可能な設えとし、延床面積の圧縮に努めます。

##### <リハーサル室>

- ア 舞台に近い形状が確保できるよう検討します。
- イ 多目的に利用できるよう平土間形式とし、リハーサル利用以外に一般貸しも想定します。現ホールのように上足対応とするか下足のまま使用可能とするかは利用形態等から検討します。
- ウ 動線は一般貸し利用の際の一般エリアからとリハーサル等の際の出演者エリアからの双方からのアクセスを考慮します。
- エ 各種リハーサル等に対応できるよう遮音性に配慮します。
- オ 壁面大型鏡やバレーパー、簡易音響設備等の設置を検討します。
- カ ピアノ利用も想定し、隣接してピアノ庫の設置を検討します。

##### <練習室>

- ア 一般貸し及び出演者の楽器練習を想定した練習室を配置します。
- イ 楽器音が発生するため、遮音性に配慮します。

#### ⑤管理部門

- ア ホール事務室を機能面から共用エリアと出演者エリアの中間位置に配置します。
- イ ホール事務室には受付カウンターを設置し、貸出対応やチケット販売対応等、利用者窓口機能を設けます。
- ウ ホール事務室には各種警報盤や操作盤を設置します。館内の ITV 画像も見られるモニターも設置し、館内状況の把握が出来るようにします。
- エ 事務室に隣接して、来客対応や打合せの出来る応接室を設けます。

## ⑥技術系諸室

- ア 客席後方に音響や照明等の各種調整室を設けます。
- イ 舞台に近い下手にも音響、照明等の操作卓を設置します。
- ウ 舞台照明は、フォロースポット※<sup>1</sup> やシーリングスポット※<sup>2</sup>、フロントサイドスポット※<sup>3</sup>などを照明効果上、適した位置に配置します。
- エ 技術スタッフ室、スタッフ控室は事務室や楽屋と連携でき、舞台にアクセスしやすい個所で検討します。

※<sup>1</sup> フォロースポットライト：ピンスポットライトともいう。舞台上の人物の動きを追って照らすことで、目立たせたい人物をクローズアップすることができる照明のこと。

※<sup>2</sup> シーリングスポットライト：舞台上の出演者、舞台装置などを客席上部から照らすために、客席の天井部分に設置されている照明のこと。

※<sup>3</sup> フロントサイドスポットライト：客席内の舞台に近い両サイドに設置し、舞台を照らす照明器具のこと。サイドから照らすことで人物や舞台装置を立体的に見せる効果がある。

## (3) 音響計画

- ①生音の響きを極力重視した計画とします。
- ②プロセニアム高さは、より高い方が音響面で生音の質の高い響きが得られやすいため、昇降式などの可動プロセニアム形式を含め、プロセニアム高さを12mとすることを前提にコスト面とともに検討します。
- ③客席エリアの幅を広くしすぎると、客席エリア中央部において壁からの反射音が届きにくくなり、生音の質の高い響きが得られにくくなるため、客席エリアの幅は座席数の確保を優先しながら、適正な規模で計画します。

- ④残響時間※<sup>1</sup>については、音楽主体の多目的ホールに相応しい時間設定を検討します。

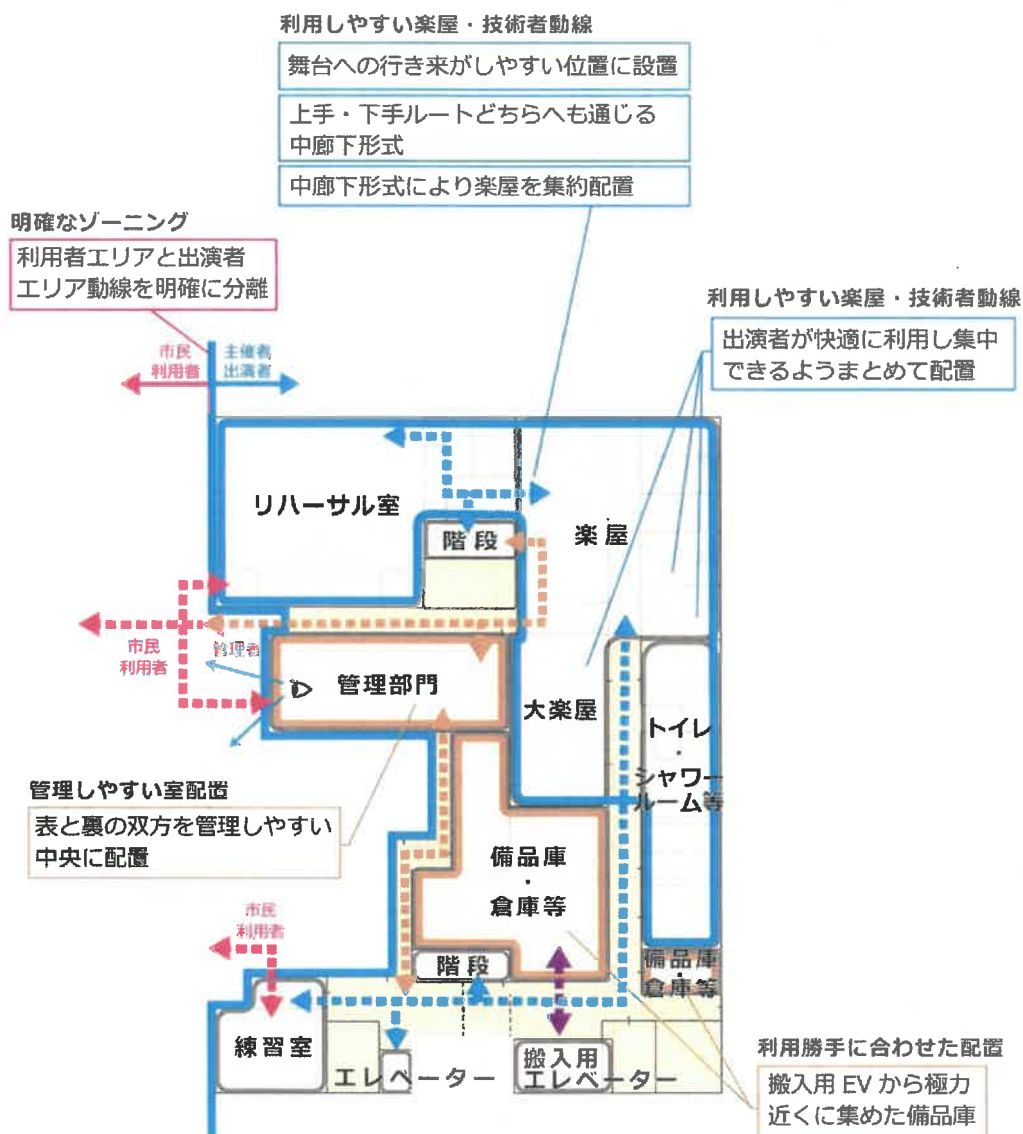
※<sup>1</sup> 残響時間：室内や音楽ホールなどにおける音響特性の一つ。一定の条件下でのホールの響きを残響時間何秒と表す。音源が振動をやめたあと、残響音の強さが減衰するまでの時間。コンサートでは長めが、演劇や講演などでは短めが良いとされている。

## (4) 設備計画

- ①電気設備・機械設備は原則として、環境に配慮した省エネルギー性のあるものを検討します。
- ②配管等は、複合施設の他の専有部内を経由することのないように計画します。
- ③空調設備は利用形態に合わせて検討し、出演者利用諸室は個別制御可能とする方針で進めていきます。採用する熱源方式については積極的にガス方式を検討しますが、メリット・デメリットを洗い出し、検討します。
- ④各種機械からの騒音・振動は、ホールの音響に影響しないように配慮します。
- ⑤防犯カメラや電気錠などでセキュリティに配慮した計画とします。
- ⑥給水方式については、ホール専用の量水器・受水槽を設ける方針で進めます。
- ⑦太陽光パネル設置については、日照効率等踏まえ導入を検討します。
- ⑧難聴者用対応設備を設置します

(5) 施設平面計画

図6 楽屋階平面図



〈凡例〉

- |  |   |
|--|---|
| <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 市民利用者・客が利用できる部屋   | <span style="color: red;">←.....→</span> 市民利用者・客動線  |
| <span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 主催者・出演者が立ち入る部屋   | <span style="color: blue;">←.....→</span> 主催者・出演者動線 |
| <span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 施設管理者のみが立ち入る部屋 | <span style="color: orange;">←.....→</span> 施設管理者動線 |

図7 ホール階平面図

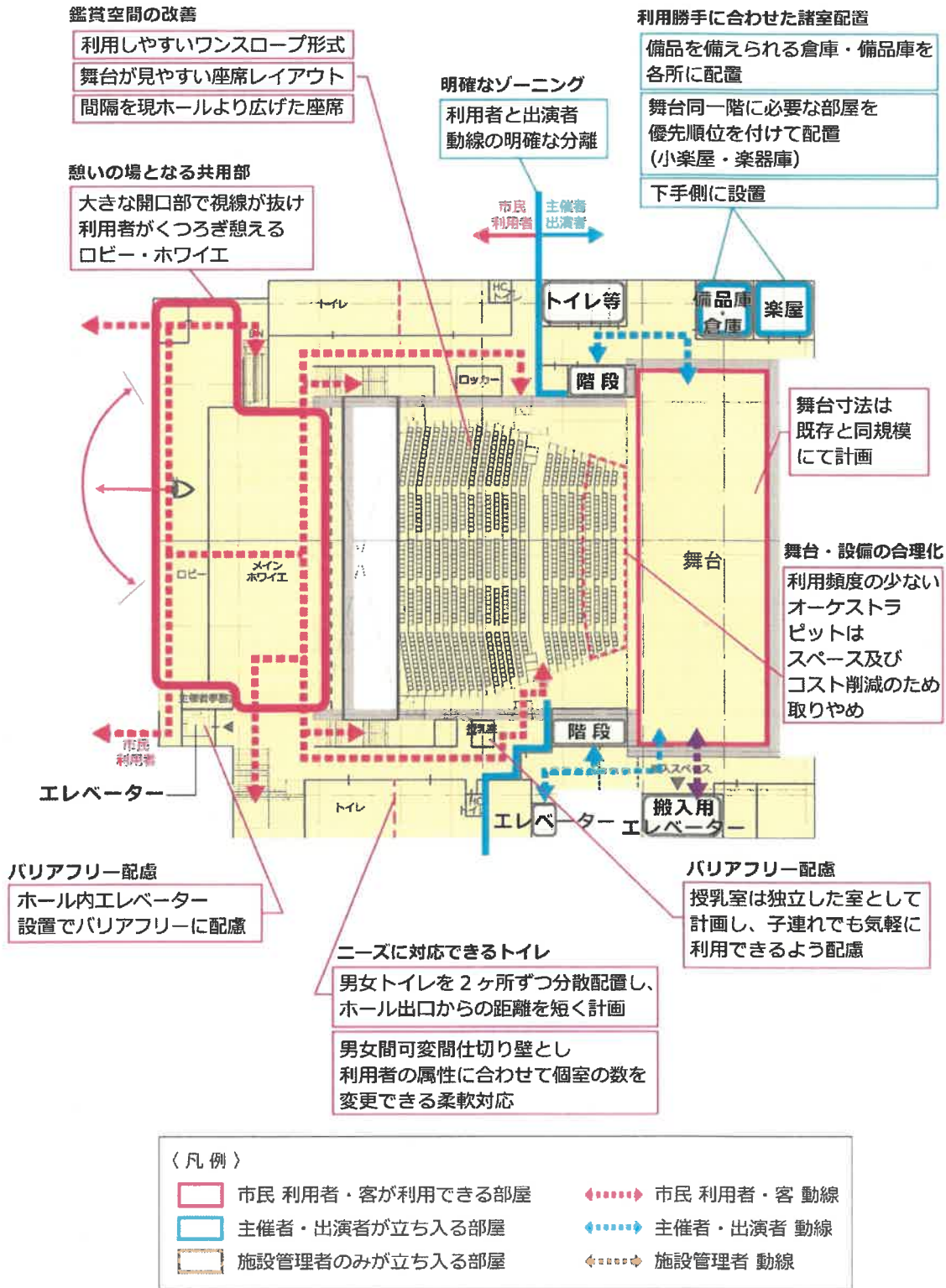
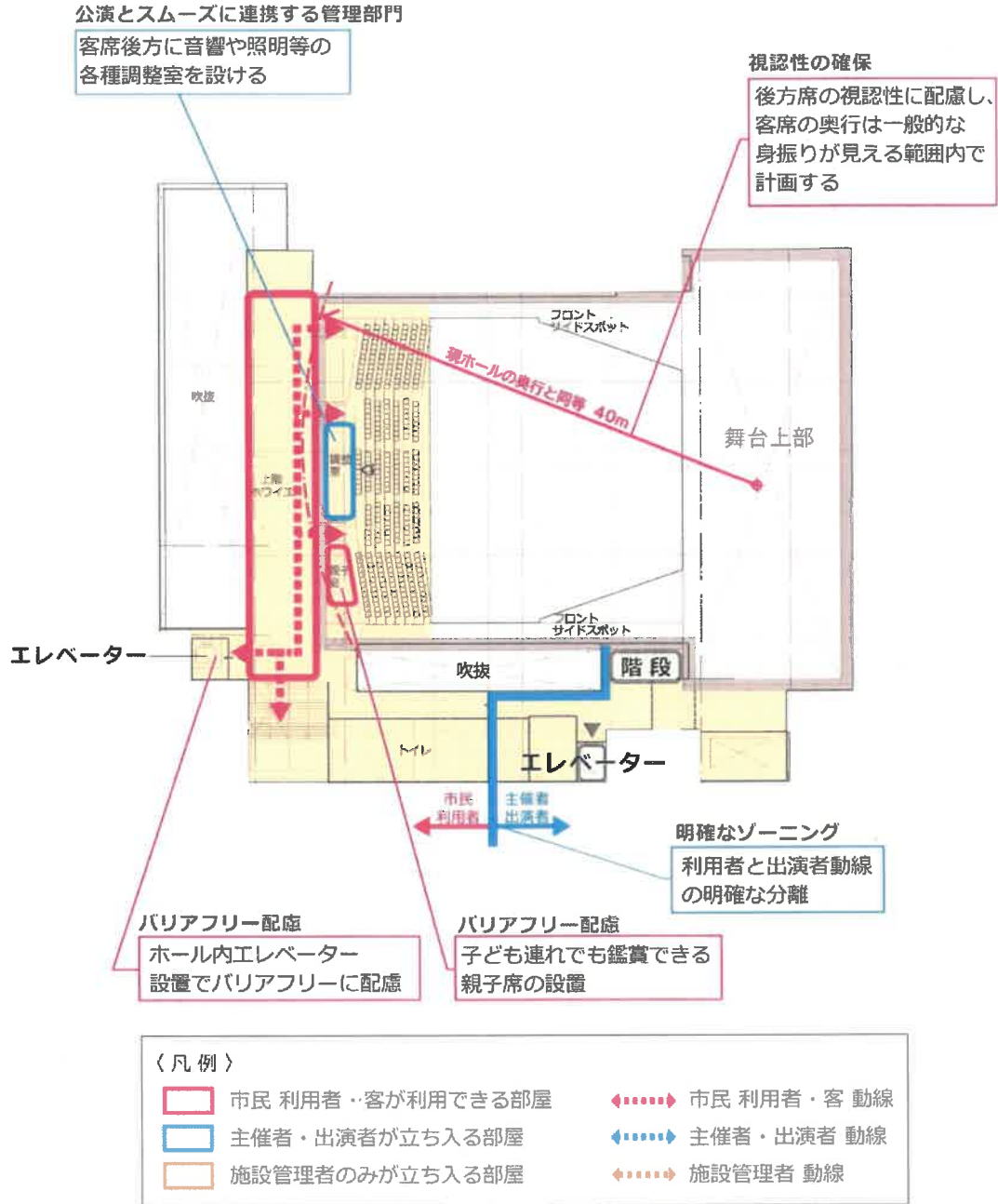




図8 ホール上部階平面図



## (6) その他

- ①現ホールに展示されている絵画や彫刻等の美術品については移設が必要となりますが、取扱いに注意が必要なものもあり、個別に詳細な調査を行い、具体的な移設方法については引き続き検討を進めます。
- ②現ホール同様に、災害時の帰宅困難者 24 時間一時滞在施設として活用できるよう施設面で計画します。
- ③令和 4 年 6 月に表明した「ゼロカーボンシティ習志野」に基づき、温室効果ガス排出抑制につながる施設を目指します。

## 6 立地計画

立地については、再建設の基本方針において、「再開発事業の協議検討にあわせて、JR 津田沼駅南口での再建設を優先に目指す」としていることから、現在地の JR 津田沼駅南口での再開発事業に合わせた複合施設で計画します。

### (1) 計画敷地概要

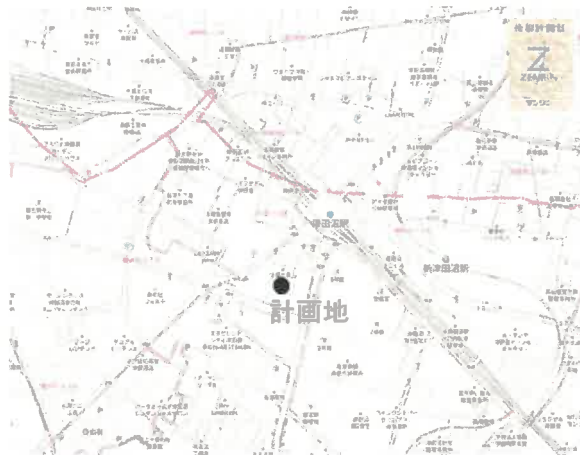
当該地の JR 津田沼駅周辺地域は、JR 津田沼駅および新京成新津田沼駅の 2 駅が利用可能かつ、バスターミナルを有しており、市内外からの交通利便性が非常に高い地域となっています。

#### 【計画地概要】

※現時点での計画であり、変更となる可能性があります。

アクセス	住所	千葉県習志野市谷津一丁目
	鉄道	JR津田沼駅 徒歩4分
都市計画	地域地区	商業地域・防火地域
	建ぺい率/容積率	80% / 600%
	高度地区	指定なし
敷地状況	敷地面積	約20,600㎡
	建築面積	複合施設の計画による (現ホールは約 2,500 ㎡)
	駐車場	専用駐車場無し (複合施設と一体で計画)
	緑地	複合施設の計画による
ホール計画	ホール延床面積	約8,600㎡
	構成	4フロア構成 4層目：設備階 3層目：ホール上部階（上階ホワイエ、客席上部） 2層目：ホール階（ロビー、ホワイエ、客席） 1層目：楽屋階（管理事務室、楽屋等）

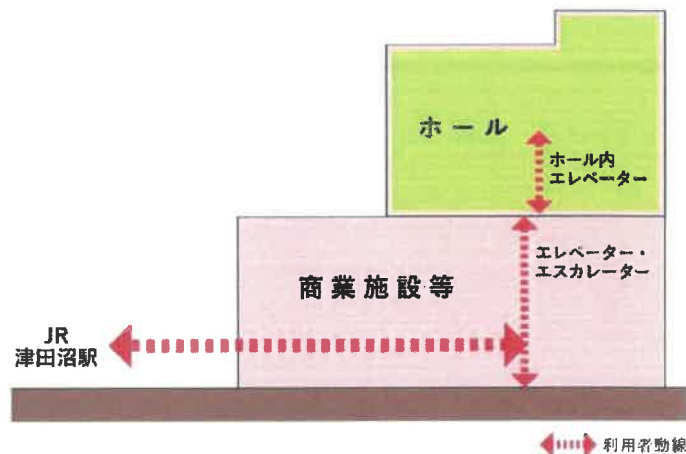
図9 計画位置



## (2) 配置・アプローチ計画

- ①市の表玄関である JR 津田沼駅前に“文教住宅都市”ならびに“音楽のまち習志野”の象徴となる文化ホールを再建設することを優先に目指します。
- ②交通結節点である JR 津田沼駅前の利便性の高さを活かし、広く利用者が訪れやすい施設を目指します。
- ③ホールが入る複合施設は南口駅前ペDESTリアンデッキに接続することで、駅から歩車分離でのバリアフリールートを確認し利用者の利便性を図ります。
- ④ホールは複合施設の上層部に計画し、駅から円滑にアクセスできるよう、エレベーターやエスカレーター等の縦動線を設置します。
- ⑤商業施設等の上階に配置することで、開演前後で商業施設に滞在したり、施設利用者をホールに誘引するなど、双方にとって相乗効果に繋がり複合施設全体の賑わいを創出するとともに、来訪者を増やし、まちの活性化を図ります。
- ⑥バリアフリーに配慮するとともに、ホールへの経路がわかりやすい計画となるよう検討します。

図10 施設内アプローチ概略図



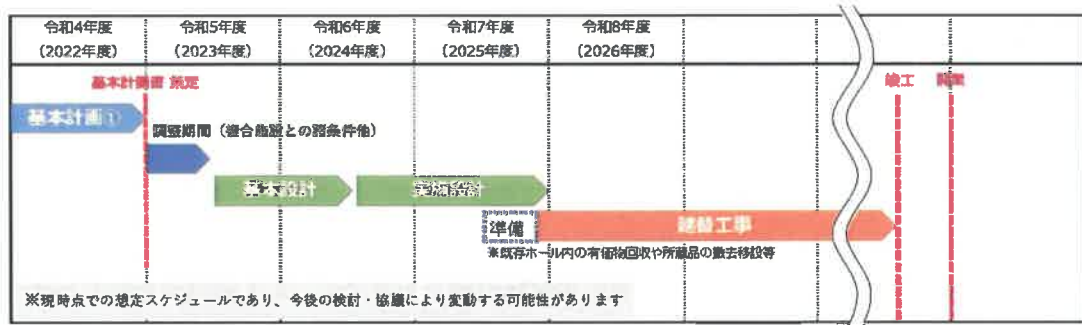


### (3) 施設整備スケジュール

JR 津田沼駅南口再開発事業におけるホールの設計・工事のスケジュールについては、再開発事業者から、以下のとおり提示されています。

なお、再開発事業で整備予定の複合施設内での計画となるため、スケジュールが変動することがあります。

【施設整備スケジュール】



※建替工事の準備期間は、現ホール解体に伴う緩帳やパイプオルガン、美術品の撤去・移設など、工事を必要とする作業を想定しています。

## 習志野文化ホール再建設基本計画書

令和5年3月 策定

発行：習志野市政策経営部総合政策課

■電話：047-453-9222

■FAX：047-453-9313

■Mail：seisaku@city.narashino.lg.jp

※本計画書の掲載情報（資料、画像、文章）の中には、第三者（習志野市以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有しているものがあります。

※本計画書を、著作権法で認められている範囲を越えて利用する場合には、発行元へご連絡ください。

習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。



議案第20号

令和6年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校  
の図書)

令和6年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書を別記のとおり採択する。

令和5年7月19日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき、令和6年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書を採択するものである。

各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

教科	科目	標準単位数	必修修科目		
国語	現代の国語	2	○ ○		
	言語文化	2			
	論理国語	4			
	文学国語	4			
	国語表現	4			
	古典探究	4			
地理歴史	地理総合	2	○ ○		
	地理探究	3			
	歴史総合	2			
	日本史探究	3			
	世界史探究	3			
公民	公共	2	○		
	倫理	2			
	政治・経済	2			
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可		
	数学Ⅱ	4			
	数学Ⅲ	3			
	数学A	2			
	数学B	2			
	数学C	2			
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を 含む2科目 又は 基礎を付した 科目を3科目		
	物理基礎	2			
	物理	4			
	化学基礎	2			
	化学	4			
	生物基礎	2			
	生物	4			
	地学基礎	2			
	地学	4			
保健体育	体育	7~8	○ ○		
	保健	2			
芸術	音楽Ⅰ	2	○		
	音楽Ⅱ	2			
	音楽Ⅲ	2			
	美術Ⅰ	2			
	美術Ⅱ	2			
	美術Ⅲ	2			
	工芸Ⅰ	2			
	工芸Ⅱ	2			
	工芸Ⅲ	2			
	書道Ⅰ	2			
	書道Ⅱ	2			
	書道Ⅲ	2			
	外国語	英語コミュニケーションⅠ		3	○2単位まで減可
		英語コミュニケーションⅡ		4	
英語コミュニケーションⅢ		4			
論理・表現Ⅰ		2			
論理・表現Ⅱ		2			
論理・表現Ⅲ		2			
家庭	家庭基礎	2	┌○		
	家庭総合	4			
情報	情報Ⅰ	2	○		
	情報Ⅱ	2			
理数	理数探究基礎	1			
	理数探究	2~5			
総合的な探究の時間		3~6	○2単位まで減可		



令和6年度使用高等学校用教科書選定理由書

青網掛：新3年生使用  
赤網掛：1・2年生変更

学校名 習志野市立習志野 高等学校（全日制）の課程

校長名 大崎 栄貴

第1部〔各学科に共通する各教科〕

教科	種日	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	変更
		番号	略称				
国語	現代の 国語	002	東書	現国 702	精選現代の国語	現代社会に必要な読解力を養うことができる。また、デジタルコンテンツも充実している。	
国語	言語文化	002	東書	言文 701	新編言語文化	「書く」指導が効果的に行えるように考慮されている。また、中学から高校への学習の移行がスムーズになるよう考慮されている。	
国語	論理国語	183	第一	論国 712	高等学校 標準論理国語	新学習指導要領で重要視される「読み比べ」学習に関連するテーマごとにしなされ、論理展開の基本「推論」の理解を深める学習も充実している。また、GoogleFormを活用した評価問題などICTを活用した指導にも配慮がなされている。	3年
国語	文学国語	104	数研	文国 706	文学国語	豊かな心情や感性が身につけられる定評教材が数多く採択されている。各編の適正な箇所と言語活動教材が設けられており、指導・評価を行ううえでの配慮がなされている。	
国語	古典探究	183	第一	古探 719	高等学校 精選古典 探究	学習内容を充実させ、理解を深めるための例題が充実しており、作品や時代背景の証明が丁寧に説明されている。	
地理 歴史	地理総合	046	帝国	地総 703	高等学校 新地理総 合	資料・データが豊富で、興味を喚起させる内容である。記述が詳しく、入試で地理を利用する生徒にも対応できる。	
地理 歴史	地理探究	046	帝国	地探 702	新詳地理探究	地理総合から系統立てて発展的な内容が扱われている。グラフの読み取りがしやすく、図や写真、学習課題が明確なため、生徒が地理的理解力向上を狙える。	3年
地理 歴史	歴史総合	081	山川	歴総 707	歴史総合 近代から 現代へ	全体を時系列で取り扱い、歴史の背景や因果関係を理解しやすい。記述が詳しく、入試で日本史を利用する生徒にも対応できる。	
地理 歴史	日本史探 究	007	実教	日探 702	日本史探究	記述が詳細だが、文体は平易でわかりやすく、図版・写真も大きく見やすい。最新の学説が活かされており、生徒の興味・関心を得やすい。歴史的思考力を育成するための資料が豊富である。	3年
地理 歴史	世界史 探究	081	山川	世探 705	高校世界史	基礎的な内容を網羅しており、因果関係を理解しやすい文体である。資料が豊富で生徒の興味関心を引きやすい。	3年
地理 歴史	地図	046	帝国	地図 703	標準高等地図	色彩がはっきりしており、見やすい。日本・世界の地形・気候・人口推移等のデータも豊富であり生徒の理解を得やすい。	
公民	公共	046	帝国	公共 707	高等学校 公共	現代の諸課題を様々な面から取り上げられている。図表も豊富で学習意欲の向上に繋げやすい。	
公民	倫理	002	東書	倫理 701	倫理	公共での既習内容を踏まえて系統的に構成されている。基本的な事項が網羅されており、叙述や資料提示に工夫がみられ、簡明化が図られている。	3年
公民	政治・ 経済	002	東書	政経 701	政治・経済	基本事項の記述が的確であり、豊富な具体例が盛り込まれている。写真や図版も工夫されている。	3年
数学	数学 I	104	数研	数 I 714	新編 数学 I	例題、練習問題が充実しており演習量を確保しやすい構成になっている。応用問題等既習事項との繋がりを明確にしており展開がわかりやすくなっている。	

第1部〔各学科に共通する各教科〕

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	
		番号	略称				
数学	数学Ⅱ	104	数研	数Ⅱ 711	新編 数学Ⅱ	各内容の説明において、図や色を効果的に使用し理解しやすくなっている。また、補充問題や研究もあり、数学を得意とする生徒にも対応している。	
数学	数学Ⅲ	104	数研	数Ⅲ 710	新編 数学Ⅲ	問題数が多く、あらゆる到達度の生徒に対応することができる。発展事項が充実しており、数学を得意とする生徒にも対応している。	3年
数学	数学A	104	数研	数A 714	新編 数学A	基礎的なものから発展的なものまで幅広いレベルの問題で構成されており、個々に応じた指導を行いやすい構成になっている。また、説明文等で適当な数学的表現を使っている。	
数学	数学B	104	数研	数B 712	新編 数学B	基礎・基本の問題から、発展・参考も効果的に取り入れられ、生徒自身が個々の力に応じた学習ができる。また、問題があらゆる生徒に対応している。	
数学	数学C	104	数研	数C 710	新編 数学C	理解の手助けとなるような図が豊富に掲載されている。また、定義・定理の説明が丁寧に記述されており、例題や問題とのつながりが分かりやすくなっている。	3年
理科	科学と人間生活	007	実教	科人 702	科学と人間生活	例題、問が数多くあり、あらゆる生徒に対応することができる。章末問題は応用力を高めるための問題も扱われており、理科を得意とする生徒にも対応している。	
理科	物理基礎	061	啓林館	物基 706	高等学校 考える物理基礎	図や写真が豊富で、説明も丁寧であり、単元ごとに疑問から始まる構成も良い。また、授業用補助データも充実している。	
理科	物理	183	第一	物理 709	高等学校 物理	図や写真が豊富で、視覚的にわかりやすく、説明も丁寧である。副教材にセミナーがあり、高度な学習にも適している。	3年
理科	化学基礎	061	啓林館	化基 706	高等学校 化学基礎	図や写真が豊富なのに加えて、表現が視覚的に分かりやすい。説明が分かりやすく、高度な内容も理解しやすい。参考や発展的な資料等も充実している。	
理科	化学	007	実教	化学 703	化学 academia	図や写真が多く視覚的に分かりやすく、興味関心もひきつけやすい構成になっている。記述もシンプルでわかりやすい。発展的な内容や参考資料も多く含まれているので意欲のある生徒が自分で学習をすすめるのにも適している。	3年
理科	R5 生物基礎	104	実教 数研	生基704 生基 709	高校生物基礎 新編 生物基礎	他社の追従を許さない動画技術、プリント作成機能があり、それを利用することで生徒に視覚的に分かりやすく教えることができる。また、副教材にアクティブノートを備えており、生徒が主体的に学習する仕掛けがされている。	2年変更
理科	生物	104	数研	生物 704	生物	生物基礎と同様に学習内容が進化から始まっているため、生徒が理解しやすい。また、生物基礎と同様に他社の追従を許さない動画技術、プリント作成機能があり、それを利用することで生徒に視覚的に分かりやすく教えることができる。	3年
理科	地学基礎	183	第一	地基 705	高等学校 地学基礎	他社にない見開き2ページで1テーマがまとめられており、生徒が自主的に学習を進めやすい構成となっている。また、発展的な内容も過不足なく取り扱っており、視覚的にも分かりやすく工夫されている。	
理科	地学	061	啓林館	地学 701	高等学校 地学	図や写真の表現が視覚的に分かりやすく、高度な内容も理解しやすい。文章とのバランスも適切である。	3年
理科	応用理科	061	啓林館	地学 701	高等学校 地学	図や写真の表現が視覚的に分かりやすく、高度な内容も理解しやすい。文章とのバランスも適切である。	3年



第1部 [各学科に共通する各教科]

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	
		番号	略称				
理科	応用生物	104	数研	生物 704	生物	生物基礎と同様に学習内容が進化から始まっているため、生徒が理解しやすい。また、生物基礎と同様に他社の追従を許さない動画技術、プリント作成機能があり、それを利用することで生徒に視覚的に分かりやすく教えることができる。	3年
保健体育	保健	050	大修館	保体 701	現代高等学校保健体育	健康についての考え方、運動やスポーツに対する考え方が、社会の変化に合わせてわかりやすく説明されている。生徒が健康について興味を持てる内容である。	
芸術	音楽Ⅰ	027	教芸	音Ⅰ 702	高校生の音楽Ⅰ	学習の目標が記入されており、また図や写真などの資料が、適切な順で配置されているので、学習の意図を把握しやすい。鑑賞資料も充実しており、QRコード掲載によって取り扱いやすさも工夫されている。	
芸術	音楽Ⅱ	027	教芸	音Ⅱ 702	高校生の音楽Ⅱ	1年次使用教科書の内容が系統的に系統立てて網羅されており、学習者がスムーズに理解できるように意図されている。学習の目標が記入されており、また図や写真などの資料が、適切な順で配置されているので、学習の意図を把握しやすい。鑑賞資料も充実しており、QRコード掲載によって取り扱いやすさも工夫されている。	
芸術	音楽Ⅲ	027	教芸	音Ⅲ 701	Joy of Music	1・2年次で学んだ内容が高度な次元で体系的に系統立てて網羅されており、学習者がスムーズに理解できるように意図されている。学習の目標が記入され、図や写真などの資料が、適切な順で配置されているので、学習の意図を把握しやすい。鑑賞資料も大変充実している。	3年
芸術	美術Ⅰ	038	光村	美Ⅰ 701	美術Ⅰ	制作工程の写真と説明が充実している。巻末には、「色相の近い色同士を混ぜた場合」「色相の遠い色同士を混ぜた場合」の事例が絵の具を用いて図示されており、混色の理解がしやすい。	3年
芸術	美術Ⅰ	116	日文	美Ⅰ 703	高校美術	デザインについての解説が非常に充実している。また、近・現代の美術家の言葉や、読み手の思考を促すような問いかけが各所に配され、生徒の興味をひきつけるように設計されている。現代美術に係る重要作品を網羅しており、同時代の美術に親しむ心を育むことが可能である。	
芸術	美術Ⅱ	116	日文	美Ⅱ 702	高校生の美術Ⅱ	美術史の理解に役立つ作品群を掲載しつつそれらを「水による演出」「奥行や空間」「ものの質感」などの焦点化したテーマでまとめ、生徒が表現・鑑賞する上で重要な要素へ意識を向けられる構成になっている。	
芸術	美術Ⅲ	116	日文	美Ⅲ 702	高校生の美術Ⅲ	ランドアートやパブリック・アート、現代の作家、金属成形に係る職人の技術、3Dプリント、文化財の保存と修復などについて取り扱われており、「生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力」の育成に役立つ。また、多様な表現方法の作品に触れることが可能である。	3年
芸術	R5 書道Ⅰ	東書 017	書Ⅰ 701 教出	書道 書Ⅰ 704	書道Ⅰ	古典の比較がクイズ形式で、導入として取り組みやすい。鑑賞教材としての写真版が見やすく、歴史的な点も含めた解説が豊かで、教科横断的な学習に役立つ。	1年 変更
芸術	R5 書道Ⅱ	教図 002	書Ⅱ 702 東書	書Ⅱ 書Ⅱ 701	書道Ⅱ	書道Ⅰの学習内容を受けている。5書体の変遷や篆刻などについての写真や図版での解説がわかりやすい。漢字創作への過程がわかりやすくまとめられており、仮名交じりの書の作品例も豊か。	2年 変更
芸術	書道Ⅲ	002	東書	書Ⅲ 701	書道Ⅲ	書の表現として、作品制作の過程がわかりやすい。写真がきれいで見やすくになっている。見開き1ページで学習内容を視覚的に理解しやすい。	3年

第1部 [各学科に共通する各教科]

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	
		番号	略称				
外国語	英語 コミュニケーションI	002	東書	CI 702	Power On English Communication I	「日常的な話題」からSDGsに対応した「社会的話題」を扱っている。生徒の発信力を促す題材が多い。また各Partが4技能5領域をバランスよく学べる構成になっている。	
外国語	英語 コミュニケーションI	231	い い ず な	CI 724	New Rays English Communication I	「聞く」「話す」「読む」「書く」活動を総合的に学習できる。また、各課の最後に単元をより深く理解するための発展学習が用意されている。教科書に関連したリスニング問題も用意されており、大学入学共通テストの対策もできる。	
外国語	英語 コミュニケーションII	002	東書	CII 702	Power On English Communication II	様々なジャンルを扱っており、かつSDGsに対応している課もある。構成に復習や実践などがあり、生徒がより深く理解することができる。	
外国語	英語 コミュニケーションII	231	い い ず な	CII 723	New Rays English Communication II	各種タスクを重視した多面的な構成となっており、グループ協働による「プロジェクト型活動」が設定されているので、生徒の「自己表現力」や「対話力」を育成することができる。また各課で本文に準拠したリスニング問題も用意されており、大学入学共通テストがリスニングに比重を置くようになっている現状を鑑みても、リスニング力を鍛えるという点を重視している本書は望ましい。	
外国語	英語 コミュニケーションIII	002	東書	CIII 702	Power On English Communication III	単元構成・紙面構成ともに機能的で使いやすい。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能が有機的に統合された言語活動を行うことが期待できる。題材も生徒の興味と学習意欲を喚起するものが精選されている。	3年
外国語	英語 コミュニケーションIII	231	い い ず な	CIII 721	New Rays English Communication III	高校生にとって身近な題材から、社会的な題材までが文章の量や構成に変化を付けながら広く含まれている。大学入学共通テストがリスニングに比重を置くようになっている現状を鑑みても、リスニング力を鍛えるという点を重視している本書は望ましい。	3年
外国語	論理・表現I	015	三省 堂	論I 705	MY WAY Logic and Expression I	「文法・表現学習」からの「話す」「書く」の活動が順を追った教科書構成になっており、取り組むべき課題を明確に理解することができる。また各課のテーマも高校生にとって身近なテーマ・場面設定となっており、生徒たちの発信活動をより充実したものにする工夫がなされている。	
外国語	論理・表現II	015	三省 堂	論II 705	MY WAY Logic and Expression II	生徒のコミュニケーションの目的や興味・関心に合っている。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能が有機的に関連付けられ、演習を行うことができる。教科書構成が取り組むべき課題を明確に理解する構成になっており、生徒の学習を充実したものにする工夫がされている。	3年
家庭	家庭基礎	002	東書	家基 701	家庭基礎 自立・共 生・創造	実践的に学べるQRコンテンツの掲載や実社会を切り口にした資料が充実しており、家庭生活の興味関心意欲を高めながら主体的に学ぶことが期待できる。	
情報	情報I	007	実教	情I 705	最新情報 I	基礎・基本の問題から、発展・参考も効果的に取り入れられ、生徒自身が個々の力に応じた学習ができる。また、問題があらゆる生徒に対応しており、情報モラルの能力育成にも適している。	

令和6年度使用高等学校用教科書選定理由書

学校名  習志野市立習志野 高等学校（ 全日制 ） の課程

校長名  大崎 栄貴

第1部〔主として専門学科において開設される各教科〕

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由	変更
		番号	略称				
商業	商業	007	実教	商業 701	ビジネス基礎	最新の事例・コラムが取り換わられており、生徒との対話を通じて「事例と関連付けての学習」の実践を展開することができる。さらに、主体的な学習課題が用いられており、深い学びが期待できる。	
商業	商業	007	実教	商業 709	新簿記	取引における観点別の理解度を深めるための要点が整理されている。 また、単元別の重要箇所が明確になっており、復習等の学習活動においても活用が容易である。	
商業	商業	007	実教	商業 715	最新情報処理 Advanced Computing	全商情報処理検定 ビジネス情報部門1級までの内容を網羅的に掲載されており、2級・3級にも対応している。テクノロジー分野の用語も網羅されている。	
商業	商業	007	実教	商業 718	マーケティング	企業提供の写真を多数掲載し、生徒がイメージしやすいように編修されている。すべての「事例」「コラム」に実習課題を設定し、主体的・対話的で深い学びが可能となる内容となっている。	
商業	商業	007	実教	商業 720	原価計算	製造業固有の記帳体系となる学習には、図解・イラストを掲載し、商業簿記とは異なる学習の難しさへの配慮が見られる内容である。図解・イラストが充実しており、学びやすく理解しやすいように編修されている。	
商業	商業	007	実教	商業 725	プログラミング ～マクロ言語～	全商情報処理プログラミング部門1級・2級の内容が網羅されている。また、実務的なテーマでExcelVBAシステムを開発する実習の掲載、就職後の実務系プログラミング言語として、生徒がスキルを活かせるように編修されている。	
商業	商業	007	実教	商業 728	新財務会計 I	「新簿記」を発展させた内容になっており、個人商店における取引から株式会社の取引・企業内における資金の処理方法など企業規模に応じた取引の意義が明確となっている。	
商業	商業	007	実教	商業 736	ソフトウェア活用	全商情報処理検定ビジネス情報部門1級レベルの内容が掲載されており、上位級取得にも対応している。さらに、プログラミング学習（VBA）によるシステムを作成する授業展開が可能な内容となっている。	
商業	商業	007	実教	商業 740	ビジネス法規	イラスト入りの展開事例で本文を解説し、生徒が理解しやすいように配慮されている。難解な法律専門用語をかみ砕いて表現する「法律の口語訳」を旨とした形で編修されている。	新課程
商業	商業	007	実教	商業 742	財務会計 II	日商1級の「導入レベル」の内容を着実に理解し、応用力を身につけさせることができる。さらに、連結会計の基本から応用までを幅広くカバーし、連結財務諸表の作成の流れを効率よく学ぶことができる。	新課程
商業	商業	007	実教	商業 749	ネットワーク活用	使用できるソフトウェアの制限やサーバ、ネットワークなど、多様な環境・ニーズに基づいて選択できるように複数の方法が掲載されている。企画からWebサイトの制作、公開と運営までの流れや、アクセス数増加の方法などが学習することができる。	新課程



令和5年度3年生(旧学習指導要領)使用教科書

教科	科目	出版社	教科署名
国語	古典B	第一	高等学校 改訂版 標準古典B

地理歴史	日本史A	東書	日本史A 現代からの歴史
地理歴史	日本史B	実教	日本史B 新訂版
地理歴史	地理B	帝国	新詳地理B
公民	政治・経済	東書	政治・経済

数学	数学Ⅱ	数研	改訂版 新編 数学Ⅱ
数学	数学Ⅲ	数研	改訂版 新編 数学Ⅲ

理科	物理	東書	改訂 物理
理科	化学	実教	化学 新訂版
理科	生物	実教	生物 新訂版
理科	地学	啓林館	地学 改訂版

令和5年度の3年生用教科書は旧指導要領に対応しているため、令和6年度はすべて使用しません。

芸術	音楽Ⅰ	教芸	高校生の音楽 1
芸術	美術Ⅰ	光村	美術 1
芸術	書道Ⅰ	東書	書道Ⅰ
芸術	書道Ⅰ	東書	書道Ⅰ

外国語	コミュニケーション英語Ⅲ	数研	Revised BIG DIPPER English Communication Ⅲ
外国語	コミュニケーション英語Ⅲ	教出	NEW ONE WORLD CommunicationⅢ Revised Edition
外国語	英語会話	啓林館	Sailing English Conversation

商業	商業	実教	経済活動と法 新訂版
商業	商業	実教	財務会計Ⅱ
商業	商業	実教	ビジネス情報管理

令和6年度3年生(新指導要領)選定教科書

教科	科目	出版社	教科署名
国語	論理国語	第一	高等学校 標準論理国語

・3年生において古典が科目からなくなった

地理歴史	地理探究	帝国	新詳地理探究
地理歴史	日本史探究	実教	日本史探究
地理歴史	世界史探究	山川	高校世界史
公民	倫理	東書	倫理
公民	政治・経済	東書	政治・経済

・倫理が選択科目となった。

数学	数学Ⅲ	数研	新編 数学Ⅲ
数学	数学C	数研	新編 数学C

理科	物理	第一	高等学校 物理
理科	化学	実教	化学 academia
理科	生物	数研	生物
理科	地学	啓林館	高等学校 地学
理科	応用理科	啓林館	高等学校 地学
理科	応用生物	数研	生物

・選択科目として応用理科が増えた。

芸術	音楽Ⅲ	教芸	Joy of Music
芸術	美術Ⅰ	光村	美術 1
芸術	美術Ⅲ	日文	高校生の美術 3
芸術	書道Ⅲ	東書	書道Ⅲ

・美術Ⅰは商業科が使用

外国語	英語コミュニケーションⅢ	東書	Power On English Communication Ⅲ
外国語	英語コミュニケーションⅢ	いわずな	New Rays English Communication Ⅲ
外国語	論理・表現Ⅱ	三省堂	MY WAY Logic and Expression Ⅱ

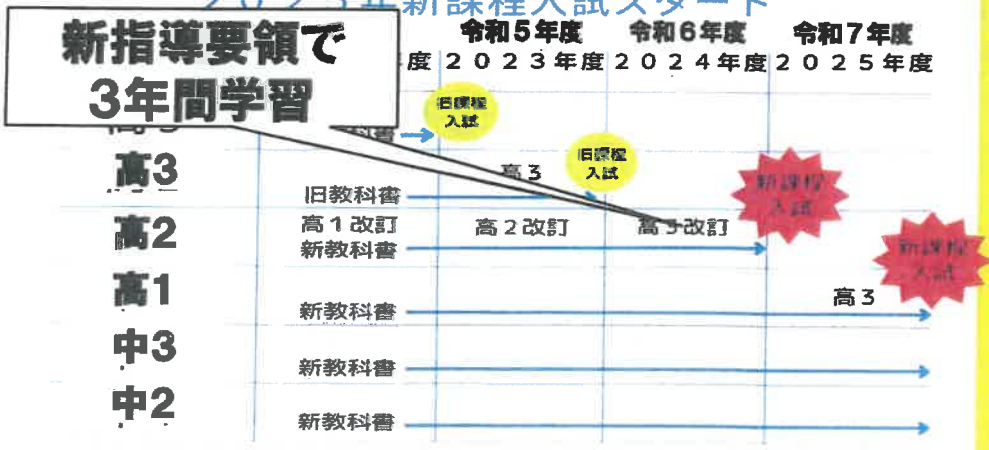
商業	商業	実教	ビジネス法規
商業	商業	実教	財務会計Ⅱ
商業	商業	実教	ネットワーク活用

# 令和6年度 使用教科用図書採択に向けて

習志野市立習志野高等学校

## 教科書改訂スケジュールと大学入試

2025年新課程入試スタート



各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	読解国語	2	
	文学国語	2	
	国語表現 古典概論	2	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理概論	2	
	歴史総合	2	○
	日本史概論	2	
	世界史概論	2	
公民	公民	2	○
	倫理 政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	2	○
	数学Ⅱ	2	○
	数学Ⅲ	2	○
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	科学と人間生活	2	
	物理基礎	2	
	物理	2	
	化学基礎	2	
	化学	2	
	生物基礎	2	
	生物	2	
	地学基礎	2	
地学	2		

【言語能力の確実な育成】

必履修  
「現代の国語」  
「言語文化」

必履修  
「歴史総合」  
「地理総合」  
「公民」

「数学活用」廃止  
新設 「数学C」

○は必修科目  
又は  
基礎を修めた  
科目で可

芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工業Ⅰ	2	
	産業Ⅰ	2	
	産業Ⅱ	2	
	産業Ⅲ	2	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	2	○
	英語コミュニケーションⅡ	2	
	英語コミュニケーションⅢ	2	
	英語・表現Ⅰ 英語・表現Ⅱ 英語・表現Ⅲ	2	
家庭	家庭基礎	2	○
	家庭総合	2	
情報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
運動	運動概論基礎	2	
	運動概論	2	
総合的な探究の時間		2	○

【英語による発信力強化】

「英語コミュニケーション」  
「論理・表現」

【プログラミング】  
情報Ⅰ 必履修

○は必修科目  
又は  
基礎を修めた  
科目で可

**新3年生使用**

理科	化学基礎	061	啓林館	化基 706	高等学校 化学基礎	図や写真に加えて、表紙が視覚的に分かりやすく、説明が分かりやすく、高度な内容を盛り込んでいる。参考や発展的な資料も豊富にある。	
理科	化学	007	実教	化学 703	化学 academia	写真が多く視覚的に分かりやすく、興味関心も引きつけやすい構成になっている。記述もシンプルでわかりやすい。発展的な内容や参考資料も多く含まれているので意欲のある生徒が自分で学習をすすめるのに適している。	3年
理科	R5 生物基礎	実教 104	生基704 数研	高校生物基礎 生基 709	新編 生物基礎	他社の追随を許さない動画技術、プリント作成機能があり、それを利用することで生徒に視覚的に分かりやすく教えることができる。また、副教材にアクティブノートを備えており、生徒が主体的に学習する仕掛けがされている。	2年変更
理科	生物	10		生物 704	生物	生物基礎と同様に学習内容が進化から始まっているため、生徒が理解しやすい。また、生物基礎と同様に他社の追随を許さない動画技術、プリント作成機能があり、それを利用することで生徒に視覚的に分かりやすく教えることができる。	3年
						他社にない見開き2ページで1テーマがまとめられており、生徒が自主的に学習をすすめることができる。	

**新1・2年生使用**


**選定理由**

「読み比べ学習」

「推論」

「ICT活用」





**新編**  
**生物基礎**

**「効果的な動画」**  
**「プリント作成機能」**  
**「有効な副教材」**

数研出版



**New Rays**  
English Communication III

**「幅広い題材」**  
**「リスニングの充実」**  
**「協働型の学習」**

HIZUNA SHOTEN



令和5年度3年生(旧学習指導要領)使用教科書

教科	科目	出版社	教科書名
国語	古典B	第1	高等学校 改訂版 標準古典B

地理歴史	日本史A	東書	日本史A 現代からの歴史
地理歴史	日本史B	実教	日本史B 新訂版
地理歴史	地理B	帝国	新詳地理B
公民	政治・経済	東書	政治・経済

令和6年度3年生(新指導要領)選定教科書

教科	科目	出版社	教科書名
国語	論理国語	第1	高等学校 標準論理国語

・3年生において古典が科目からなくなったため

地理歴史	地理探究	帝国	新詳地理探究
地理歴史	日本史探究	実教	日本史探究
地理歴史	世界史探究	山出	高校世界史
公民	倫理	東書	倫理
公民	政治・経済	東書	政治・経済

・倫理が選択科目となった。

## 科目の再編 選択教科増

協議第1号

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、別紙のとおり協議する。

令和5年7月19日協議

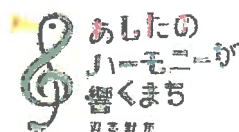
習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

**令和5年度**

**教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価**

**点検・評価 報告書(素案)**  
**(令和4年度対象)**

**習志野市教育委員会**



# もくじ

(ページ)

◇はじめに

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について(令和4年度対象)

I 教育委員会の活動及び運営状況	
1 教育長及び教育委員会委員(令和5年度在籍)	3
2 教育委員会会議の開催状況	3
3 令和4年度教育委員会会議での主な報告事項	3
4 令和4年度教育委員会会議での審議状況	4
5 総合教育会議の開催状況	4
II 令和4年度習志野市教育行政方針の点検・評価	
1 教育振興基本計画の施策体系	5
2 教育行政方針と点検・評価の位置づけ	5
3 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)	6
4 教育行政方針の点検・評価の見方	8
5 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価	
基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上(施策1~5)	9
基本方針 2 子育て・子育て支援の充実(施策6~7)	15
基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展(施策8~10)	17
基本方針 4 子どもの生きる力を育む教育の充実(施策11~15)	21
基本方針 5 子どもを未来につなげる教育の展開(施策16~19)	29
基本方針 6 魅力ある市立高校づくり(施策20~21)	34
基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進(施策22~25)	36
基本方針 8 芸術・文化活動の振興(施策26)	41
基本方針 9 文化財の保存と活用(施策27~28)	42
基本方針10 青少年健全育成の推進(施策29~32)	44
基本方針11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進(施策33)	48
基本方針12 家庭教育力の向上(施策34~35)	50
基本方針13 地域に開かれた学校づくり(施策36~37)	53
基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり(施策38)	55
基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備(施策39~42)	56
基本方針16 社会教育施設の再編・整備(施策43)	60
基本方針17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備(施策44)	61
基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開(施策45)	62
III 学識経験者からの意見聴取の結果	64
資料1「習志野市の教育課題」	70
資料2「令和4年度 習志野市教育行政方針」	71

## はじめに

### 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について (令和4年度対象)

#### 1 趣旨

習志野市教育委員会では「文教住宅都市憲章」の理念のもと、平成13年に「習志野市教育基本計画」を策定し「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を進めてきました。現在は令和2年に策定した「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」に基づく「習志野市教育行政方針」の点検・評価を通して、計画の見直しと、確実な実施を図っております。

昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と不安定な国際情勢において、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぎ、教育の課題が明らかとなる中で学びの変容が求められております。少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展など、様々な社会課題が山積し、Society 5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっています。先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても、変わることのない教育の「不易」と社会や時代の「流行」を踏まえ、教育政策を着実に実行していかなければなりません。教育政策を適切に実施していくためには、各々の施策、事業の執行状況やその成果について点検・評価し、その進捗状況を公表していくことが大切です。

習志野市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条」の規定に基づき、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、報告書としてまとめ、議会に提出するとともに、市のホームページ上で公表しております。

※令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和4年度対象)」報告書は、以下「R5報告書」と略記。他の年度の報告書も同様。

参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

#### 第26条【教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



## 2 点検・評価の対象

- (1)「習志野市の教育課題」(資料1)を踏まえた「令和4年度習志野市教育行政方針」に基づく教育委員会の取り組み。

## 3 点検・評価の方法

- (1)教育委員会会議の審議状況、習志野市教育行政方針に基づく教育委員会の取り組み状況について、事務局がまとめました。
- (2)点検・評価の客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りました。今回御意見等をいただいた方々は、次のとおりです。(敬称略)

氏 名	所 属 等
高橋 セイ子	前千葉県退職公務員連盟習志野支部 支部長
榎 英子	淑徳大学教授

- (3)教育委員会会議において、教育委員による点検・評価を実施しました。
- (4)教育委員会による点検・評価の結果をR5報告書としてまとめ、習志野市議会へ提出するとともに、市民の皆様に公表します。

## 4 報告書の構成

R5報告書は、次の3つの内容(I・II・III)で構成しています。

なお、教育委員会の担当課、法律に関する名称、団体名等に関しては、すべて最新ののものに変えて表記しています。

### 報告書の構成

#### I 教育委員会の活動及び運営状況

教育委員会会議の開催状況、審議状況等について記載しています。

#### II 令和4年度習志野市教育行政方針の点検・評価

令和4年度習志野市教育行政方針に定める18の基本方針(「教育振興基本計画」における基本方針に対応)に基づく45の施策の進捗状況等についての点検・評価です。

#### III 学識経験者からの意見

教育委員会が行った点検・評価に対して、学識経験者からの意見聴取を行い、その結果を記載しています。

参考：教育基本法(抜粋)

#### 第17条 【教育振興基本計画】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

# I 教育委員会の活動及び運営状況

習志野市教育委員会では、毎月1回の定例会と随時の臨時会を開催し、施策や事業の効果的・効率的な実施や緊急な課題への適切な対応を図るための協議等を重ねております。

また、最新の教育情報等に関する意見交換等を積極的に行っております。

さらに、教育委員は二十歳の門出式等関係行事へ出席し、事業の実態を把握するとともに、教育現場の状況を直接見聞する機会として、公開研究会に参会する等、様々な活動を行っております。

## 1 教育長及び教育委員会委員（令和5年度在籍）

区分	氏名	就任年月日
教育長	小熊 隆	平成30年12月27日
教育長職務代理者	古本 敬明	平成26年10月1日
委員	赤澤 智津子	平成30年4月1日
委員	高橋 浩之	平成31年4月1日
委員	馬場 祐美	令和2年4月1日

## 2 教育委員会会議の開催状況

原則、毎月第4水曜日に教育委員会定例会、随時に臨時会を開催しています。令和4年度は、合計で12回開催しました。

①教育委員会定例会・・・12回 ②教育委員会臨時会・・・0回

## 3 令和4年度教育委員会会議での主な報告事項

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に注力しながら、市内各学校の教育活動を感染症流行以前にもどしていく方向で調整を行いました。その状況について事務局より逐次報告を行いました。教育活動が活性化していく中で、いじめアンケートの結果や整備された1人1台タブレット端末の活用状況、習志野市児童生徒の活躍等を報告しました。

その他にも、社会情勢を反映した規則改正や放課後子供教室の拡充などを報告し、意見をいただいております。

#### 4 令和4年度教育委員会会議での審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条」及び「習志野市教育委員会行政組織規則第3条」の規定に基づき、令和4年度は、合計で54件の付議案件を議決及び承認しました。

内 容	件数
教育行政の運営に関する基本方針を定めること	2
教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること	7
予算その他議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること	13
市立学校教育職員の人事の一般方針を定めること	3
県費負担教職員たる校長及び教頭の任免等について内申すること	1
6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事並びに5級の教育機関の長並びに市立幼稚園の園長及び教頭並びに市立高校の校長及び教頭を任免すること	3
附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること	8
教育功労者を表彰すること	7
教科用図書を選択すること	3
市立高校生徒の募集に関する大綱及び入学者選抜の方法を定めること	1
市立幼稚園の園児募集に関する大綱を定めること	1
その他	5
計	54

※教育長の臨時代理を含む

#### 5 総合教育会議の開催状況

市長と教育委員会が、本市教育の課題や方向性について協議する総合教育会議が、令和5年3月22日に開催されました。

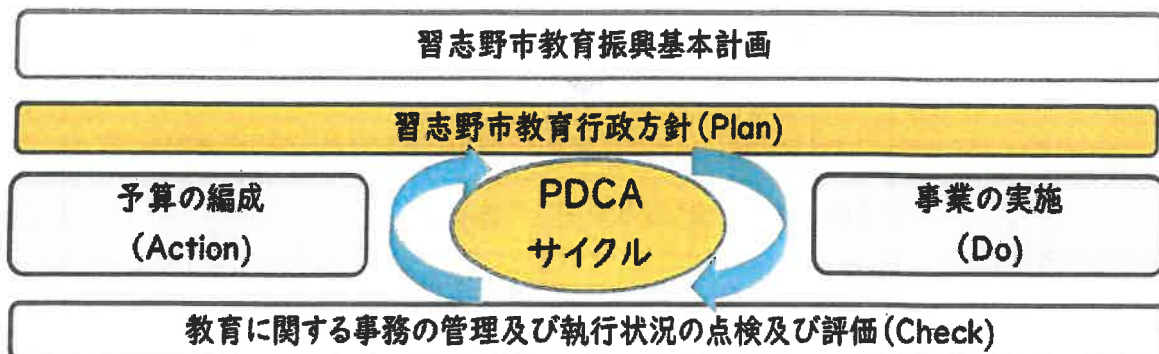
会議の中では、学校運営協議会と地域学校協働本部について協議をしました。教育委員からは、学校と地域が密接に関連し、地域ぐるみで子どもを育ていく仕組みの重要性や、閉鎖的になり特定の人しか参画できない体制や組織の形骸化への懸念など意見をいただきました。

## II 令和4年度習志野市教育行政方針の点検・評価

### 1 教育振興基本計画の施策体系



### 2 教育行政方針と点検・評価の位置づけ



3 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)

【施策の評価】

(A)十分取り組めた (B)概ね取り組めた (C)あまり取り組めなかった (D)全く取り組めなかった

基本方針		施策 番号	施策	評価
1	生きる力の基礎を育む 幼児教育の向上	1	(1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進	(B)
		2	(2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進	(A)
		3	(3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進	(A)
		4	(4) 特別支援教育の推進	(A)
		5	(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(B)
2	子育て・子育て支援の充実	6	(1) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(A)
		7	(2) 家庭・地域との連携の強化	(B)
3	信頼を築く 習志野教育の進展	8	(1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【学校教育 課題⑤】	(B)
		9	(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(B)
		10	(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(A)
4	子どもの生きる力を育む 教育の充実	11	(1) 確かな学力を保障する教育の推進【学校教育 課題②】	(B)
		12	(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【学校教育 課題③】	(B)
		13	(3) 健やかな体を育む教育の推進【学校教育 課題④】	(B)
		14	(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)
		15	(5) 特色ある学校づくりの進展	(A)
5	子どもを未来につなげる 教育の展開	16	(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	(B)
		17	(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)
		18	(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	(B)
		19	(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(B)
6	魅力ある市立高校づくり	20	(1) 多様な高校教育の一層の充実	(B)
		21	(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進	(A)



基本方針		施策 番号	施策	評価
7	生涯学習推進のまち 習志野の推進	22	(1) 学習機会の充実	(B)
		23	(2) 学習成果の活用	(A)
		24	(3) 社会教育指導者の確保と養成	(B)
		25	(4) 自主自立課題解決型社会の推進	(B)
8	芸術・文化活動の振興	26	(1) 芸術・文化活動の振興	(A)
9	文化財の保存と活用	27	(1) 文化財の保存	(B)
		28	(2) 文化財の活用	(B)
10	青少年健全育成の推進	29	(1) 青少年育成団体の活動支援	(A)
		30	(2) 家庭や地域の青少年教育力の向上	(B)
		31	(3) 青少年のための施設における活動の充実	(B)
		32	(4) 子どもの居場所づくりの推進	(A)
11	「する」「みる」「支える」 スポーツの推進	33	(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)
12	家庭教育力の向上	34	(1) 家庭教育に関する学習機会の充実	(B)
		35	(2) 家庭教育相談の充実	(B)
13	地域に開かれた学校づくり 【学校教育 課題①】	36	(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実	(B)
		37	(2) 地域とともにある学校づくりの推進	(B)
14	地域ぐるみで子どもを 見守る仕組みづくり	38	(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)
15	安全で潤いのある 学校環境の整備	39	(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備	(B)
		40	(2) 小・中学校の教育環境の整備	(B)
		41	(3) 市立高等学校の教育環境の整備	(B)
		42	(4) 学校関連施設の環境整備	(A)
16	社会教育施設の再編・整備	43	(1) 社会教育施設の整備	(B)
17	健康・体力を育む スポーツ施設の整備	44	(1) 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)
18	教育行政の 効率的・効果的な展開	45	(1) 教育委員会事務局の活性化	(A)

4 教育行政方針の点検・評価の見方

政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。	施策の 通し番号
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。	評価
施策(◇)	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。	

各小施策の評価基準  
をもとに4段階(A~D)

【施策の達成状況】

目標	施策(◇)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総括的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めるための計算式(実数の場合は数式はありません)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度~R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。  ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和4年度末の実績値を示しています。  ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。(例:市民意識調査)
				達成状況
小施策	① 施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。 ② ③	各小施策の達成状況を3段階(◎○△)で示してあります。		◎ ○ △

【主な取り組みの成果と課題】

① 施策を具体化した小施策を示しています【担当課等を示しています】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和3年度の取り組みに対する点検・評価から見えた課題を示しています。	令和4年度の教育行政方針に基づく取り組みとその成果を示しています。	取り組みの結果、残った課題や今後の方向性を示しています。

評価(A~D)は成果指標の達成状況と、教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めた評価としています。

5 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 I/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (B)
施策 (I)	社会の変化に対応した幼児教育の推進	

【施策の達成状況】

目まぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力の基礎を育む幼児教育を推進します。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○各幼稚園・こども園での研究保育の回数	○指導案を作成しての研究保育の回数 (各幼稚園・こども園1回以上)	○指導案を作成しての研究保育の回数(各学年1回以上)	○年1回以上 100%
	○園外の研修会への参加回数	○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上)	○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上)	○86%
				達成状況
小施策	① 主体性を育む教育課程の編成 ② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 ③ 体験を重視した教育活動 ④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動 ⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進			○ ○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 主体性を育む教育課程の編成 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
見直したカリキュラムに基づいた教育・保育の実践を行っていく。	カリキュラムの活用を図り、日々、教育・保育に取り組んだ。市立こども園3歳児の保育カリキュラムについては、生活時間や活動内容などの検証を実施し、幼児にとって無理のないカリキュラム編成を行うことができた。	引き続き、子ども理解に努め、実態に即したカリキュラムの編成、及び教育・保育を実践できるようにしていく。

② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
研究や研修を通して幼児の発達や思いを読み取りを意識したり、カリキュラムと紐づけた子ども理解をしたりする取り組みを継続していく。	各園での研究を通して職員間で幼児の姿から内面の読み取りを学ぶ機会となり、育ちの共有につながった。指導案を作成し実態把握を行うことで幼児の姿がより見え、発達に応じた具体的な関わり方や育ちの見通しを意識することができた。	各園の実態把握に努めたカリキュラムの編成や教育・保育計画の見直しを図り、子ども理解に努めていく必要がある。

③ 体験を重視した教育活動【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新型コロナウイルス感染症対策を講じながら様々な人との関わり方の工夫をしていく。	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、幼保小交流を実施した。小学生との交流や教室に入るなどの実体験をしたことにより、就学への期待や安心につながった。	地域に通う他施設の幼児・小学生との交流や地域の方による読み聞かせ等の場面をとおして、様々な人との関わりや実体験ができるような方法を工夫していく。

④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、地域の方の読み聞かせ等、関わり方の工夫をしていく。	地域の方や図書館の方による読み聞かせを再開させた園もあった。(82%) 職員による読み聞かせはほぼ毎日行った。感性や表現力の育ちを促す一つとして絵本の効果を幼児からの発言に耳を傾け共感したり、周りに広めたりすることにより、友達との関わりや互いの認めにつながることもあった。	感性や表現力の育ちを促したり、言葉で伝えあったりする事を促すツールの一つとして引き続き絵本を取り上げ読み聞かせ等、地域の方の協力を得られるようにしていく。(80%以上)

⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	令和5年度に向けた課題・方針
一人ひとりの課題を明確にし、その課題に応じた指導を継続していく。	理論研修や実技研修に加え、経験年数に応じた保育実践研修、教務主任研修、幼保合同特別研修など様々な研修を実施し、資質の向上を図った。 (研修の参加率 100%)	各種研修の実施、参加や公開研究会などをとおして引き続き教員の学びの場を確保する。



政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 2/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (A)
施策 (2)	「健康な心と体」を育てる教育の推進	

【施策の達成状況】

健康な心と体を育む体験と教育の充実を図ります。			
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○健康教育・食育教育の実施回数 ○人権教育研修の実施回数	○健康教育・食育教育の実施回数(各施設 3回以上) ○自園の人権教育研修の実施回数(1回)	○健康教育・食育教育の実施回数(各施設 3回以上) ○自園の人権教育研修の実施回数(3回以上)
			実績値 (令和4年度)
			○各施設 8回 ○各施設 3回
小施策	① 健康な心と体を育む身体活動の推進 ② 自他を思いやり、命を大切にす人権教育の充実 ③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実	達成状況	
			○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 健康な心と体を育む身体活動の推進 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
多様な動きをより経験できるように環境の見直しを継続していく。	コロナ禍のため密を避け、時間差で園庭や遊戯室を使用しながら体を動かせるように工夫した。 (一日60分以上、体を動かして遊ぶことができた園の割合 100%)	今後も多様な動きを十分に経験できるように環境(物、人、時間)を工夫していく。

② 自他を思いやり、命を大切にす人権教育の充実 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
人権研修の実施回数と内容において、見直す必要がある。	日々の保育の中で、友達との関わり方や相手の気持ちに気付けるように絵本を利用する等の指導を意識した。 職員には「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の活用を促し、自己の振り返りが実施できるようにした。	具体例を示しながら幼児にわかりやすい内容の工夫をしていく。 職員の研修は、定期的実施しながら自己の振り返りをしたり意識したりできるようにしていく。

③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
感染状況や社会情勢に応じた感染予防対策が身に付くように指導を継続していく。	幼児が自分で考えたり、視覚的に意識できるように環境面の工夫をしてきた。友達と距離を測ることや丁寧な手洗い等、繰り返しの指導をしてきたことで積み重ねから習慣化してきている。	食に関する意識を高めバランスよく食べることや全身を使って遊ぶことが、丈夫な体づくりにつながることを意識できるようにしていく。専門職(栄養士や看護師)からの「健康」や「自分の体」について学びの場を設ける。 (学期に1回以上)



政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 3/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策 (3)	幼児の安全・安心を守る教育の推進	(A)

【施策の達成状況】

幼児が安全・安心な園生活を過ごすための安全教育の充実に向けて取り組みます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	<p>○警察署・消防署と連携した避難訓練の実施</p> <p>○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合 指標の求め方: (実施している園の数) / (幼稚園・こども園の数)</p>	<p>○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合 (100%)</p> <p>○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合 (100%)</p>	<p>○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合 (100%)</p> <p>○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合 (100%)</p>	<p>○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合 (100%)</p> <p>○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合 (100%)</p>
				達成状況
小施策	① 安全教育の推進 ② 安全管理の推進			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全教育の推進 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の実績	今後に向けた課題・方針
マニュアルの見直しや訓練で気が付いた点を改善していく。	令和4年度の実績 マニュアルの見直しは100%の園が実施した。計画的に訓練を実施する中、予測できない事態においても対応できるように教員、幼児に無警告での訓練も実施した。計画的な訓練では気が付かなかった点が見え、避難内容について見直しを行うことができた。	緊急事態に適切な行動がとれるよう、訓練や事例を通してマニュアルを見直し、安全教育の指導内容を改善していく。

② 安全管理の推進 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の実績	今後に向けた課題・方針
幼児が自分で危険を予知し、状況に応じた判断や安全な行動ができるように様々な場면을想定して取り組んでいく。	令和4年度の実績 計画的な訓練や日々の生活の中で様々な危険に気づき、安全に活動できるよう場面を捉えて指導してきたことで、状況に応じた行動を自ら考え、事故を未然に防ぐ力が身についた。	幼児が交通安全等に対して自分で危険を予知し、安全な行動ができるように、後の就学を意識した安全指導に取り組んでいく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 4/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策 (4)	特別支援教育の推進	(A)

【施策の達成状況】

目標	支援を必要とする幼児一人ひとりに応じた特別支援教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○特別支援教育関連の研修会に全職員が参加の割合  ○臨床心理士と指導主事の施設訪問の実施の割合	○特別支援教育関連の研修会への1人1回以上の参加の割合 管理職(100%) 担任等(38%) ○各施設2回以上の実施の割合(100%)	○特別支援教育関連の研修会への1人1回以上の参加の割合 管理職(100%) 担任等(50%) ○各施設2回以上の実施の割合(100%)	○管理職 100% 担任等 80%  ○100%
小施策	① 特別支援教育の更なる充実 ② 関係機関との連携と研修体制の充実			達成状況 ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の更なる充実【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
特別支援教育に関する研修に取り組んでいく。	<p>幼保合同特別研修における特別支援研修・管理職研修を通して、特別に支援を必要とする幼児への保育の向上を図ることができた。</p> <p>幼保合同特別研修 実施回数 年2回 参加人数 36名 (管理職4名、担任等32名)</p> <p>管理職研修 実施回数 年2回 参加人数 38名 (管理職38名)</p>	特別に支援を必要とする幼児への保育の向上が図れるよう、引き続き、特別支援教育に関する研修に取り組む。

② 関係機関との連携と研修体制の充実【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
臨床心理士と指導主事の施設訪問に取り組んでいく。	<p>学級運営支援事業による訪問や支援員研修の実施により、外部の専門家による助言や指導を受け、保育指導力の向上を図ることができた。</p> <p>訪問件数 25件 支援員研修 実施回数 年3回 参加人数 46名(担任等46名)</p>	教育・保育体制の充実を図るため、引き続き、臨床心理士と指導主事の施設訪問及び、支援員研修に取り組む。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 5/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策(5)	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	幼稚園・保育所・こども園と小学校が連携を図りながら、なめらかな接続に向けて取り組んでいきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○各小学校区における互いの研究保育・研究授業の参観回数	○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 2地域	○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 16地域 年2回以上実施	○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 13地域 年2回実施
				達成状況
小施策	① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続【こども保育課・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
習志野市接続期カリキュラムを活用しながら、互いの教育内容を理解していく。交流連携は、引き続き継続していく。	幼保小の職員が、互いに教育内容や育ちについての理解を深め円滑な接続を目指し、幼保小関連研修会を年3回実施した。理論研修を実施し職員同士、育ちについての理解が高まった。 参加率(100%) 幼児同士の直接的交流もしくはビデオレター等での交流を計画通りに実施できたことで幼児や小学1年生の育ちを知ることにつながった。 研究保育・研究授業の参観回数:16地域中13地域で年2回~3回実施	引き続き、習志野市接続期カリキュラムの活用をしながら、幼児の育ちと互いの教育内容の理解に努める。交流計画の内容の充実と、職員同士が育ちや互いの援助についてより具体的な取り組みが必要である。



政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 6/45
基本方針2	子育て・子育て支援の充実	評価
施策(1)	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(A)

【施策の達成状況】

安全・安心な子育て支援の充実と地域の子どもたちの心身の健全な育成を目指します。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○幼稚園の長期休業中の預かり保育の実施割合	○幼稚園の長期休業中の預かり保育実施0% 指標の求め方:(実施している幼稚園の数)/(幼稚園の数)	○幼稚園の長期休業中の預かり保育実施(100%) 指標の求め方:(実施している幼稚園の数)/(幼稚園の数)	○100%
				達成状況
小施策	① 家庭・地域での子育て支援の推進 ② 預かり保育の内容の充実			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭・地域での子育て支援の推進 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
在園児とのふれあいの代わりに、幼児の活動の取り組みを発信し、園の教育内容を伝える工夫をしていく。	5月から各6回実施した子育てふれあい広場において、11月からは在園児の出し物を披露した。参加した地域の保護者からは、子どもの育ちの見通しがもてたり親子で一緒に楽しめる場になったりしたとの感想が寄せられた。	園庭開放の回数を増やしたり、子育てふれあい広場では受付や案内などを在園児が行ったりしながら、地域の親子と自然にふれあえるように工夫していく。

② 預かり保育の内容の充実 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
長期休業中の預かり日数を拡充していくことを検討する必要がある。	長期休業中の預かり保育を実施し、日数の拡充を行った。学校閉庁日や研修、行事及び行事準備など以外については、年間200日以上の子育て支援の実施を行った。	引き続き、年間200日以上の子育て支援の実施をするとともに、遊具の精選や教材の充実を図る。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 7/45
基本方針2	子育て・子育て支援の充実	評価 (B)
施策(2)	家庭・地域との連携の強化	

【施策の達成状況】

目標	保護者や地域の方々に信頼される幼稚園・こども園づくりに取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○各幼稚園・こども園の評価指数の平均値 2018年度末と2025年度末の比較 指標の求め方:各幼稚園・こども園の学校評価指数(職員による自己評価と保護者によるアンケート評価)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価4の取得(67.4%)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価4の取得(70%)	○各施設での学校評価指数 保護者との連携についての項目71% 地域との連携についての項目77%
				達成状況
小施策	① 地域に根ざした園づくりの推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に根ざした園づくりの推進 【こども保育課】

令和3年度から見た課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
園教育の発信と幼児の成長を具体的に伝える工夫をし、家庭との連携を図る。地域との連携において、コロナ禍にあっても各園が工夫した方法を実施していく。	園生活を実際に見ていただける機会の工夫を図った。主な行事では、保育参観や発表会など人数制限しながらも実際に来園し見ていただくことができた。 コロナ禍でも実施できる方法を探りながら、地域の方や図書館職員による絵本の読み聞かせを再開した。少しずつではあるが地域との連携が図れた。	引き続き、幼児の育ちが伝わるタイムリーな園教育の発信に努める。



政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 8/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価
施策(1)	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展	(B)

【施策の達成状況】

いじめ・不登校の未然防止、解消を目指した「心の通う教育」を推進していきます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○不登校児童生徒数の割合	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.72%以下) 中学校(3.07%以下)	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.2%以下) 中学校(2.0%以下)	○不登校児童生徒数の割合 小学校(1.64%) 中学校(5.36%)
	○いじめアンケートの全市集計	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(7.5%以下) 中学校(0.6%以下)	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%以下) 中学校(0.5%以下)	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(2.17%) 中学校(0.46%)
小施策	① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進 ② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実 ③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開			達成状況 ○ ● ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学業不振を主たる要因とする不登校児童生徒がいなくなるように支援を行う必要がある。(小学校1名、中学校14名)	小中学校ともに、校内外の講師を招請した授業研究を通じて、授業力の向上を図ることができた。教育相談員を配置するなどし、不登校児童生徒の学校における居場所づくりを進め、学習機会を確保した。(学業不振を主な要因とする不登校児童生徒小学校1名、中学校7名(3月末時点))	学校のみならず、通達指導教室フレンドあいあいにおける学習活動の充実を図り、将来における社会的自立を支える学びの場を広げる必要がある。

② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実【指導課・総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
総合教育センター訪問相談のさらなる活用を進めていく必要がある。	総合教育センター訪問相談の活用が進み、学校職員が面会することが難しい状態にある児童生徒に対して、支援を図ることができた。訪問相談員については、担当している児童生徒に関するケース会議にも参加し、関係機関との組織的な対応の促進につながった。	学校だけでは対応が難しいケースを早期に発見し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と早期に連携が図れるように支援する必要がある。また、学校や総合教育センターに繋がることでできていない不登校児童生徒については、市内数か所において通達指導教室を開催し、社会的自立支援の場づくりを行っていく。

③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開【指導課・総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「SOSの出し方教育」の推進を図っていく。また、匿名メール相談WEBアプリ等を活用し、相談環境の充実を図る。	脱いじめ傍観者教育やSOSの出し方教育の教材を配付し、実施するよう周知を図った。匿名メール相談WEBアプリでは、小学校高学年から中学校3年生まで一定数の相談があり、相談環境を増やすことができた。	さらに相談する環境を増やせるよう、脱いじめ傍観者教育、匿名メール相談WEBアプリ等を継続するとともに、リーフレット等を活用し相談できる環境を増やしていく。 法務相談体制を整えるとともに、弁護士による教職員対象の研修や児童生徒対象の出前授業を実施する。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 9/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価 (B)
施策(2)	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	

【施策の達成状況】

目標	障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、個別の教育支援計画の作成率及び活用状況  ○特別支援学級数と支援員配置数の差	○個別の教育支援計画作成率(99%) (通常学級を含まない)(活用状況については、今後予定する保護者アンケートによる) ○特別支援学級数(62学級) 支援員配置数(39人) 差(-23人)	○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、作成が必要な児童生徒の個別の教育支援計画作成率(100%)  ○配置数の差を10人以内にする。	○95%  ○+1人 特別支援学級数(87) 支援員配置(88人) 個人配置(19人) 学級配置(28人) 学校配置(41人) ※上記の内11人が2つの配置で兼務。
				達成状況
小施策	① 特別支援教育の充実 ② 就学に係る校内委員会等の機能の充実 ③ 発達障がいなどに対する支援の推進 ④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実 ⑤ 支援員の適切な配置			○ ○ ○ ◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の充実 【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
施設面での整備だけでなく、学級運営や人材の育成などのソフト面での充実を図る。	鷺沼小学校の自閉症・情緒障がい通級指導教室を、自閉症・情緒障がい特別支援学級へ変更した。市内すべての小・中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を整備した。 特別支援学級担任、通級指導教室担当者に対して、各障がい種に応じた指導法研修を開催し、特性や自立活動等の指導について理解を深めた。	知的障がい特別支援学級及び、自閉症・情緒障がいに係る通級による指導の学びの場等、連続性のある「多様な学びの場」の整備計画について検討を行う。

② 就学に係る校内委員会等の機能の充実 【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
通常学級担任や管理職の積極的な参画を促進する。	心理発達相談員による学校への巡回訪問では、すべての小・中学校に各学期1回以上、合計82回訪問した。児童生徒の特性や支援の手立てについて助言することで、通常学級での支援について理解が深まった。	交流及び共同学習の目的などについて、研修や会議を通じて学校全体の専門性の向上を図る。 巡回訪問時の協議会では、学年主任や進路主任、管理職などの参加を促し、学校全体の専門性の向上へとつなげる。

③ 発達障がいなどに対する支援の推進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
合理的配慮の明記とともに、通常学級における指導・支援への活用を図る。	各学校1名の推薦者研修として、通常学級担任を対象とした特別支援教育基礎研修の実施(2回開催) 8月に通常学級の担任を対象とした授業力向上研修において、「通常学級で静かに困っている子どもの支援」をテーマにした研修を行った。	「合理的配慮の提供」や「個別の教育支援計画の作成と活用」に関しては、特別支援教育基礎研修の他、校長会議や教頭会議、進路主任研修などの機会を活用して広く周知を図る。

④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
研修の内容が、校内で情報共有され、学校全体へとフィードバックされるよう、実施方法の改善を図る。	特別支援教育コーディネーター研修、通常学級担任を対象とした特別支援教育基礎研修を、各校1名推薦者研修として実施した。「合理的配慮の提供」や「個別の教育支援計画の作成と活用」などをテーマとして研修を行い、特別支援教育に関する専門性を高めることができた。	研修の内容が、各校の校内研修等で共有されているかについて、確認する。また、要請に応じて、各校で研修を行い、教職員全体の特別支援教育に関する専門性の向上と、校内支援体制の充実を図る。

⑤ 支援員の適切な配置【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学級配置の支援員に関して、自閉症・情緒学級での活用を図る。	通常学級において個別の支援を必要とするケースに対して、1ペア(2名)の学校配置の支援員を追加した。医療的ケアの必要な児童に対しては、2ペア(4名)の看護師を配置した。担任と連携し、安心安全な学校生活につなげることができた。	児童生徒の発達段階、特別支援学級数等を考慮して、各学校における支援員の配置と活用を検討する。



政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 10/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価 (A)
施策(3)	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	

【施策の達成状況】

目標	子どもの「生きる力」を育むためには、学校の教育力の充実が欠かせません。その中核を担う教職員の資質・指導力の一層の向上を図るため、総合教育センターにおける教職員研修をさらに充実していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○教職員が参加する資質・指導力の向上を図る各種研修会におけるアンケート「今後の教育活動に活用できますか」での期待度	○令和元年度から指標を変更するため現状データなし	○期待度 (95%以上)	小中初期層教職員研修 100% 小学校教科指導法基礎研修 100% 中学校学級経営基礎研修 100%
				達成状況
小施策	① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実 ② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実【総合教育センター・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>初期層教職員は増加傾向にあり、教科指導及び学級経営の基礎基本に加え、生徒指導や保護者対応についての研修を取り入れるなど、内容の検討及び見直しが必要である。</p> <p>教職員対象のICT機器活用アンケートの結果から、1人1台タブレット端末の操作方法の基礎や教科指導・アプリの活用方法についての研修を必要とする声が多く上がっており、令和4年度のICT教育活用研修の中に位置付ける。</p>	<p>小中初期層教職員研修については、オンラインやオンデマンドを併用して実施するなど、受講者の状況に応じた対応をとった。また、保護者対応に関するテーマの研修では、事例をもとにグループ協議を実施し、対面研修の重要性を再認識した。</p> <p>各学校の教科主任や希望者に対する研修では、教育課題をテーマに研修を行い、教育実践に活かせる内容となった。</p> <p>ICT教育活用研修を年5回実施した。特に夏季休業中のTeams研修、教科ごとのタブレット端末活用研修、Classnotebook等の研修などは、すぐに実践できる内容であり、受講者から好評を得た。夏季研修では、ICTマスターがトレーナーとして参加し、受講者に直接指導した。</p>	<p>初期層教職員の人数が増え、研修が大規模になるため、状況に応じてオンラインやオンデマンド形式を併用するなど、研修の開催方法を工夫して実施する。また、受講対象者に応じて、研修内容及び講師について吟味したうえで、企画・運営していく。</p> <p>引き続き、授業において効果的にタブレットを活用することができるような研修を企画・運営し、研修を通してICTマスターの活用・育成を図る。</p>

② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進【総合教育センター・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>実施した研修内容を各学校で広めていく必要がある。</p>	<p>教育論文・実践記録研修や教育研究研修を3年ぶりに実施した。研修講師やアドバイザーには、長期研修の経験者や、研究の意義や方向性を多くの視点で伝えられる校長・教諭を選定した。論文・実践記録は、記録集や報告書にまとめ、市立各園・小・中・高等学校に送付し、周知した。</p>	<p>教育論文・実践記録研修は、研修希望者が自身の研究テーマをもとに研究を進め、民間の論文募集に応募する。教育研究研修では、教育委員会が主体となって次世代のリーダーを育てる場として実施する。記録集については、紙媒体からTeamsでデータを掲載し周知する形式に変えていく。</p>

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 11/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(1)	確かな学力を保障する教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	教職員の指導力を高め、一人ひとりの児童生徒に「確かな学力」を身に付け、学力向上を図る教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○全国学力・学習状況調査の結果から、習志野市と全国の平均正答率との比較をする	○令和元年度 ※調査項目が変更になったため (小6) 国語66%(+2.2) 算数69%(+2.4) (中3) 国語75%(+2.2) 算数60%(+0.2)	○全国比 (+5.0) ※全国1位の県が全国平均より、およそ5ポイント高いため、全国比+5.0ポイントとしている。	【小学校国語】 市:71.0% 全国:65.6% 全国比:+5.4 【中学校国語】 市:71.0% 全国:69.0% 全国比:+2.0 【小学校算数】 市:67.0% 全国:63.2% 全国比:+3.8 【中学校数学】 市:56.0% 全国:51.4% 全国比:+4.6
小施策	① 個に応じた指導の充実 ② 指導と評価の一体化 ③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善 ④ 緊急時における学びの保障			達成状況 ○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた指導の充実【指導課・総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見た課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>経年で結果を分析すると、記述式における無解答率が高い傾向にある。授業改善と「書く力」向上のための令和4年度発出「ならしの学力向上プラン」の更なる周知と指導に努める。</p> <p>教科の特性に応じたタブレット端末やデジタル教科書の活用を図ることについて研修等で周知していく必要がある。</p> <p>タブレットの活用状況に学校差や学級差があり、活用が進んでいない学校や活用が不得意な教員へのさらなる支援が必要がある。</p>	<p>書く力を高めるため、「ならしの学力向上プラン」に具体策を明記し、各学校に周知を図るとともに、指導案検討や学校訪問の際に、日頃の授業で取り組める例を紹介してきたが、条件付きの作文等で無解答率は高い。また、タブレット端末の活用やデジタル教科書の活用で、音声機能や文字の拡大機能などデジタルの良さを利用することで、特別支援学級や学習の苦手な児童生徒の理解を助け、学習への意識向上につなげる授業が増えてきた。</p> <p>ICT活用教育研修を通し、不得意な職員に対する基礎研修を実施した。さらに、各教科におけるタブレット活用事例を教科主任に伝達し全ての学校へ周知した。また、授業におけるICT活用の推進及び、ICT推進のリーダー役の育成を図るために、ICTマスター育成事業を実施した。マスターを中心とした校内研修を実施するなど、ICT活用についての学びの場を広げることができた。</p>	<p>「書く力の向上」に向けて、授業のまとめや振り返りを自分の言葉で書く等の経験を積み重ね、経年で結果の分析をしていく。また、「話す力」に加え、「話す力」の育成も試みることで、「生きる力の育成」という観点で「自分自身の言葉で考えを伝える力」の育成を目指していく。</p> <p>「ならしの学力向上プラン」を周知する際は、文書やデータの配付を行うとともに、訪問による教職員への指導助言の機会を通して、より直接的に活用を働きかけるとともに、学校内全体で共有していくように促していく。</p> <p>ICTマスター育成事業を継続して行い、学校での活用の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図ることによって、一人一人が「わかる・できる」を実感できる授業を実施する。</p> <p>令和5年度にAI型デジタルドリルを導入する。</p>



② 指導と評価の一体化【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
評価を次の学習の改善に結びつける視点がまだ薄い授業が散見される。授業前に評価計画を明確に立てる必要がある。	学校訪問の際、国立教育政策研究所から発行されている『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』をもとに、教科ごとの観点に対する評価の在り方について説明を行ったことで、具体的にどの場面で、どんな評価をどのように設定したらよいか、実態に応じた評価について理解を深めることができた。	若年層も増え、授業の準備において、授業の流れや個別支援の仕方だけに目が行きがちであり、まだ指導と評価の結びつける視点が薄い授業が散見される。また、年間の評価計画を立てた上で、次の授業準備の中に授業のねらいと評価を合わせて確認する意識をもたせる必要がある。

③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善【総合教育センター・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
課題改善に係る会議や研修を実施し、より現場に強く働きかける必要がある。	令和4年度全国学力・学習状況調査を受け、学力向上推進委員会を中心に、教科の課題を分析するとともに、今後の取り組みの具体策を「ならしの学力向上プラン」にまとめ、各小・中学校に配付周知した。各校において、主に教職員の指導改善のための資料や校内研修の資料として活用されている。	「ならしの学力向上プラン」のさらなる活用を図るため、継続して校長会や教頭会、教務主任会と連携しながら活用を図るよう周知していく。この取り組みにより、教職員の指導改善が図られ、児童生徒の学力向上にどのように反映されているかを検証していく。

④ 緊急時における学びの保障【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
オンライン授業について、更に教室の授業の内容に近づけるよう研究する。	新型コロナウイルス感染症の対応だけではなく、様々な理由による欠席児童生徒の対応として、オンライン授業が行われている。	学校への登校が難しい児童生徒の教育機会を確保するため、保護者のニーズを受けて、学習内容や授業形態に応じて、可能な範囲で、個別にオンライン授業の実施を推進する。 緊急時だけでなく平時においても活用を拡大できるよう、全小中学校にルーターを配布する。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 12/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(2)	豊かな心を育む教育の一層の推進	

【施策の達成状況】

子どもが感動する豊かな体験活動を大切に、道徳性や社会性を育成する「心の教育」に取り組みます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	<p>○学校の保護者アンケートにおける体験学習に対する満足度</p> <p>○全学級が道徳科授業を公開している学校数</p>	<p>○令和元年度から指標を変更するため現状データなし</p> <p>○道徳科の授業の年1回以上の授業公開をする。(23校)</p>	<p>○学校の保護者アンケートにおける体験学習に対する満足度(80%)</p> <p>○全学級が道徳科授業を公開している学校数(23校)</p>	<p>○鹿野山セカンドスクールの児童アンケート「よかった」74%「まあまあよかった」23%</p> <p>○全学級での道徳科の授業公開実施校は21校であった。</p>
小施策	<p>① 豊かな体験活動の充実</p> <p>② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実</p> <p>③ 学校人権教育の充実</p> <p>④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進</p>			達成状況
				○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 豊かな体験活動の充実【指導課・鹿野山少年自然の家】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
日帰りでの実施となったため、体験できる活動に限りがある。宿泊を伴う体験活動の実施場所や内容について検討していく必要がある。	感染症拡大防止のため、小学校の4年生から6年生まで、すべて日帰りでの実施とした。限られた時間の中ではあるが、山歩きやオリエンテーリングなど、自然にできるだけ多く触れるような活動に取り組んできた。	令和5年度からは感染対策を講じ、児童の安全面に配慮したうえで、2泊3日の宿泊自然体験学習として実施していく。

② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍にあって、家庭や地域と連携して行う取り組みの工夫が必要である。	保護者、地域住民による登下校の見守り活動が18校で実施された。また、保護者や地域住民が学習活動に参加した学校は20校であった。田植えや伝統芸能など、地域の特色を活かした交流が行われ、豊かな体験を通し、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養につながった。	中学校においても、家庭や地域との連携や交流を行う。

③ 学校人権教育の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
各校で策定された「全体計画」及び「年間指導計画」に基づき、管理職、学校人権担当が中心となって、取り組みを明確にする必要がある。	千葉県学校人権教育に関する参考資料を配布し、全体計画、年間指導計画に基づき、さまざまな人権課題に対して学習の取組を行った。習志野市で制定された「大切な人を守る宣言」を各学校に掲示し、人権意識を啓発した。LGBTQや障がい理解する学習や北朝鮮拉致問題に関する作文コンクールへの出品があり、優秀賞をとる作品もあった。	多くの人権課題があり、それぞれについて、児童生徒に理解を深められる啓発活動を「全体計画」及び「年間指導計画」に位置付ける。

④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進【指導課・学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>コロナ禍による影響が大きく、小中音楽会、ならしの学校音楽祭、市内席書会等において、感染症対策を踏まえた実施の仕方についての工夫が必要である。習志野文化ホール休館後における行事開催方法の検討する必要がある。</p>	<p>習志野市文化連盟事業の小中音楽会、総合教育展、英語発表会、席書大会、書初展覧会のすべての行事を開催することができ、充実した芸術文化活動をとおり、豊かな情操を育むことにつながった。</p> <p>また、「ならしの学校音楽祭」も開催することができ、「音楽のまち習志野」として、芸術・情操教育の推進が図れた。</p>	<p>習志野文化ホール長期休館中における小中音楽会および「ならしの学校音楽祭」の開催について、運営委員会や実行委員会等で、開催内容、運営について確認、検討を十分に行う。確実に市立小・中学校に周知し、スムーズな運営ができるようにする。</p> <p>総合教育展については、より効果的な展示方法について検討をする。</p>

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 13/45
基本方針 4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策 (3)	健やかな体を育む教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	生涯にわたって心身の健康を保持し、よりよい生活習慣を実践するための基礎を育てます。 学校教育の充実のために、児童生徒の教育に携わる教職員の心身の健康の保持増進を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○小・中学校の歯科治療率(治療済みの人数÷治療勧告者数)  ○全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力総合評価(5段階で評価しAが最上位、Eが最下位)のA評価とB評価の児童生徒の割合の合計ポイントからD評価とE評価の児童生徒の割合の合計ポイントを引いた値の全値との比較 [(A・B)-(D・E)]のポイント差	○小学校:68.1% ○中学校:42.5%  <小学校> 5年男子 市 26.5 国 9.6 5年女子 市 53.5 国 21.9 <中学校> 2年男子 市 24.6 国 6.2 2年女子 市 73.6 国 53.3	○基準値+5%  <小学校> 5年男子 市-国>20P 5年女子 現状値31.6を上回る  <中学校> 2年男子 市-国>20P 2年女子 現状値20.3を上回る	R5年1月末の治療率 ○小学校:63.5% ○中学校:40.8%  <小学校> 【5年男子】 市:8.9P 国:-6.3P 全国との差15.2P 【5年女子】 市:23.4P 国:8.2P 全国との差15.2P <中学校> 【2年男子】 市:13.3P 国:-2.1P 全国との差15.4P 【2年女子】 市:59.8P 国:35.5P 全国との差24.3P
小施策	① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進 ② 体力・運動能力の向上 ③ 児童生徒・教職員の健康管理			達成状況 ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進【学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍において講演会形式の指導実施が困難となっている。コロナ禍に即した実施方法を考えていく必要がある。 家庭と連携した健康教育をさらに推進していく必要がある。	助産師会と連携したいのちの講座を実施した。(小学校:93.8%、中学校:100%) 健康支援課や学校歯科医と連携した歯科指導を実施した。(小学校:73.8%、中学校:85.7%) 健康支援課と連携した生活習慣病予防指導を実施した。(小学校:62.5%、中学校:57.1%) 歯の染め出しを家庭で実施してもらう等、家庭でできる取り組みを行い、家庭から協力的な意見があがった。	コロナ禍において実施できなかった講演会形式の指導実施を徐々に再開しつつある。実施方法を工夫しながら、さらに実施校を増やしていく。 地域の人材・機関を活用した健康教育の実施率は上がってきているが、家庭と連携した健康教育については、取り組み内容等を検討し、さらに推進していく必要がある。

② 体力・運動能力の向上【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
全体的な体力低下が顕著である。体力向上と併せて二極化傾向の改善に向けて、具体的な手立てを学校に伝えていく。	感染対策のため活動制限が行われた中ではあったが、これまでの経験を活かし、状況に応じてできる限り運動の機会を確保し、体力向上の取り組みを行った。具体的には、市内すべての学校で「遊・友スポーツランキングちば」に継続的に取り組み、児童生徒の体力向上に対する意識を高めた。	全国的に体力の低下が課題となっていることから、運動の機会を確保し、具体的な目標値を設定し、運動に対する意識の向上を図る。

③ 児童生徒・教職員の健康管理【学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
健康診断受診について、人間ドック受診者を含めて全職員が受診するように、管理職から勧奨する必要がある。 ストレスチェックについて、全対象者が受検するように管理職や衛生管理者から勧奨する必要がある。	児童生徒に対する定期健康診断を実施した。 教職員定期健康診断・雇入時健康診断を実施した。(定期健康診断:845人実施・実施率95.6%、雇入時健康診断:3人) 管理職が職員の受診状況を確認し、積極的に受診勧奨を行った結果、前年度よりも0.8%実施率が上昇した。 教職員ストレスチェックを実施した。(859人実施 実施率97.2%) 千葉工業大学協力の基、第4回目の職域接種を実施した。(305人接種)	健康診断受診を勧めても実施しない職員がいる。全員が受診するように、管理職から引き続き勧奨していく。 ストレスチェックについて、実施率が令和3年度よりも1.6%減少してしまった。全対象者が受検するように、ストレスチェックの意義や重要性を周知し、管理職や衛生管理者から全員受検を徹底していく。





政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 15/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(5)	特色ある学校づくりの進展	(A)

【施策の達成状況】

各学校が児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○「校内外の研修や研究会に参加し、その成果を積極的に教育活動に反映させていますか」の問いに「よくしています」と回答している教員の割合	○令和元年度から指標を変更するため現状データなし	○90%	「今後の教育活動に活用できますか」の問いへの回答 小学校教科指導基礎研修100% 中学校学校経営基礎研修100% 小中初期層研修100%
				達成状況
小施策	① 特色ある学校づくりの推進 ② 地域の教育環境を生かした教材の開発			◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 特色ある学校づくりの推進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
研究の成果を市内全体で共有するための方法や指導主事の学校訪問に関して、オンラインやオンデマンドも視野に入れて計画していく必要がある。	公開研究会について、開催形態を工夫することで令和4年度に開催を予定していた、小学校9校、中学校1校、幼稚園1園の全ての学校で実施することができた。開催形態は参集型が5校、オンライン型が3校1園、ハイブリット型が2校であった。 これらの取り組みを含めて、様々な場面でICT機器を活用することで教職員の意識や技能等を向上することができた。	各学校の特色ある研究に対して、指導主事が学校訪問を行い、授業づくりにおいて、教科の特性に応じたICT機器・デジタル教科書・タブレット端末の効果的な活用を推進し、児童生徒の学力の向上を目指す。

② 地域の教育環境を生かした教材の開発【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、商店街や畑の見学等で制限が加わった。書面や動画視聴等も取り入れながら、地域とのつながりを継続させていく必要がある。	新型コロナウイルス感染防止への動き等が緩和され、社会科の学習などでは商店街での買い物体験が行われ、地域の良さを生かした体験的な学習活動が行われるようになってきた。書面や動画視聴等の手立てをとる場合と直接かかわりが持てる場面とを吟味し、それぞれの良さを生かす試みが見られた。	行動制限が緩和され、地域の素材や材料を生かした体験的な学習活動が推進できるよう事例を共有し、拡大していく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 16/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(1)	学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

目標	児童生徒の自己実現を図る教育を推し進めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○全国学力・学習状況調査の結果の分析  ○習志野市独自の学力テストの結果の分析	○全国平均と同等もしくは上回っている。 小4:国語 (本市77.2/全国74.8) 算数 (本市72.6/全国70.2) 中1:国語 (本市73.4/全国70.2) 数学 (本市67.5/全国67.3) (数値は平均正答率)	○全教科、全領域において、全国平均を1.0ポイント以上上回る 正答率60%未満の層を、 ・小学校においては、全体の15%未満 ・中学校においては、全体の25%未満	全国学力・学習状況調査結果 【小学校国語】 市:71.0% 全国:65.6% 全国比:+5.4 正答率60%未満:20.0% 【中学校国語】 市:71.0% 全国:69.0% 全国比:+2.0 正答率60%未満:27.3% 【小学校算数】 市:67.0% 全国:63.2% 全国比:+3.8 正答率60%未満:22.2% 【中学校算数】 市:56.0% 全国:51.4% 全国比:+4.6 正答率60%未満:55.6% 【小学校理科】 市:67.0% 全国:63.3% 全国比:+3.7 正答率60%未満:22.2% 【中学校理科】 市:51.0% 全国:49.3% 全国比:+1.7 正答率60%未満:90%
小施策	① 「主体的・対話的で深い学び」の実現 ② 読書教育の充実		達成状況 ○ ○	

【主な取り組みの成果と課題】

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学習問題や学習課題に応じた学び合いになるよう、視点を明確にし、見通しのある学習展開にするとともに、児童生徒の変容をしっかりと見取る工夫をしていく。	授業において「一単位時間内に集中できる時間」を設定し、一人ひとりが真剣に課題に向き合いながら学びを深めるように、助言と指導を行った。また、千葉県総合教育センターから出されている『「思考し、表現する力」を高める実践プログラム』を取り組むことで、見通しのある授業展開を実践することができ、児童生徒が自ら考え、相手と共有することで学習内容の深化が図れ、学びの意欲とともに、深い学びにつながる学習への展開に指導できた。	児童生徒の活動を評価・分析することで、生徒の学習の成果を把握することができ、その後の授業改善につなげることができる。学習指導に生かすためには評価を充実することが重要である。このような指導と評価の一体化を図りながら、主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業を実践していく。特に下位層の児童生徒の底上げを図っていく。

② 読書教育の充実【指導課・教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
国語以外の教科における学校図書館活用が課題である。また、インターネットと書籍をバランスよく組み込んだ調べ学習を推進していく。	中学校英語の学習において、学校司書によるブックトークの実施など、連携した取り組みが見られた。学校図書館主任会議において各学校代表に周知した。	今後も学校図書館主任会議をよい機会と捉え、様々な教科における効果的な図書館活用の事例紹介を行い、周知を図っていく。 調べ学習については、タブレットを活用する利点と図書館を利用する利点を明確にし、選択できるようにしていく。



政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 17/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(2)	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

目標	基礎的・汎用的能力や自らの考えや意見を自らが発信し具体的に行動できる態度の育成に向けて、キャリア教育や国際教育に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○中学校職場体験実施状況	○中学校職場体験の実施 7校	○現状維持(7校)	○中学校 2校
○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施状況	○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施 16校	○現状維持(16校)	○小学校 12校	
				達成状況
小施策	① 個に応じた進路指導の充実 ② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成 ③ 外国語教育・国際理解教育の充実 ④ 平和教育・環境教育の充実			○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた進路指導の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
自身の能力や適性を理解し、将来の進路選択に向けた知識や見通しについて、自ら考えていけるよう取り組んでいく。	コロナ禍による制限が緩和される中、高等学校等の入試に関する取り組み(学校説明会・出願方法・試験科目等)が学校毎異なる状況が見られたため、各中学校の進路指導の担当教員を集めた会議(年間5回)で情報共有の徹底を図り、正確な情報を生徒に伝達し、自らの進路選択に生かせるような指導支援を取り組むことができた。	今後も高等学校等における入試の形態の多様化が予想されるため、情報収集を迅速かつ丁寧に行い、各中学校との情報共有の徹底を図り、生徒たちの進路の実現を指導支援できるよう取り組んでいく。

② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
社会状況に応じて、実際に見学、体験する学習も実施する。引き続き、感染症対策を考慮したキャリア教育の取り組みを進めていく。	感染症拡大防止のため、思うような活動ができていない面はあったが、教員がインタビューをしたり動画を撮影したりして、形を変えたキャリア教育が実践されてきた。また、職業講話の機会も多く設けられるようになってきた。	状況に応じて感染症対策は講じつつ、実際に見学・体験などの機会を積極的に設けていく。

③ 外国語教育・国際理解教育の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学区における小・中学校の連携を促進する。	小中連携推進協議会にて、学区ごとに学習スタイル等について情報交換をした。コロナ禍の影響もあり、小・中学校相互の授業を参観する機会が取れていないが、市内で共通したテーマで小・中学校の連携を進めるための原案を作成することができた。	小・中学校相互に授業を参観することを進め、令和4年度に作成した市内共通の小・中学校連携テーマ「相手意識でつながる」ことについて、具体的な取り組みを行う必要がある。

④ 平和教育・環境教育の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
人権意識、平和、環境を大切に感じる感覚を高めるため、学校教育を通じて、各種コンテスト、ポスターなどへ参加の徹底を促す。人権教室、「被爆体験講話」の実施校を増やす。	人権意識を高めるために、学校から人権標語コンテスト、人権ポスター、人権作文などの参加を促し、多数の参加があった。	児童生徒への人権意識啓発のため、外部団体等と連携して、人権教室への参加を促す。年度当初の研修等で周知を行い、実施校を増やしていく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 18/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(3)	1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	

【施策の達成状況】

		教職員がICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びにつながる質の高い教育を推進します。			
成果指標		基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)	
目標	OGIGAスクール構想の実現 ・学習者用端末の配備 ・ICT支援員の配置	・1台当たり12.5人 ・0人	・1台当たり1人 ・4校につき1人	・1台当たり1人 ・4校につき1人	
	○学力・学習状況調査質問 ・「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合	(令和元年度) ・小学6年生:6.3% ・中学3年生:5.5%	・100% ・100%	・13.5% ・9.9%	
	○学校における教育の情報化の実態に関する調査 ・「授業にICTを活用して指導できる教員」の割合	・77%	・100%	・77%	
					達成状況
小施策	① 1人1台タブレット端末の効果的な活用 ② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実 ③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実				<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>

【主な取り組みの成果と課題】

① 1人1台タブレット端末の効果的な活用 【総合教育センター・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「ほとんど使わない」と回答した児童生徒が小学校上学年16%、下学年22%、中学生16%であった。(2学期実施タブレットアンケート) ICT活用に消極的な教員に対しても、活用の効果や具体的事例等を示し、活用を進める。 デジタル教科書の活用を推進する必要がある。	タブレットの効果的な活用を図るため、授業での「意図した活用」を推進し、各教科の指導主事やICT学習指導員が中心となり指導を行った。具体的な事例や活用法について示すなど、多くの教職員に周知することができた。しかしながら、「ほとんど使わない」と回答した児童生徒が小学校上学年15%、下学年21%、中学生11%であった。 学習者用デジタル教科書については、訪問等で家庭学習への活用、書き込みや画面保存機能を利用したグループ活動など、学習者用デジタル教科書の活用方法について紹介した。	全学年、各教科での活用を推進する。さらに、各学校の家庭学習の内容について再検討を促すとともに、効果的な活用場をさらに推進していくため、AI型デジタルドリルを導入する。 学習者用デジタル教科書の一層の活用を図るために、教員だけでなく児童生徒に具体的な活用方法を説明していく必要があり、授業者に紹介した活用方法を児童生徒にも伝えるように指導していく必要がある。

② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実 【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学習成果物としてのデータファイルと個人情報の扱いについて指導の徹底を図る。	学習の成果物や個人情報について適切に運用するとともにファイル共有ソフトにアップロードしないように周知した。さらに、ファイル共有ソフトの活用方法について、データファイル上での課題配付及び提出方法等の研修を行い、教職員の技能の向上が図られた。	教職員の技能向上とともに、児童生徒に対し、個人認証情報や作成したデータの取り扱い方について周知し、情報リテラシー能力の育成を発達段階に合わせ行っていく。



③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>オンライン研修だったため、実技が行えなかった。 ICT支援員の活用については、先進事例の紹介や、タブレットの活用の提案など、学校のニーズに応える必要がある。</p>	<p>各教科におけるICTの活用事例を共有する研修を設定したり、マイクロソフトWhiteboardの使用方法について学ぶ研修を行ったりした。ICTマスターやICT支援員を講師や支援役としたことで、受講者への個別の支援を丁寧に行うことができた。</p>	<p>学校現場のニーズをヒアリングした上で、現場から求められている研修を適切に設定・実施していく。</p>

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 19/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)
施策(4)	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	

【施策の達成状況】

目標	各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全も含めた3領域(生活安全・交通安全・災害安全)について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	〇市立小・中学校にて、地域と連携した避難訓練および交通安全教室の実施(連携の内容は、学校の実態や地域の状況に応じる)	〇100%	〇100%	〇60% 各校訓練マニュアルは作成はできているが、コロナ禍で地域と連携した避難訓練を行うことが難しかった。
				達成状況
小施策	① 安全管理の徹底 ② 安全教育の推進			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全管理の徹底【学校教育課・教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
地域住民との連携についても、さらに進める必要があるため、地域に向けた情報発信の方法を検討していく必要がある。 関係機関との連携が必要な危険箇所への対策が遅れが生じた。今後、迅速な対策を進めるために連携を強化していく必要がある。	通学路安全対策協議会を開催し、通学路の合同点検を実施した。警察など関係各機関と連携して危険箇所や改善要望箇所への対策を実施した。 通学路の合同点検の結果を市のホームページに掲載するとともに、各学校に対し、地域や保護者、児童生徒の視点を取り入れて危険箇所等の確認をするよう指導した。その結果を基に、来年度の点検実施箇所を決定した。	通学路の合同点検を実施した箇所への対策・対応については、今後も警察をはじめ、関係各機関と連携し、迅速に対応できる体制を整える。 通学路の合同点検の結果を市のホームページだけではなく、各学校のホームページや学校だより等で地域及び保護者に対する積極的な情報発信を推進していく。 また、交通安全教室が縮小傾向にあるため、安全推進のための活動を工夫していく必要がある。 感染症の影響で、できなかった地域と連携した訓練も行っていく必要がある。

② 安全教育の推進【学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
地域や保護者との連携については、今後さらに協力をしていく必要がある。	市PTA連絡協議会と連携し、11月のPTA連絡協議会の会議に教育委員会職員が参加し、今年度の通学路の安全点検の概要と結果の周知を行った。加えて、学校PTAごとの安全パトロールの報告や要望についても共有し、今後も連携を強化していくことを確認した。	地域や保護者、PTAに対して、通学路の安全点検についての情報発信・共有をさらに進める。 各学校において、地域や保護者の意見を通学路の安全点検等に取り入れることができる体制づくりを推進していく。 避難訓練は各校とも実施しているが、実際に生かせる訓練となるよう、教員の防災意識を高め、様々な想定で取り組む必要がある。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 20/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価 (B)
施策(Ⅰ)	多様な高校教育の一層の充実	

【施策の達成状況】

目標	生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校教育に取り組み、豊かな人間性と、体・徳・知を身につけ、社会を逞しく生きていく力の育成を目指します。 文武両道を実現するため、進路実現と、部活動の充実を目指します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○進路:現役での進路決定率	○95.1% ○95.2%	○97.0% ○97.0%	○96.8% ○95.9%
小施策	① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進 ② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進			達成状況 ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
大学入試が大きく変化しており、生徒だけでなく保護者向けのガイダンスも充実させる必要がある。 家庭内の問題や経済面の問題等、心の問題だけではなく家庭や生活環境も関わる中、スクール・ソーシャル・ワーカーの活用などについて、教育委員会との連携を密にしていく。	保護者向けの進路講演会において外部講師による進学向けの講演を実施し、大学受験について情報提供することができた。 生徒向けに上級学校模範講義を実施し、大学を中心として模範講義を行い、幅広い分野から教育相談を充実させるとともに、学校全体で情報を共有することができた。	多様な進路希望を実現させるため、生徒一人ひとりのニーズに対応できるように更に指導を充実させる。 家庭内の問題や経済面の問題も増えているため、さらに教育委員会との連携を密にしていく。

② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
来年度は海外語学研修を行えるように準備を進めていきたい。 コロナ禍の収束が見えず、さらなる新型コロナウイルス感染症対策が求められている。	国際交流事業として、福島県の「プリティッシュヒルズ」で1泊2日の語学研修を行った。生徒たちは、英語によるアクティビティに参加し、視野を広げることができた。 感染症対策を講じながら、文化祭や体育祭など学校行事を再開し、生徒たちに多くの経験をさせることができた。	語学研修をはじめ、国際交流事業を充実させる。  事業の見直しと感染対策をしつつ、学校行事を行っていく。

令和4年度 部活動の大会・コンクールにおける主な成績

- ・第76回全日本体操種目別選手権 種目別平行棒 出場
- ・全国高等学校総合体育大会ボクシング競技  
ライトフライ級 優勝 ピン級 ライトウェルター級 第3位 フライ級 バンタム級 ライト級 出場
- ・全国高等学校総合体育大会全日本バレーボール選手権大会 出場
- ・全国高等学校総合体育大会体操競技 男子個人総合 出場 男子平行棒 優勝 女子個人総合 出場
- ・全国高等学校総合体育大会柔道競技大会  
男子81kg級 優勝 男子60kg級 男子73kg級 男子90kg級 出場
- ・JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニア体操競技選手権大会  
男子団体1部 出場 男子個人総合 出場 女子 個人総合 出場
- ・JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニア柔道体重別選手権大会 男子 81kg級 優勝、第3位 男子60kg級 出場
- ・第77回国民体育大会 ボクシング競技 ライトフライ級 バンタム級 ライトウェルター級、柔道競技 少年男子  
剣道競技 少年男子、バレーボール競技 少年男子 出場
- ・第70回全日本吹奏楽コンクール 金賞
- ・第11回日本学校合奏コンクール2022全国大会グランドコンテスト 銀賞
- ・第35回全日本マーチングコンテスト 金賞
- ・第9回3×3 U18日本選手権大会 バasketボール男子 第3位
- ・第75回全日本バレーボール高等学校選手権大会 第3位

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 21/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価 (A)
施策(2)	地域や社会に開かれた高校づくりの推進	

【施策の達成状況】

目標	開かれた学校づくり推進に取り組み、地域や社会と連携し、豊かな人材を活用しながら地域の核となる高校づくりを目指します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○地域の方の学校評価アンケートすべての質問項目の肯定度と満足度	○83.4%	○85%	○よくあてはまるのみ 69.0% ○ややあてはまる以上 96.2%
小施策	① 地域に開かれた学校づくりの推進 ② 地域との連携と交流の推進			達成状況 ◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に開かれた学校づくりの推進 【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学校運営について、PTAや地域の協力を得ながら、連携して取り組んでいく必要がある。	小中学校の校長、学校評議員、学校関係者評価委員、町会役員、市教育委員を招きミニ集会を開催した。本校が選ばれる学校としてあり続けるために、貴重な意見をいただいた。	学校運営協議会を設置し、家庭、地域の協力を得て目指す学校像を共有していきたい。

② 地域との連携と交流の推進 【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今年度はオンラインでの参加であったが、来年度は対面での参加が望ましい。 製作するだけでなく、他者に対する理解につながるような活動にしていく必要がある。	実習ふる里まつりなど地域イベントへ参加したほか、「先生役にチャレンジ」として、小学校での授業補助を行い、地域に貢献することができた。	引き続き地域イベントへ参加し、また「先生役にチャレンジ」を更に発展させるなど、地域等との連携と交流を強める。



政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 22/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(Ⅰ)	学習機会の充実	(B)

【施策の達成状況】

目標	目的や志向、ライフステージに応じた学習ができる機会を提供します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数	○1,239回、 50,439人	○1,300回、 53,000人	○1,217回 29,076人
	○図書館の図書貸出冊数 (個人貸出冊数)	○1,016,360冊	○1,037,000冊	○1,140,842冊
				達成状況
小施策	① 公民館講座の充実			○
	② 図書館資料の充実			○
	③ 公民館と図書館が連携した事業の実施			○
	④ 習志野市民カレッジの充実			◎
	⑤ 子どもの読書活動の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 公民館講座の充実【公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市民の学びを止めないため、新たな日常を見据えた講座の実施手法を確立する。 特にICT技術を活用した配信等の講座をさらに充実させる。 本市と包括協定を締結した明治安田生命による講座を予定していたものの、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。大学や企業などと連携した講座については、引き続き実施していく。	乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施した。 また、安全・安心のための地域防災、生涯にわたる健康づくり、地域の「伝統・文化」を継承する講座など企画し、実施した。 PTA家庭教育学級では、ICTを活用した講座を市内3校で実施した。 寿学級では、令和3年度中止となった明治安田生命による、運動と食事についての講座を実施した。	特に、若者世代や子育て世代の利用を増やすことが課題であり、今後も魅力ある公民館講座の企画、実施に取り組んでいく必要がある。 大学や企業などとの連携した講座については、引き続き実施していく。 また、土日講座の開催は父親の参加率が上がるため、親子が一緒に参加できる講座を実施する。併せて、保護者が講座に参加しやすいよう、保育付き講座を継続して実施する。

② 図書館資料の充実【図書館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市民により多く利用されるために、引き続き、資料の提供に努め、情報源の整備と周知に取り組む必要がある。	蔵書の更新を行ったことにより、市民の学習に役立つ資料の提供ができた。 ・資料の購入(16,209冊) ・寄贈本の受入(1,652冊) ・除籍(13,951冊)	引き続き、市民により多く利用されるために資料の提供に努め、情報源の整備と周知に取り組んでいく。



③ 公民館と図書館が連携した事業の実施【社会教育課・公民館・図書館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
公民館、図書館のそれぞれの利用者の両施設の認知度を高め、利用の増加を図るため、中央公民館・図書館の共催事業を引き続き実施する必要がある。さらに、中央以外の公民館と図書館についても連携を図る。	中央公民館と中央図書館の共催事業として文学講座を開催した。 また、公民館主催の育児講座や幼児家庭教育学級に図書館職員が講師として参加することにより、それぞれの施設の認知度を高めるとともに、施設の特徴を活かした事業ができた。	公民館・図書館の利用者が、ともに両施設の認知度を高め、利用者の増を図るため、それぞれの施設の特徴を活かした事業を行う。

④ 習志野市民カレッジの充実【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
充実した学習活動ができるよう、新たな日常を見据えた手法についてさらなる検討を行っていく必要がある。	引き続きコロナ禍であり、ICTを利用したコミュニケーションの需要は高まっているため、スマートフォンについての基礎知識及び操作方法の講義を実施した。また、活動の様子や学習風景のホームページでの公開について更新回数を昨年度の2回から3回に増やし、より一層市民への活動の周知を図った。	本市が令和4年6月に制定した「通称:大切な人を守る都市宣言」をはじめ、SDGsの推進等、社会課題への理解をより深め、その後の地域活動につながる講義を充実させていく必要がある。また、ICTの活用において、スマートフォンの講義については、今後も内容を充実させ拡充する予定である。

⑤ 子どもの読書活動の推進【社会教育課・図書館・指導課・学校等】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学校が市立図書館を十分に活用していくため、双方の連携、情報共有がより必要となる。 家庭での読書活動の重要性について、さらなる啓発が課題である。 また、令和4年度は計画の中間年度となるため、課題と状況変化を踏まえた見直しを行う必要がある。	計画の進捗状況及び課題の把握のため、保護者や児童生徒を対象としたアンケートを実施した。その結果を踏まえ、庁内の推進委員会において、計画に掲げた事業について、1人1台タブレットを活用した児童への図書情報発信の強化等、取り組み内容の見直しを行った。 子どもや学校に図書館をより活用してもらうため、小学校の新1年生に学校を通して図書館の利用登録を案内し、254人の登録があった。 図書館で小学校の学級用に作成した「朝の読書用図書セット」を拡充した。令和3年度の貸出し実績21セットに対し、令和4年度は20セットの貸出しがあった。	庁内関係部署の連携体制を維持しながら各取り組みの推進を図る。また、国において、令和5年度からを計画期間とする第5次計画が策定予定であることから、習志野市子どもの読書活動推進計画の次期計画(令和8年度～)の策定に向けた準備を開始する。 小学生への図書館利用登録について、未案内であった4年生から6年生にも案内を行う。 「朝の読書用図書セット」については学校図書主任会議で案内を配付するとともに、新たにセットを拡充した際にも学校に案内を行い周知を図る。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 23/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (A)
施策(2)	学習成果の活用	

【施策の達成状況】

社会教育施設が活動拠点となるように努めます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○公民館の利用団体数及び 利用人数	○30,093団体 402,261人	○31,600団体 422,300人	○34,532団体 384,001人
	○図書館の利用登録率	○28%	○32%	○32.6%
				達成状況
小施策	① 学習成果を生かす場の提供 ② 地域における人材(コーディネーター)の育成			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 学習成果を生かす場の提供【社会教育課・公民館・図書館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えた施設利用の手法を確立し、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく。	地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図った。また、学習成果を発表する場の提供に取り組んだ。公民館における学習成果の発表の場である文化祭では、サークル団体の作品の他に、近隣の幼稚園、こども園、保育所、小学校などの子どもたちの作品を、公民館の諸室やロビーを活用して展示を行い、学習成果発表の機会の確保に努めた。	引き続き、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく。

② 地域における人材(コーディネーター)の育成【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常に対応する市民カレッジの運営を実施していくとともに、卒業後のフォローアップについては、手法を含め、実施の検討をしていく。	卒業後フォローアップ調査を導入した。その結果、市民カレッジをきっかけに地域活動をした卒業生が80%であった。また、『市民カレッジOBボランティア制度』を創設し、地域活動を希望する卒業生が地域で活躍出来る仕組みをつくった。	地域活動に意欲がある受講生が、卒業後にそのまま活動を継続出来るよう、在学時から活動を始められるようなカリキュラムを強化する。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 24/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (B)
施策(3)	社会教育指導者の確保と養成	

【施策の達成状況】

社会教育指導者の確保と資質の向上を図ります。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○社会教育課・公民館・図書館職員の専門的研修の受講回数	○29回	○31回	○26回
小施策				達成状況
① 指導者の確保				○
② 指導者の養成				○

【主な取り組みの成果と課題】

① 指導者の確保【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見た課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
公民館における社会教育主事の有資格者の確保に努める。	社会教育を推進する上で必要な社会教育主事有資格者、社会教育士や社会教育主事など、専門職員の確保に努めるとともに、専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加した。 公民館への指定管理者制度導入にあたっては、社会教育主事有資格者の配置を条件としており、有資格者の確保に努めた。	引き続き、公民館における社会教育主事の有資格者の確保に努める。

② 指導者の養成【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見た課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるように努める。	専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教え合い、学び合うことで、職員の資質向上を図った。 また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導に努めた。	引き続き、国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるように努める。



政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 25/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(4)	自主自立課題解決型社会の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	地域や社会教育団体が自らの力で地域の課題を解決できる環境づくりを推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数	○1,239回、 50,439人	○1,300回、 53,000人	○1,217回 29,076人
				達成状況
小施策	① 自主活動(サークル活動等)の場の提供 ② 図書館機能の充実			○ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 自主活動(サークル活動等)の場の提供 【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えた施設利用の手法を確立し、市民の活動場所を確保するとともに、引き続き地区学習圏会議を開催する。	市民の自主的な活動をより活発に展開社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供した。 また、利用者へ新型コロナウイルス感染症対策に係る制限緩和の情報提供を行った。そのため、サークル活動が再開し、昨年度の実績と比較して、事業回数及び参加人数が増加した。	引き続き、市民がより活発に活動できるよう公民館を活動場所として提供する。 各公民館において、施設内の諸室でサークル等が活動する際に利用できるよう、ポケット型Wi-Fiの貸し出しを実施する。

② 図書館機能の充実 【図書館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市民が図書館に来館しなくても読書活動が行えるようにするため、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業に取り組む。	令和4年5月より習志野市電子図書館を開始し、来館が難しい市民、開館時間中に図書館を利用しにくい市民へ、新たな読書の機会を提供した。 【貸出数11,141点 延べ貸出人数7,193人】 また、令和4年7月より利用者の利便性の更なる向上のため、新たに予約図書のみ市庁舎2階生涯学習部社会教育課の窓口での受け渡しを開始した。 【貸出数3,096冊 延べ貸出人数1,734人】	引き続き、資料の充実を図るとともに、より多くの市民に利用してもらうため、様々な媒体を利用して周知活動を行う。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 26/45
基本方針8	芸術・文化活動の振興	評価
施策(Ⅰ)	芸術・文化活動の振興	(A)

【施策の達成状況】

目標	芸術・文化活動の振興を図るとともに、活動団体の自立を支援します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○芸術・文化行事の開催回数	○28回	○33回	○37回
				達成状況
小施策	① 文化振興計画に基づいた事業の推進 ② 市民参加行事の充実 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供			○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化振興計画に基づいた事業の推進【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えた文化事業・活動の方法についてさらなる検討をしていく必要がある。	市庁舎等での発表機会の提供ということで、ハミング階段で伝統文化を引き継ぐ子どもや若手を中心としたメンバーによるお囀子とお琴のコンサートを開催した。 「伝統文化親子教室」開催支援のため、希望する団体が受講生の募集チラシを学校に配布できるよう調整を行った。 ICTを活用してインターネットで芸術作品が鑑賞出来るよう『市展』の受賞作品をホームページ上に公開、さらに本市の所有する絵画の追加掲載も実施予定である。	市庁舎等での発表機会の提供については、開催方法も含め(ジャンル等)課題がある。

② 市民参加行事の充実【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えた地域の特色を活かしたコンサートの開催方法について、検討する。 芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図れるよう支援を行っていく。	公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図った。(講座数:281回)	引き続き、地域の特色を生かしたコンサートや講座を開催し、市民が芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図る。

③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
芸術・文化の振興と推進を担う(公財)習志野文化ホールの支援を行っていく。 令和5年3月末に予定する文化ホール休館後の芸術・文化の振興の在り方については、財団とともに検討していく。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、座席等の制限を主催者が臨機応変に対応する年度となったが、公益財団法人習志野文化ホールの自主自立の取り組みにより、11公演が実施され、子どもから高齢者まで音楽等に親しむ機会が提供された。次年度以降の芸術・文化振興の在り方について財団と検討を行った。 ならしの文化情報サイト『文化のドア』の『デジタル美術館』にて本市ゆかりの画家・時田 直善氏の作品6点を新たに掲載した。	各団体の練習の場について情報提供を行っていく必要がある。 また、引き続き本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野文化ホール」の支援を行っていく。



政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 27/45
基本方針9	文化財の保存と活用	評価
施策(1)	文化財の保存	(B)

【施策の達成状況】

目標	本市の歴史や文化に対する理解を深めるため、文化財の保存を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○指定・登録文化財数	○19件	○21件	○21件
				達成状況
小施策	① 文化財の収集・保存の充実 ② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化財の収集・保存の充実【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市に関する物品の寄附のお願いをホームページ等で周知する。 藤崎富士講の指定候補調査については、同様の富士講を現地調査し、更なる裏付けを進める。	市にゆかりのある物品について1件の寄附があり、以前寄附された物品も含わせて展示した。 藤崎富士講社の富士塚を市指定文化財に指定した。	引き続き、市にゆかりのある物品の寄附のお願いをホームページ等で周知する。

② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
専門知識が必要な業務に関し、業務委託により補うため、委託内容について検討していく。	花咲台遺跡I地点における発掘調査報告書の作成にあたり、炭化材年代測定のため民間委託を実施した。	鷺沼特定土地区画整理事業においては、民間調査会社が発掘調査を実施する予定である。市の担当業務については、引き続き委託内容について検討していく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 28/45
基本方針9	文化財の保存と活用	評価 (B)
施策(2)	文化財の活用	

【施策の達成状況】

市の歴史・文化に対する理解を深めるため、文化財の活用を推進します。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○旧大沢家住宅、旧鴉田家住宅の一日あたりの入館者数	○60人	○70人	○63人 ・旧大沢家住宅20人 ・旧鴉田家住宅43人
				達成状況
小施策	① 旧大沢家住宅・旧鴉田家住宅の活用の充実 ② 文化財の展示・普及の推進			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 旧大沢家住宅・旧鴉田家住宅の活用の充実【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
施設について、ホームページ・広報誌等での周知活動を継続する。 新たな日常を見据えたイベントの実施方法等についてさらなる検討をしていく必要がある。	旧大沢家住宅・旧鴉田家住宅の来館者を増やすため、以下のとおり施設の改修や主催行事の充実を図った。 旧大沢家住宅 ・七夕飾り(6/21~7/7) ・外壁及び内壁の修繕(1/7~3/15) 旧鴉田家住宅 ・七夕飾り(6/21~7/7) ・おはなし会(7/27) 8名 ・お月見会(9/10) 110名 ・落語会(11/10) 21名	施設及び催し物について、ホームページ、広報紙などでの周知活動を継続する。 より魅力的な催し物を開催する。

② 文化財の展示・普及の推進【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
展示は年3回程度は新たな内容で開催したい。 令和4年度から開始する埋蔵文化財調査室での展示を含め、内容の充実が課題である。	市庁舎1階展示スペースにおいて多くの人が、本市の歴史を身近に感じて頂けるように努めた。 ・「定点記憶」S29(9/7~12/5) ・第一次世界大戦時の独逸同盟軍俘虜収容所と現代習志野に生きるドイツ文化(12/6~3/31) 令和4年4月より埋蔵文化財調査室での展示見学を開始した。(事前予約制 見学者9名) この他、東習志野、新習志野、谷津の各図書館で開催された「習志野市の歴史を深掘りしよう!」(計3回 参加者59名)及び全6回開催された新習志野公民館歴史講座のうち1回(参加者10名)について講師派遣した。	市庁舎1階の展示は年3回程度入れ替えた。 埋蔵文化財調査室での見学者をどのように増やすかが課題である。 今後は、ホームページでの情報発信回数を増加する。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 29/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価
施策(1)	青少年育成団体の活動支援	(A)

【施策の達成状況】

青少年育成団体の活動支援を積極的に行い、「豊かな心」の育成を図ります。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○市民まつり子ども広場の来場者数	○12,090人	○13,000人	10,418人
				達成状況
小施策	① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進 ② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化			○ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
次年度は新たな日常を見据えた情報共有のため、対面とオンラインを併用して開催する予定である。	活動計画のとおり、6回の会議を開催した。また、第29回市民まつり「習志野きらっと」において子ども広場を実施した。	団体の活動および情報交換の場であることを目的としているため、参加団体の出席率を上げる必要がある。また、市民まつり子ども広場参加団体だけの会議を別途開催していく。

② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
2年以上自主事業を行っていない団体があるため、新たな日常での事業再開に向けて、支援を行う必要がある。	各団体がコロナ禍前の活動に戻りつつあり、事務局として自主事業のサポートを実施した。事業の後援8回、共催1回。	宿泊を伴う事業の募集を実施しても参加者がいなく、日帰りの事業へ変更する必要がある等、コロナ禍の影響により、宿泊に参加させる抵抗感が保護者にある。各団体は必要な対策等の工夫をしながら事業を実施する必要があるため、今後も継続して支援を行っていく。



政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 30/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (B)
施策(2)	家庭や地域の青少年教育力の向上	

【施策の達成状況】

目標	情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○不審者等による実被害者数  ○ネット被害防止に向けた出張授業の実施校数	○実被害者0  ○0校	○実被害者0  ○市内小中学校…23校	○実被害者0  ○県講師派遣…3校 市講師派遣…8校 ※年間3回実施した学校あり
小施策	① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進 ② インターネットトラブルの未然防止			達成状況 ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進【青少年センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
小・中学校の保護者に対して、速やかな警察への110番通報と学校への報告を依頼している。しかし、被害に関する危険性の有無や、被害者が特定される恐れがあるなど、保護者が警察に通報すべきか判断に迷うことがある。このことから、情報提供に遅れが生じるため、再度、学校を通じて保護者会や会議等で確認、呼びかけの依頼を行う。	青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と危険箇所に関する情報を共有し、補導活動を充実させた。 青少年センターの自主パトロールを、登下校の時間帯の他に学校の実情に合わせて実施した。 生徒指導担当者会議を通して、学校へ注意喚起、補導状況の伝達、不審者発見時の迅速な110番通報の依頼等を行った。その結果、大きな遅れがなく、青少年センターにも学校からの報告があり、迅速に各所へ情報提供することができた。	ネットの利用率の増加による小・中学生の生活の変化に合わせた補導活動のために、青少年補導委員と中学校区青少年健全育成協議会等と、互いに情報を共有できる場の設定が必要である。 不審者情報では、より詳細な情報を得るために、聞き取り項目を細分化する必要がある。また、迅速な110番通報のために、学校を通して保護者への依頼の継続が必要である。

② インターネットトラブルの未然防止【青少年センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和3年度の啓発学習会への職員派遣事業については、年度後半から運用開始したことや新型コロナウイルス感染症の影響で実施校が少なかった。 今後は、実施校拡大のため、オンラインでの実施が検討事項となる。	インターネット適正利用啓発学習会の実施、小・中学校への情報モラル調査結果の周知や課題に対する注意喚起等、情報モラル教育の成果が大きなトラブルの未然防止につながった。児童用タブレットを活用し、実態を踏まえた学習内容を構成することができ、対面での実施がオンラインより効果的であった。講師派遣については、県から市への依頼が増えた。	今後もネットやSNSを利用したトラブルを防ぐために、児童生徒の実態に応じた指導や情報収集を行う必要がある。インターネット適正利用啓発学習会について、校長会議にて周知をし、令和4年度より実施校の増加を図る。ミニ集会や保護者会等において、保護者向けの啓発の講演も実施していく必要がある。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 31/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (B)
施策(3)	青少年のための施設における活動の充実	

【施策の達成状況】

目標	青少年に自然の中での豊かで多様な体験活動の場を提供します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○富士吉田青年の家の利用者数	○12,256人	○現状維持	○4,957人 (新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通年利用制限を設けたことによる利用者数の減)
				達成状況
小施策	① 富士吉田青年の家における活動の充実			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 富士吉田青年の家における活動の充実【社会教育課・富士吉田青年の家】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えて、動画で富士吉田青年の家主催事業などの体験活動を配信し、富士山麓の学習をICTを活用して提供する必要性がある。	通常宿泊定員に7割の制限を設けて通年運営を実施し、小規模ではあるものの宿泊利用者は、平時の約6割まで回復し、主催事業は3年振りに5事業全てを実施した。 また、富士吉田青年の家を利用できなくても、富士山麓を教材とした施設ならではの自然体験活動を学べる動画を3種類、青年の家ホームページ上に公開した。	令和5年度より通常運営を再開するが、利用者側が安全・安心に施設を利用できるよう、感染症対策では引き続き物理的な対策を講じ、利用しやすい環境整備に努める。



政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 32/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (A)
施策(4)	子どもの居場所づくりの推進	

【施策の達成状況】

目標	放課後等における子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○放課後子供教室の開設数	○事業未実施	○11小学校で実施	○6小学校で実施 太久保東(R2開設) 東習志野・秋津(R3 開設) 袖ヶ浦西・袖ヶ浦東・ 藤崎(R4開設)
小施策	① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備 ② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進			達成状況 ◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
全市立小学校での実施に向けて、未設置校における実施場所や運営体制などの課題の整理を行う必要がある。	就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校及び藤崎小学校に「放課後子供教室」を新たに開設した。 開設校の保護者を対象とした満足度調査の結果では、子どもが安心して過ごせる場所との回答が96%であり、放課後等における安全・安心な居場所として多くの子どもに利用された。 未設置校全てを訪問し、学校との意見交換の上、教室の現地確認を行い、設置に向けた課題を整理した。	未設置校の開設にあたっては、次期「子ども・子育て支援事業計画」(R7～R11)等へ位置付けを図る必要がある。 また、学級推計等を踏まえ、学校運営に支障のない余裕教室などの安全・安心な実施場所の確保や今後経常的に増大する予算を確保していく必要がある。
新型コロナウイルス感染症の影響により、開設以来、地域ボランティアの受け入れができていないため、地域住民との交流等の方法について検討していく必要がある。	令和4年10月より、放課後子供教室の地域ボランティアの募集を開始し、袖ヶ浦西小学校において地域住民が主体となりプログラムを実施した。	地域住民との交流などの機会を提供するため、引き続き、放課後子供教室の活動や見守りに協力いただける地域ボランティアの募集を行っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 33/45
基本方針Ⅰ	「する」「みる」「支える」スポーツの推進	評価 (B)
施策(1)	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	

【施策の達成状況】

目標	「する」「みる」「支える」スポーツを推進し、市民のスポーツ活動が充実するよう取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	(市民アンケートの結果において) ○週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	○51.9%	○60.0%	市民アンケート未実施のため回答不可能 ※次回は令和6年度に市民アンケート実施予定
	○会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合	○34.5%	○40.0%	
○スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	○13.3%	○20.0%		
小施策	① 「する」スポーツの推進 ② 「みる」スポーツの推進 ③ 「支える」スポーツの推進			達成状況 ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 「する」スポーツの推進【生涯スポーツ課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
子育て世代が参加しやすいよう、新しい生活様式に合わせた開催方法について検討する。	働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう、「親子参加」の機会を図った。 スポーツ振興協会が実施するスポーツイベントにおいて、新しい生活様式に合わせ、定員を設けるなどして、親子や家族で参加できるファミリーイベントや親子体操を実施した結果、参加者が約100名増加した。 ・親子体操参加者数 276人(参考:令和3年度276人) ・ファミリーイベント参加者 252人(参考:令和3年度156人) 誰でも気軽に楽しめるニュースポーツの普及推進のため、様々な種目を体験できる奨励大会の開催やホームページでの周知を行った結果、市民や団体への用具貸出し回数が倍増した。 ・ニュースポーツ用具貸出し回数 109回(参考:令和3年度59回)	子育て世代が参加しやすい企画・運営を行っていく必要がある。そのため、子育て世代が参加しやすい、ニュースポーツフェスティバルの回数を増やすとともに、場所も変え、より多くの親子が参加しやすいよう、スポーツイベントの充実を図っていく。

② 「みる」スポーツの推進【生涯スポーツ課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
主催者と連携し、実施に向けて取り組んでいく。	第一カッターフィールドにてアメリカンフットボールXリーグを計5日間開催し、市民が身近に観戦できる機会を増やした。 ・オービックシーガルズホームゲーム観客数 1,346人 ・その他Xリーグ4日間合計観客数 967人 関東大学サッカー部リーグの試合を誘致し、高いレベルの試合を見る機会を増やした。	その他のトップチームの試合およびイベント等が開催できるよう、トップチームと連携し、実施に向けて取り組んでいく必要がある。また、PRの手法について検討していく。

③ 「支える」スポーツの推進【生涯スポーツ課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>中止したスポーツ奨励大会等の各イベントの再開に向けて、新しい生活様式に配慮した実施方法を検討していく必要がある。</p>	<p>新しい生活様式に配慮し、事前申込制や定員を設けての実施とし、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援した。</p> <p>スポーツ推進委員主催による習志野市スポーツ奨励大会4大会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第41回オール習志野歩け歩け大会 参加者82人</li> <li>・第7回ニュースポーツフェスティバル 参加者150人</li> <li>・第20回パークゴルフのつどい 参加者123人</li> <li>・第43回コミュニティバレーボール大会 参加者155人</li> </ul> <p>市内16地区において、市民スポーツ指導員による地区事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・44事業、参加者5,342人</li> </ul>	<p>引き続き、企画・運営にアドバイスをし、参加者の増加を見込んだ開催方法やPR方法を検討し、イベントの振興を図っていく。</p>

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 34/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価 (B)
施策(1)	家庭教育に関する学習機会の充実	

【施策の達成状況】

目標	家庭教育に関する学習機会を増やし、地域に根差した家庭教育力の向上に努めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○家庭教育に関する事業の開催回数及び参加者数	○251回 4,022人	○263回 4,223人	○164回、3,045人
				達成状況
小施策	① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実【公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
子どもの発達段階に応じた家庭教育に係る講座の充実に努めるとともに、インターネット回線を使った配信による講座を拡大し、保護者が参加しやすい環境づくりにも努める。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座の実施回数の削減や定員の制限を行いつつ、乳幼児から中学生まで子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を164回開催した。 このうち、PTA家庭教育学級においては、市内9校・園でインターネット回線を使った配信を含め講座を実施した。	引き続き、子どもの発達段階に応じた家庭教育に係る講座の充実に努めるとともにインターネット回線を使った配信による講座を拡大し、保護者が参加しやすい環境づくりにも努める。



政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 35/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価 (B)
施策(2)	家庭教育相談の充実	

【施策の達成状況】

目標	学校や行政・他機関等とネットワークを構築し、家庭教育に関わる相談体制の充実を図ります。また、「生活アンケート」を実施し、子ども達の日常生活を把握し、虐待されている恐れがある子どもの迅速な安全確保に努めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○家庭と学校との連携を深め、子どもが安心して登校することのできる学校づくりのための保護者や学校をサポートする教育相談体制の構築 ○「生活アンケート」を基にした教育相談の実施	○来所相談・電話相談・青少年テレホン相談の延べ受理件数の合計 4,457件  ○0校	○4,500件 (来所相談・電話相談・青少年テレホン相談の延べ受理件数の合計)  ○23校	○3,873件 (来所相談、電話相談、青少年テレホン相談、訪問相談、いじめメール相談の延べ受理件数の合計) ○23校
小施策	① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進 ② 長欠・不登校児童生徒解消の推進 ③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応 ④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応			達成状況 ○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
相談している児童生徒のよりよい支援を実施するためには、関係機関とのケース会議を計画的・継続的に行うなど、更なる連携が必要である。	各学校との連携では、年2回は学校を訪問し情報共有を行った。管理職のみならず、教育相談担当や担任と情報を共有することで、よりよい支援策を講じることができた。 各学校で実施されるケース会議に参加し、他機関とも連携をとることで支援方法を話し合い、実行することができた。	児童生徒一人ひとりにあった支援をするために、各学校、関係機関との連携をより重視する。特に市の子育て支援課やスクールソーシャルワーカーの方との関りを積極的にもつようにする。

② 長欠・不登校児童生徒解消の推進【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
現状が好転しない児童生徒の支援方法(他機関との連携、ケース会議)を考えていく。	各学校の訪問を通して、適切な相談機関の紹介や支援策を共に考え、実行することができた。学校からの紹介で来所相談をしたり、適応指導教室を利用したりするケースも見られ、関係機関内で連携を取り、対応できた。	学校全体で、不登校児童生徒を支えることができるように、訪問相談等を通して、ケース会議の開催や支援機関の周知を広めていく。さらに、不登校児童生徒、保護者のニーズを捉え、居場所づくりをする。

③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
早期発見・対応が継続されるように、各学校の情報共有体制を整える必要がある。	学期に1回の「心のアンケート」の実施効果を高めるために、質問項目をより具体的なものに改善した。また、教職員による個別の教育相談の期間を各学校の教育計画に位置づけ、実施時間と方法の工夫改善を図った。	管理職研修において初期対応と関係機関との連携について周知を図る。

④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
各学校における児童虐待対応方針について、校内研修の実施を推進する必要がある。	一時保護等から学校に戻った際には、指導課から学校管理職に連絡を図り、ケースに応じた対応留意点の共有を図った。	子育て支援課と指導課の連携を深め、これまで通り、一時保護等の前後には、指導課から当該学校へ連絡・指導を図ることを継続する。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 36/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価 (B)
施策(1)	積極的な情報公開と意見交換の充実	

【施策の達成状況】

学校・家庭・地域の円滑な関係を構築し、相互の意思疎通・共通理解を図ります。			
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和4年度)
	○学校評価をホームページ上で公開する学校の数	○9校	○12校 ○CMS移行22校
小施策 ① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進			達成状況 ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
内容が古くなっているコンテンツの整理が必要である。	総合教育センターホームページを市のホームページと統合しCMSでの運用とした。移行に伴い古いコンテンツの精査を行った。 各校のCMS移行に際し、オンラインによる勉強会を開催したり、学校訪問による支援を行ったりした。	総合教育センターホームページの移行に伴い、移行していない過去の指導演等をアーカイブとしてどのように残していくのか研究が必要である。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 37/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価
施策(2)	地域とともにある学校づくりの推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校・家庭・地域の連携・協働した活動をより進めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○地域学校協働活動に取り 組む学校数 ○学校運営協議会を設置す る学校数	○0校  ○1校	○23校  ○8校	○0校  ○1校
				達成状況
小施策	① 社会に開かれた教育課程の推進 ② 地域社会との連携・協働した活動の推進 ③ 学校運営協議会の設置の促進			○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会に開かれた教育課程の推進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度の実施に向けて、学校地域等に説明を進めていく。各校における社会に開かれた教育課程の編成について確認する。	地域の特色を生かした学校づくりの推進を図れるよう、令和5年度から実施される学校運営協議会の運営について、学校担当者、地域住民に説明を行った。	年間4回程度の学校運営協議会開催時に、地域の特色を生かした学校づくりの推進が図れるように、協議する議題や協議結果の実践についての具体的な方策について、学校の実態に応じた方策を探る。

② 地域社会との連携・協働した活動の推進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍に配慮して、活動を自粛する場面が多かったため、今後の活動内容について確認をする。	学校・家庭・地域とが一体となって児童生徒を見守り、育成するため、学習支援や安全・安心の確保、環境整備など、学校支援ボランティアの活動を推進した。 学校支援ボランティアによる登下校の見守りや本の読み聞かせ活動、環境整備等、自粛していた活動の多くが再開された。	令和5年度から設置される地域学校協働本部へのスムーズな移行を図り、地域人材の有効活用を図る。

③ 学校運営協議会の設置の促進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度の実施に向けて、令和4年度には、学校・地域等への説明を進めていく。	令和5年度の実施に向け、各学校の担当者へ説明会を開催し、実施に向けて運営等の説明をした。地域へは連合町会、まちづくり会議にて、学校運営協議会制度についての説明を実施した。 また、市ホームページや広報習志野にて幅広く市民に周知を図った。	学校運営協議会で、学校運営や課題の解決について協議を行い、学校・家庭・地域とが一体となった学校運営を図る。 地域学校協働本部との連携をし、学校と地域が連携・協働できる体制づくりを推進する。



政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 38/45
基本方針14	地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	評価 (B)
施策(1)	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	

【施策の達成状況】

目標	青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的実施します。 中学校区青少年健全育成連絡協議会と連携し、環境浄化や防犯活動を実施します。 「子ども110番の家」を拡充させ、学校と地域と行政が協力して子どもの安全を守ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○街頭補導及び自主的な防犯パトロールの継続的な実施による子どもの非行や犯罪等の実被害数 ○「子ども110番の家」の協力者を拡充して地域の安全を守るシステム構築	○非行・犯罪被害補導数23件 (喫煙や交通面等)  ○加入者940件	○非行・犯罪被害0件  ○加入者1,200件	○非行・犯罪被害0件 補導数210件 (交通面・状況確認等)  ○総加入者958件 ○新規加入数34軒 (3月31日現在)
小施策	① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実 ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進			達成状況 ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実【青少年センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
青少年の非行問題は、学校と連携して取り組む必要があることから、青少年補導委員との情報交換や補導等を続けていく必要がある。	青少年補導委員との月2回の会議等では、各中学校区における児童生徒の様子や落書き等の環境浄化状況について情報を共有し、効果的な補導活動を行うことができた。 月8回(簿暮6回・夜間2回)の青少年補導委員との街頭補導では、不審者情報による危険箇所や児童生徒が頻りに出入りする施設等を中心に補導を充実することができた。気になった児童生徒へ声かけをすることで、大きなトラブルを防ぐことにつながった。また、補導状況や取り組みをより詳しく学校・関係者に伝えられたことにより児童生徒の節度ある行動が浸透した。 ※補導数について、令和3年度から(ゲームセンター等の声かけや、交通指導も累計に含む)累計の項目が変更になったため、補導数が増加している。	外で遊ぶ児童生徒数が減少し、ネットトラブル等、家庭内の問題が増加している。補導委員との会議では、SNS利用に関する情報を提供し、スマホの管理意識を高める必要がある。 街頭補導の際、交通面における大人のマナーの悪さが目立つ。児童生徒の交通安全のために、警察や地域団体、学校との会議等で、積極的に注意喚起を行っていく必要がある。

② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進【青少年センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
協力者数は、市内世帯数1.2%(各小学校区の一般家庭に50件(16小学校0.8%)、商業施設・商店等(0.4%))の約1,200件を当面の目標として掲げ、引き続き取り組む。	市内の全協力者へ訪問を行い、協力の御礼や見守り活動の継続の確認、プレートの交換等を行い、連携をさらに深めることができた。 「子ども110番の家」協力者研修会を実施し、活動状況や市内の防犯・交通面について、警察と協力者で情報を共有することができ、地域の防犯意識を高めることができた。	共働き世帯やマンション等の集合住宅の増加等により、民家への「子ども110番の家」の拡充が難しい。 登下校中の児童生徒の安全を確保するために、学校や地域団体との会議等で、「子ども110番の家」を紹介し、引き続き、協力者数の拡充を図っていくことが必要である。

※ 「子ども110番の家」は、子どもが何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

本事業では、加入者に、道路(通学路)に面した場所へ「子ども110番の家」プレートを設置していただき、子どもが救いを求めてきた際の一時保護、関係機関(主に警察)への通報などを依頼しています。

政策IV	教育環境・学習条件の整備	施策番号 39/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (B)
施策(1)	幼稚園・こども園の教育環境の整備	

【施策の達成状況】

教育・保育活動の充実に向けて、快適で安全・安心な教育・保育環境の整備に取り組みます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○「こども園整備計画」に基づく市立こども園の開設の割合	○3園 43%	○7園 100%	○5園 71%
				達成状況
小施策	① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 ② 幼稚園・こども園の施設補修			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 【こども政策課・こども保育課】

令和3年度から見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、地域の子育ち・子育ての拠点となるこども園の整備に取り組む。	「(仮称)向山こども園」(令和6年4月開園)施設整備については、建設工事に着手するとともに、地域、保護者からの意見を踏まえ、通園路の安全対策を取りまとめた。運営面では、運営準備委員会を立ち上げ、備品整備等について検討を進めた。 「(仮称)藤崎こども園」(令和7年4月開園)設計業務を完了した。また、地域、保護者への説明を行い、工事着工及び施設運営に関する意見を聴取した。	引き続き、建設工事に取り組むとともに、教育・保育目標及び教育・保育計画、行事のあり方等の運営に関する詳細を、運営準備委員会を中心に検討を進めていく。 計画どおり開園ができるよう、必要な調整を行い、建設工事に着手する。

② 幼稚園・こども園の施設補修 【こども政策課】

令和3年度から見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
施設の老朽化等への対策及び適切な教育・保育環境の維持に取り組む。	各施設の老朽化対策として、予防的な修繕及び維持管理委託を実施したことにより、安定的な施設の維持ができた。 幼稚園やこども園において、全施設を一斉に点検し、施設外周のフェンス等を修繕することで、児童の安全性を確保した。	予防的な修繕や維持管理委託では対応できない事例に対し、大規模な改修などの検討を進めていく。 引き続き、児童の安全性を確保するため、日々の点検及び適切な修繕を実施する。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 40/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (B)
施策(2)	小・中学校の教育環境の整備	

【施策の達成状況】

目標	子どもたちにとって、快適で安全・安心な教育環境を整備し、教育活動の充実と教育の質の向上に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○小・中学校校舎トイレの改修 (整備済みトイレ箇所数÷トイレ総箇所数)	○73.7%	○100%	○72.0%
	○小・中学校体育館トイレの改善 (洋式トイレ設置学校数÷全学校数)	○39.1%(洋式トイレ設置)	○100%(洋式トイレ設置)	○100%(洋式トイレ設置)
		○69.6%(乾式化等)	○89.0%(乾式化等)	
小施策	① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進			達成状況 ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進 【教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、引き続き設計、工事を進めていく。	・大久保小及び第二中の改築、向山小の長寿命化改修、実籾小及び谷津南小の大規模改修の工事を進めた。 ・大久保東小の改築、屋敷小、第一中の長寿命化改修の設計を進めた。	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、引き続き設計、工事を進めていく。



政策IV	教育環境・学習条件の整備	施策番号 41/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(3)	市立高等学校の教育環境の整備	(B)

【施策の達成状況】

目標	施設の老朽化に対応するため、習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、計画的な改修を行っていきます。また、必要に応じた改修を適宜行います。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○学校アンケートにおける学習環境の項目の肯定的評価の割合	○生徒:82.4% ○保護者:77.4%	○生徒:87% ○保護者:82%	○生徒:81.2% ○保護者:80.3%
				達成状況
小施策	① 習志野高校の教育環境の整備の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 習志野高校の教育環境の整備の推進 【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
老朽化した施設・設備が多々残っているため、引き続き計画的な改修が必要となる。	普通教室棟2階トイレの洋式化改修工事など、老朽化した施設・設備の改修等を行った。	老朽化した施設・設備が多々残っているため、引き続き計画的な改修が必要となる。



政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 42/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(4)	学校関連施設的环境整備	(A)

【施策の達成状況】

目標	<b>【給食センター】</b> PFI事業による運営になったことを受け、受託者(以下「SPC」という)に対する指導を徹底し、直営に変わらない安全・安心な給食の提供を行います。(なお、献立の作成や食材の選定・購入は引き続き、市職員が行います。) <b>【鹿野山少年自然の家】</b> 学校関連施設として、衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設整備を行います。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○給食センター 学校給食の安定的な供給  ○鹿野山少年自然の家 施設に関するアンケート	○給食センター 給食提供件数 100%  ○鹿野山少年自然の家 満足度 98%	○給食センター 給食提供件数 100%  ○鹿野山少年自然の家 満足度 100%	○給食センター 給食提供件数 100%  ○鹿野山少年自然の家 満足度 98%
小施策	① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック ② 給食センターの日常業務の円滑化 ③ 旧給食センターの解体事業の実施			達成状況 ◎ ◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック 【学校給食センター・学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
情報共有を固める。	年に4回のSPC企業によるモニタリングを確実にし、内容について精査し運営・維持管理業務に反映していただいている。 また、SPC企業が参加する「関係者協議会」を月に1度開催することにより情報の共有ができた。	今後も安心・安全な給食の提供を維持するために、現在取り組んでいるモニタリングを確実にし、情報共有をさらに固めていく。

② 給食センターの日常業務の円滑化 【学校給食センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
情報共有を行い連携の強化を進める必要がある。	月に1度、SPC企業での月次報告を行う「関係者協議会」を開催し、さらに運営企業とは毎日の業務の中で情報を共有しながら、連携することで理解が深まった。	今後も安心・安全な給食の提供を維持するために、運営企業との情報共有を更に深めながら、毎日の業務を確実に進める。

③ 旧給食センターの解体事業の実施 【学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
解体事業について取り組みを進めていく。	令和4年8月に解体工事を完了し、市長事務部局へ所管換えを行った。	待になし。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 43/45
基本方針16	社会教育施設の再編・整備	評価 (B)
施策(1)	社会教育施設の整備	

【施策の達成状況】

社会教育施設を安全で快適に利用できるよう再編・整備に取り組みます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」における生涯学習施設の改修・整備の実施	○実施	○実施	○令和4年度は「第2次公共建築物再生計画」に基づく改修・整備等は予定実施項目にはなかったものの、施設・設備の適切な維持補修を実施した。
				達成状況
小施策	① 社会教育施設の改修・整備の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会教育施設の改修・整備の推進【社会教育課・公民館・図書館・富士吉田青年の家】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
施設の老朽化や設備の経年劣化により、修繕・工事が必要な箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕、改修を進める。	<p>袖ヶ浦公民館において、屋上防水等改修工事設計業務委託を実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、公民館におけるトイレの洋式化工事や、公民館、図書館等における網戸設置工事を実施した。</p> <p>今後予定されている菊田公民館の機能集約、実花公民館及び東習志野図書館の建て替え(複合化)に向けて、今後の方向性を検討した。</p>	<p>引き続き、「第2次公共建築物再生計画」及び「生涯学習施設改修整備計画」に基づき、施設の改修・整備を進める。また、施設の老朽化や設備の経年劣化により、修繕・工事が必要な箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕等を進める。</p> <p>令和5年度から、富士吉田青年の家の長寿命化改修に着手するため、令和8年度の完了に向けて、適切に進行管理を行い、築75年まで施設を安全に継続使用できるよう努める。</p>

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 44/45
基本方針17	健康・体力を育むスポーツ施設の整備	評価
施策(1)	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)

【施策の達成状況】

スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう改修・整備を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
目標	スポーツ施設利用者アンケートにおける項目		
	①施設内の安全は確保されていると思いますかの質問で「はい・ふつう」と答えた人の割合	①97%	①97%以上
	②施設の総合的な満足度はいかがですかの質問で「満足・ふつう」と答えた人の割合	②96%	②96%以上
小施策	① スポーツ環境の整備、安全性の維持		達成状況 ○

【主な取り組みの成果と課題】

① スポーツ環境の整備、安全性の維持 【生涯スポーツ課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>新型コロナウイルス感染状況に応じて、利用時間の短縮や利用制限を実施した。その都度学校体育施設開放運営委員会を通じて利用団体へ周知してもらう必要があるため、引き続き運営委員会との連携を図る。</p> <p>秋津野球場・サッカー場等の再整備については、事業手法の検討、改修に係る費用の財源確保、関係団体との意見調整が課題となっている。</p>	<p>学校体育施設開放事業の安心安全な運営に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育施設開放事業を実施した学校数 16 小学校</li> <li>・学校プール一般開放事業を実施した学校数 5 校</li> </ul> <p>供用開始後10年が経過し、芝の摩耗により転倒のリスクが高まっていた芝園フットサル場人工芝の全面張り替えを行った。</p> <p>秋津野球場・サッカー場の再整備については、事業手法や改修に係る費用の財源確保の検討、利用団体との意見交換を行った。</p>	<p>限りある市の施設を有効に活用するため、引き続き小学校の校庭や体育館及び学校水泳プールの開放を実施し、市民がスポーツをする場を提供していく。</p> <p>老朽化したスポーツ施設を安全安心に利用できるよう、改修等に努める。</p> <p>秋津野球場・サッカー場の再整備については、事業手法、事業規模、費用対効果の検討を行いつつ、利用団体との意見交換を行っていく。</p>



政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 45/45
基本方針18	教育行政の効率的・効果的な展開	評価
施策(1)	教育委員会事務局の活性化	(A)

【施策の達成状況】

目標	教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○市民意識調査における教育施策に対する満足度で、満足・やや満足と回答した割合	○23.4%	○35%	○28.1% (R3市民意識調査) ※次回R6年度
				達成状況
小施策	① PDCAサイクルに基づく活動の推進 ② 広報活動の充実 ③ 学校事務との連携の強化 ④ 先進的な施策の研究 ⑤ 学校における働き方改革の推進			◎ ◎ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① PDCAサイクルに基づく活動の推進 【教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>今後は新様式の課題点を明らかにし、引き続き、改善を図っていく。</p>	<p>習志野市教育振興基本計画の前期最終年度の点検・評価を実施するにあたり、学識経験者や教育委員の方々からの意見も参考にしながら、PDCAサイクル及び、評価の根拠が明確になるように、さらに様式の改善を図った。</p>	<p>新様式による点検・評価の実施状況を踏まえ、各施策の課題を明確にし、引き続き改善を図っていく。</p>

② 広報活動の充実 【教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>イベントや行事の中止が多く、子どもたちの活躍を記事にできなかったため、次年度は多く紹介していく。</p>	<p>予定通りイベントやコンクール等が実施されたため、児童生徒の活躍に関する記事を多数掲載することができた。また、記事の内容は多岐に渡るが、多くの学校の教育活動に関する記事を掲載することができた。(小・中・高24校中21校掲載)また、直近では、生涯学習に関する記事を掲載し、少しずつ記事の内容に幅を持たせることができています。</p>	<p>できる限り、すべての学校の教育活動を最低1回は紹介できるようにする。 また、生涯学習に関する取り組みや各地域での取り組みについても、積極的に掲載し、「地域とともにある学校」を視点とした広報活動に努めていく必要がある。</p>



③ 学校事務との連携の強化【学校教育課・教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍にあって、共同実施が中止となることがあったため、指導・支援の機会が限定されてしまった。今後、共同実施の運営方法について、検討を進めていく必要がある。	統括主任による訪問指導を実施することで、若年層の事務職員が適切な事務処理やスクーリングを意識しながら業務に当たることができた。今年度より奮闘の相互検閲等に加え、複数校の事務の共同業務を行う取り組みにより、事務の効率化や業務改善を図ることができた。	若年層に加え、学校事務の経験が浅い随時的任用職員に対しても訪問指導を実施しており、統括主任の負担が大きい。今後の支援方法や内容を検討していく必要がある。共同業務で行う事務内容の精選や日程調整について、さらに検討が必要である。

④ 先進的な施策の研究【教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
点検・評価の実施方法の見直しを踏まえ、教育行政方針の在り方についても見直しを進める。	点検・評価の実施方法を改善することができた。 令和4年度の取り組みから見えてきた課題解決及び施策の推進を目指して教育行政方針を作成することができた。 次期習志野市教育振興基本計画の作成に向けて、国・県・他市の動向や情報収集に努めた。	国の第4期教育振興基本計画について研究するとともに、県の動向状況の情報収集し、課題及び重要視されている教育課題を把握し、本市の計画作成に向けて準備を進める。

⑤ 学校における働き方改革の推進【学校教育課・教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
職員の出退勤を把握して取りまとめる負担は軽減されたが、職員個々の勤務時間縮減を図る取り組みを一層進めていく必要がある。業務の一層のICT化、行事の見直し等を進めていく。	校長会議において教育課程の工夫による放課後時間確保及び80時間超が続く、もしくは100時間を超える超過勤務をした職員の産業医による面談実施を依頼した。 市費教員業務支援員をR4年度より3校に配置、 県費スクールサポートスタッフをR4年度は13校に配置した。 年度末に向け80時間を超えた超過勤務者が大きく減少した。	4月から6月に超過勤務者が多い状況がある。各学校が放課後の時間を確保できるよう働きかけていく。 ICT化を推進し、事務処理にかかる時間の一層の縮減に取り組む必要がある。

### Ⅲ 学識経験者からの意見聴取の結果

教育委員会が行った点検・評価案に対して、学識経験者からの意見聴取を行いました。いただいた御意見は令和5年度の教育行政方針の実施及び令和6年度の点検・評価の際に参考とさせていただきます。

基本方針	<p><b>1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 市立幼稚園、こども園は、施策の達成に向けて日々努力を重ねているが、達成状況が低く評価も「B」となっている。目標回数も年1回で高くない点において、次年度に向けて重点的に取り組む必要があるだろう。また、①で「市立こども園3歳児保育カリキュラム」に触れているが、「社会の変化に対応した幼児教育の推進」に向けての施策としては、幼稚園の4歳新入園児の減少の改善は急務であり、こども園での先行実施を踏まえた「幼稚園3歳児保育の実施」、少子化に伴う「縦割り保育カリキュラムの検討」を積極的に行うべきなのではないだろうか。本施策の受益者の拡大を図る必要がある。</li> <li>・ 各園とも研究や研修が継続的に進められていることは評価できる。今後は、各園での授業研究を相互に見合い、お互いに高め合う場を設定していくことも必要である。</li> <li>・ 施策(4) 特別支援教育では、各園とも講師を招いて積極的に取り組んでいることを評価したい。今後も、保護者のニーズを踏まえ、園児一人一人の実態に応じたきめ細かい保育を進めてほしい。</li> <li>・ 施策(5) 目標数値について、「全地域」とは全小学校において相互参観が行われているという意味なのか、不明瞭である。また、『習志野市接続期カリキュラム』について、ホームページで見える限り、事例が幼児期のアプローチカリキュラムになっており、小学校でのスタートカリキュラムの事例がない。県内では、我孫子市が、入学後の3ヶ月を実際に参観して年長の10月から小1の6月までの9ヶ月の『幼保小連携・接続カリキュラム』を作成している。文科省が示している「幼保小の架け橋プログラム」を参考に、資質・能力の育成の視点から『接続期カリキュラム』の充実を図り、スタートカリキュラムを含む資料編の作成を目標に加え、取り組んでいただきたい。</li> </ul>
------	---

基本方針	<p><b>2 子育て・子育て支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 子育てふれあい広場で、在園児との交流を図るなど工夫をされている。年200回の預かり保育の実施は大きな成果である。マンネリ化しないよう、園児が満足できるような場の工夫や教材教具の吟味等、今後も検討して取り組んでいくとよい。</li> <li>・ 成果指標の「幼稚園の長期休業中の預り保育実施割合」を達成していることから、今後の指標の見直しを課題としていただきたい。地域の親子とのふれあいや連携に対する評価から、地域の子育て支援センター的な役割を果たしていることが推察されるので、一層の拡充を図るための具体的な目標を設定する必要がある。</li> <li>・ 施策(2) 地域との連携については、今後もコロナ禍での実施方法を考慮しつつ、「地域の子どもは地域で育てる」ことを念頭に、園の様子を情報発信し、地域と交流できる場を設定してほしい。</li> <li>・ こども園が徒歩圏に整備されていない地域もあることから、幼稚園でも3歳未満児の親子や3歳児の利用を積極的に推進し、子育てに関する多様なニーズに応じる必要があるのではないだろうか。また、習志野市の幼児教育の質の高さは学会発表等でも示されており、その維持や向上を施策面でも支え、子育て中の市民に広く還元する必要があると考える。</li> </ul>
------	--

### 3 信頼を築く習志野教育の進展

基本方針

- ・ 施策(1) 目標値に対する実績値に関して、2項目の内1項目(不登校児童生徒数の割合)が目標値を大きく超えているにもかかわらず、評価が(A)となっているのはなぜなのかがわからない。そもそも「いじめ」と「不登校」は、未然防止策や対処の仕方が全く異なることから、同じ項目にすべきではないだろう。また、取り組み状況の記述にある成果を評価するためには、各学校における不登校児童の居場所の設置状況や不登校児童生徒における適応指導教室への参加率など、子供に必要な具体的な取り組みの推進が図られるような数値目標を追加すべきではないか。また、「いじめアンケート」については、具体的な実施人数(実施率)も重要なデータとなることから、明記した上で、未解決人数の割合を示していただきたい。
- ・ いじめ対策では匿名相談WEBアプリを取り入れたことにより、小学校高学年から中学3年生までの相談が増加し、具体策が効果的に機能した。今後はさらに、3・4年生にも広げてSOSの出し方教育をしてほしい。
- ・ 特別支援教育では、個々の実態に応じて適切な指導をしていくことが急務である。担任の専門性を高める研修や指導力の向上を目指した授業実践等を更に進めてほしい。
- ・ 施策(3) 教職員の指導力向上で、ICT活用研修にICTマイスター育成事業は的確な方策である。各校のICT活用が活性化し、児童生徒の情報活用能力の育成の一助となった。今度もICT活用事例の具体例を多く開発してほしい。

### 4 子どもの生きる力を育む教育の充実

基本方針

- ・ 施策(1) 目標の成果指標を全国学力・学習状況調査の結果のみとしていることについて、適切性の検討が必要なのではないだろうか。特にICTについて、関連研修の実施状況に関する成果目標があってもよいと考える。
- ・ 施策(2) (3) コロナ禍で阻まれていた豊かな心を育む教育と健やかな体を育む教育の再開に期待したい。ただし、子ども達の事態がコロナ禍以前とは異なることにも十分な留意が必要である。コロナ禍前に立てた成果指標や目標値が適切かについて、再検討が必要であろう。
- ・ 施策(3) コロナ禍で思うように体を動かしたり遊んだりすることができなかったが、だいぶ緩和されつつあるので、体育の授業や休憩時間を利用し、ゲーム等を取り入れ身体を動かす楽しさを子ども達に十分味わわせてほしい。
- ・ 施策(4) 食育については「キャロット計画」等、工夫がなされている。一方、成果指標とのつながりが不明である。さらに朝食を食べる割合が中学校で基準値に満たないことに関する課題としての記述や方針がない。この指標によって何を評価しようとしているのかを再検討する必要があるだろう。
- ・ 施策(5) 特色ある学校づくりについては、進展状況の評価に適した指標となっているか、再考を要する。指標の達成率が100%であることから、指標を変更し、各校の第三者評価の数値を活用することも考えられる。
- ・ 習志野市にある歴史的な教育環境や豊かな自然等がある。本当に教育環境を生かした教材の開発がされているのか、今一度、教科を横断して単元を考えていく必要がある。



## 5 子どもを未来につなげる教育の展開

基本方針

- ・ 施策(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開の指標として「学力学習状況調査」と「学力テスト」の結果を取り上げている点について、説明が必要である。教師は資質能力の3つの柱の1つとして指導評価を行っているはずであることから、実態調査への協力も考えられる。
- ・ インターネットが日常生活の中心になっている児童生徒に書籍や辞書をじっくりと調べることの大切さを学校でしっかり教えていく必要がある。創造力や探求心を育てるためにも、是非授業に取り入れてほしい。
- ・ 施策(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育については、小学校での英語教育の実態や研修等の取り組み状況についての記載がほしい。
- ・ 国際社会を生きる資質・能力を培うためにも、小・中学校の英語教育のスムーズな連携が不可欠である。小・中学校間での推進協議会を今後も計画的に進めてほしい。英語で話す能力を身につけさせるためにも、ALTが常勤できるような指導体制を望む。
- ・ 施策(3) タブレットの活用は十分ではないが、徐々に改善されているという実態がわかりやすい数値が示されている。研修だけでなく先進的な取り組みを行っている小学校の公開研究会への参加が有効である。
- ・ 施策(4) 各学校が実施している保護者引き取り訓練の際、教師が各地区の危険箇所を確かめ説明してはどうか。通学路の危険箇所のマップ等、まちづくり会議等で配付し地域と連携を図ってほしい。

## 6 魅力ある市立高校づくり

基本方針

- ・ 施策(1) 現役での進路決定率が即ち進路の実現を示しているとは言い切れないことから、進路に対する満足度を調査することが望ましい。
- ・ 国際社会で活躍できる人材の育成のためにも、海外語学研修を是非進めてほしい。語学研修に意欲的な生徒には、1年間留学できるようなシステムを構築してはどうか。
- ・ 施策(2) 成果指標として「学校評価アンケート」の肯定度や満足度を取り上げているのはわかりやすい。アンケート項目に地域とのつながりを問う項目を設ければさらに明瞭となる。美爆音が話題になるなど、市民の地元意識や愛着心の向上にも貢献していると思われる。高校時代をコロナ禍で過ごした学生達が、大きな喪失感を持っていることから、行事の再開報告は朗報であり、一層の充実を期待したい。
- ・ 習志野高校の生徒が、各種の大会で活躍している姿は子ども達の憧れでもある。また、福祉コンサートや各地域での催しなどに積極的に取り組んで、地域の人々と交流している姿は好感がもてる。今後もさらに、地域と共にできる活動を推進してほしい。

## 7 生涯学習推進のまち習志野の推進

基本方針

- ・ 施策(1)～(4) 団体数、人数等、成果指標が具体的な数値で示されているのがわかりやすいが、基準値や目標値との差についてのコロナ禍の影響がわかりにくい。前年比等、経年変化の併記を期待したい。また、本市には各地域に児童館がないことから、18歳までの若者世代の社会教育の場としての利用促進が求められる。そうした視点からWi-Fi環境や音響等の施設面を見直してもらいたい。利用者の年代比率の把握を行い、社会教育を次世代に引き継ぐ努力を行ってもらいたい。40年以上子育てサークルの指導を行っているが、子育て世代がサークル運営を行う際の負担軽減についても検討していただきたい。指定管理に対する評価についても、市民が参画できるような仕組みをつくるのが大切である。
- ・ 施策(1) 広く市民に知ってもらう手立てとして、公民館での活動の様子をICTを活用して、市のホームページ等で常時見られるような工夫をしてはどうか。
- ・ 小学校の学級用として作成した朝読書用図書セットは具体的な取り組みとして功を奏した。できれば、各校に1セットずつ24セットを作成して、回し読みすればより多くの児童生徒が読むことができると思うので、更に進めてほしい。
- ・ 施策(4) 電子書籍での貸し出しは時代のニーズにあった効果的な貸し出し事業である。小中学校の児童生徒にも周知し、より推進してほしい。



## 8 芸術・文化活動の振興

基本方針

- ・ 施策(1) 成果指標の開催回数は目標値をすでに上回っているため、指標の見直しが必要である。習志野文化ホールの長期休館を機に、これまでの45年間を整理し、市のホームページでいつでも閲覧できるようにしてほしい。最後の演奏会のURLを掲載することも可能であろう。また、習志野市は、日本画の時田氏の他にも、美術館に作品が収蔵されているような作家を輩出している。彫刻においては、県展でも中心となって活躍した作家が複数おり、作品も市内に点在している。いずれも市民の力を得てホームページの作成ができるのではないかと。習志野の芸術・文化のホームページを作成し、その閲覧回数を指標にすることも考えられる。
- ・ ICTを活用して、インターネットで芸術作品を鑑賞できるようにしたことは大変効果的である。さらに進めて、市役所で展示する子ども達の書道や絵画作品等もICTを活用してホームページ等で公開することで、より多くの人が見ることができ、子ども達も学ぶ機会になると考える(指導課へ要望)

## 9 文化財の保存と活用

基本方針

- ・ 施策(1) 文化財の活用については、学校教育との連携促進が必要である。指標である入館者数はわかりやすいが、学校との連携数なども指標とし、小学校の総合学習、夏休みの自由研究、中学校の探究活動にどのように貢献できるかを検討し、積極的に情報発信していくことが期待される。
- ・ 近隣の市には、郷土資料館があり、子ども達の学習に効果をあげている。習志野市にも是非、郷土資料館と同等の場所を確保し、埋蔵文化財や昔の道具等展示できるような場を確保してほしい。空き教室を改装することはできないか。

## 10 青少年健全育成の推進

基本方針

- ・ 施策(1) 子育て世代は対面での会議への出席が難しい場合も少なくない。会議についてもオンラインでの参加が可能な状況を作る必要がある。
- ・ 施策(2) タブレットの普及に伴い、家庭や地域でのネットトラブル回避の対策が必須であるが、そのために集まる余裕がないのが現状であろう。出張授業をオンデマンドで視聴できる環境整備が求められる。
- ・ インターネットトラブルを未然に防ぐためには、児童生徒に向け、講師を招聘して学習させていくことが必要である。各学校に呼びかけ、計画的に取り組んでほしい。また、情報モラルについて、保護者への講演も進め、保護者の役割を明確にしてほしい。
- ・ 施策(3) 実績値の減少に理由が併記されているのはわかりやすい。少子化の影響も考えられるので、コロナ禍による利用減が改善した際には児童数における比率等の併記も必要となる。
- ・ 富士吉田青年の家の周囲は素晴らしい自然環境がある。是非、中高生の校外学習として利用できるよう、より多くの具体的な活動例を示し、各学校にアピールしてほしい。
- ・ 施策(4) 放課後子供教室の開設は大きな成果である。全校での実施に向けて、近隣公民館とのコラボレーションを検討してはどうかと考える。新たなボランティアを募集するだけでなく、既存サークルに協力を求めているだろうか。

## 11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

基本方針

- ・ 施策(1) 市民アンケートの結果を指標とするのは実態がわかりやすいが、毎年データが得られないのであれば、他の指標も必要なのではないか。
- ・ 子ども達は余暇を室内で過ごし、ゲームやYoutubeに夢中になっている現状がある。野外でのスポーツ等の活動に積極的に取り組めるような手立てが必要であり、活動できる場の提供として、親子参加のスポーツは効果がある。例えば、ニュースポーツのやり方等、各学校の業間体育を利用して紹介する機会を設けて、普及を図ることも一つの手立てではないか。

	<p>12 家庭教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1)については、ネット配信に加えて、GoogleForm等簡易なアンケート機能を使ってニーズの把握に努める必要があるのではないかと考える。</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(2)の指標がわかりやすい。多様な取り組みが蓄かれており、成果が現れにくい施策ではあるが、相談が解決の第一歩なので、引き続き取り組みを続けていただきたい。</li> <li>・ 長欠・不登校の児童生徒はなかなか減少しないのが現実である。今後も各校に訪問教育相談で出向き、一人一人の実態とニーズを十分把握した上で、親子とどうかかわり指導していくか関係機関と連携して進めていく必要がある。ICTを活用して、自宅でも学習できるよう体制づくりを考慮してはどうだろうか。総合教育センター所員の専門性を生かして、是非取り組んでほしい。</li> </ul>

	<p>13 地域に開かれた学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1)においては、ホームページに関する業務が教員の過度の負担につながらないように配慮が必要である。</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(2) 学校運営協議会については、設置の経緯から考え、実質的なものになっているかを検証する必要がある。構成員の人的資源を情報公開に活用することも考えられる。</li> <li>・ 学校運営協議会がなぜ必要なのか、その根本を周知し、十分に理解してもらった上で人選し、学校・家庭・地域が子ども達をよりよい環境で育てるために連携協働して取り組めるような運営協議会を考えてほしい。決して会議が形骸化しないように、各学校で年度計画を立て、進めていく必要がある。</li> </ul>

	<p>14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1)補導数の増加についての説明があり、わかりやすかった。補導数の増加が必ずしも悪化を意味していないので、数値をいかに評価するかは今後の課題となる。</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年センターと青少年補導委員との街頭補導等、地道な努力が実り、大事にいたらない状態を保っており、今後も子ども達のために一層補導を進めて頂きたい。SNS利用に関する情報の正しい使い方等を児童生徒に熟知させるよう、各学校と連携を図り、計画的に進めてほしい。</li> </ul>

	<p>15 安全で潤いのある学校環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 教育環境の整備に関する評価を、こども園の開設率だけを指標として行うのは(前年度も指摘したが)問題がある。施策(3)のようにアンケートによる評価を行うなど、整備の方向性についても利用者から示唆を得るようにしたい。また、現在の幼稚園在園児と保護者への配慮も課題である。潤いのある教育環境を維持するためにも、在園児数の減少の歯止めを各園の努力に任せるのではなく、教育委員会として、習志野市の優れた幼児教育をより多くの市民に還元し、人的資源を活用できるよう、暫定的にでも3歳での入園等の対策を講じるべきなのではないだろうか。</li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(2) 指標にトイレの改修を取り上げているが、施策(3)のようにアンケートによる評価を行う必要があると思われる。(3)(4)も含め、施設の老朽化対策を順次適切に行うためにも、(4)の鹿野山自然の家施設のように満足度等の調査を行うのが望ましい。</li> <li>・ 施策(2)で小中学校の教育環境の整備は計画的に進められているが、トイレ改修だけは早急に100%になるよう整備を進めてほしい。公民館、総合教育センター等も「わくわく学びランド」で子ども達も使用するの、部分的でも改修してほしい。</li> </ul>

### 16 社会教育施設の再編・整備

基本方針

- ・ 施策(1)については、利用者の理解が欠かせない。利用に影響がある整備については、早期に情報を共有し、社会教育を受ける権利を侵害することのないような配慮が必要となる。
- ・ 社会教育施設をできるだけ長く存続させるためにも、修繕箇所はできるだけ早急に修理して、市民が安全に安心して利用できるよう、今後も計画的に進めてほしい。

### 17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備

基本方針

- ・ 施策(1)の評価について利用者アンケートを指標とするのはわかりやすい。集計が間に合わないとのことだが、今後は昨年度の数値と経年変化を示すようにしたい。
- ・ 秋津サッカー場の再整備については、今度も利用団体と意見交換を進めると共に、広く市民の声もパブリックコメント等を利用して吸い上げてほしい。

### 18 教育行政の効率的・効果的な展開

基本方針

- ・ 施策(1)については、このような点検・評価を行い、毎年意見を聴取し、様式の改善や取り組みの活性化を図っていることはたいへん意義深く高く評価される。一方、成果指標のいくつかについて改善の余地があるのではないかと提案や接続期カリキュラムに関する先進的な取り組み事例の紹介等をさせていただいた。記載内容には、実現可能性が低い内容も含んでいることは了解しているが、保幼小の養成教育に携わり、自分自身と子育ての両方で幼稚園から中学校まで習志野の教育にお世話になり、現在も社会教育に40年以上関わっている立場から、意見を述べさせていただいた。今後も情報公開と多方面からの意見聴取を行うこと、また習志野の教育と教育行政の一層の充実を祈念している。
- ・ 基準値を設定したり、小施策での評価を取り入れたことで、より評価が明確になった。ただ◎と○の評価基準等、それぞれの部署で決めて評価するとよいのではないかと。更に毎年Bと評価される施策は、限りなくAに近づけるよう、具体的な手立てを講じる必要がある。今後の課題が明確になり、方向性がはっきりしてきた。
- ・ 一層の働き方改革の推進が必要である。教員の過重労働時間を解決し、魅力ある教師の姿を掲げることで教員不足の解消につながるよう考えていくことが急務である。部活動以外の外部人材活用を促進させるとともに、ZOOM等を利用して出張を少なくし、児童生徒と向き合う時間の確保に努めてほしい。



## 資料1

### ○習志野市の教育課題（平成26年度～令和2年度）

習志野市教育委員会では、「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）」の策定にあたり、文部科学省や千葉県教育委員会の理念や施策、前「教育基本計画（平成26年度～令和元年度）」、市民意識調査の実施状況などを踏まえ、本市の教育課題として以下を抽出し、市民の皆様の理解と協力を得ながら、課題解決に邁進しております。

学校教育		生涯学習	
課題1	「地域の風がいきかう学校づくり」の推進 (地域に開かれた学校教育の確立)	課題1	新しい公共の形成をめざす社会教育の推進(一市民、一ボランティアの確立)
課題2	「確かな学力」を育成する教育の推進 (生きる力→知の確立)	課題2	市民の学びを支援する公民館・図書館活動の推進(一市民、一文化の確立)
課題3	豊かな心を育む教育の推進 (生きる力→徳の確立)	課題3	芸術と文化の薫る都市“習志野”の推進 (一市民、一文化の確立)
課題4	健やかな体を育む教育の推進 (生きる力→体の確立)	課題4	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 (一市民、一スポーツの確立)
課題5	いじめ、不登校の未然防止・解決を目指す教育の推進(人間関係力の確立)	課題5	次代を担う青少年の健全育成の推進 (青少年の心と体の伴った成長の確立)
学社連携	「家庭・地域の教育力の充実」 (家庭教育・地域で子どもを育てる環境づくりの推進)		



習志野市教育委員会では、令和2年3月に「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標とする「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」を策定いたしました。

基本目標の実現に向けた4つの【政策】及び18の【基本方針】に基づき、学校・家庭・地域社会が連携・協働して、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての世代の市民が夢をもって学習活動に取り組むことができる生涯学習の構築に努めてまいります。

## 「習志野市教育振興基本計画」における 4つの【政策】及び18の【基本方針】

### 【政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進】

#### 〔幼児教育の向上〕

- 基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上  
2 子育て・子育て支援の充実

#### 〔学校教育の向上〕

- 基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展  
4 子どもの生きる力を育む教育の充実  
5 子どもを未来につなげる教育の展開  
6 魅力ある市立高校づくり

### 【政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進】

- 基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進  
8 芸術・文化活動の振興  
9 文化財の保存と活用  
10 青少年健全育成の推進  
11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

### 【政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進】

- 基本方針 12 家庭教育力の向上  
13 地域に開かれた学校づくり  
14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

### 【政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備】

- 基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備  
16 社会教育施設の再編・整備  
17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備  
18 教育行政の効率的・効果的な展開

## 令和4年度 習志野市教育行政方針

「令和4年度 習志野市教育行政方針」は「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」の年次計画に相当し、令和4年度における重点を示すものです。(○は継続、◎は新規)

政策 基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策 I 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 未来をひらく教育の推進	(1)社会の変化に対応した幼児教育の推進	
	① 主体性を育む教育課程を編成します。	こども保育課
	○ 主体性を育てる計画的で創意工夫のある環境づくりに努めます。	
	○ 幼稚園教育要領等を踏まえ、次代の要請に応じた教育・保育を推進します。また、市立こども園における3歳児の保育カリキュラム及び教育課程の検証・見直し・改善を行います。	
	② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動を展開します。	こども保育課
	○ 発達の特性を踏まえ、見通しをもった指導計画の実践・見直し・改善に取り組みます。	
	③ 体験を重視した教育活動を行います。	こども保育課
	○ 豊かな自然環境の中で幼児がさまざまな事象に興味や関心をもち、充実感を味わえる教育活動を行います。	
	④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動を行います。	こども保育課
	○ 絵本の読み聞かせ、図書館との交流、ボランティアによるお話会等を通して、幼児期における言語環境を整え、豊かな感性や言語表現能力を育てます。	
⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修を推進します。	こども保育課	
○ 職務別研修、保育実践研修、新任者研修、幼保合同特別研修等を計画的に実施します。		
○ 各園の研究テーマに向けて園内研究や公開研究会を実施し、よりよい指導方法を学び、指導力の向上を図ります。		
○ 各園の課題を踏まえた研究研修の充実のため指導主事が要請により訪問します。		
◎ 園内研究や研修において、より学びが深まる効果的なICT活用を推進します。		
(2)「健康な心と体」を育てる教育の推進		
① 健康な心と体を育む身体活動を推進します。	こども保育課	
○ 幼児期運動指針を踏まえ、楽しく体を動かす環境づくりや指導法の工夫に努めます。		
○ 健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。		
② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実を図ります。	こども保育課	
○ 幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。		
③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実を図ります。	こども保育課	
○ 新しい生活スタイル<習志野市版>に基づき、幼児自身が感染予防の必要性を理解できるよう、発達に合った指導を繰り返し行い、感染予防に対する習慣の定着に努めます。		

政策 基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	<p>(3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進</p> <p>① 安全教育を推進します。 ○ 防災マニュアルの内容の見直しや改善を図り、避難訓練、防災訓練を計画的に実施します。</p> <p>② 安全管理を推進します。 ○ 訓練や日々の生活を通して、危険予知、危険回避が身につくように、幼児が理解できる安全教育を実施します。</p> <p>(4) 特別支援教育の推進</p> <p>① 特別支援教育の更なる充実を図ります。 ○ 特別支援児を含む学級の教育・保育の質的向上を図るため、指導主事と臨床心理士による訪問支援を実施します。</p> <p>② 関係機関との連携と研修体制の充実を図ります。 ○ 特別支援コーディネーターを中心に幼児の困り感や対応について学び、支援の強化に努めます。 ○ 就学及び特別支援に関する研修や、相談活動の充実と保護者支援に努めます。</p> <p>(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進</p> <p>① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。 ○ 各地域における幼保小の連携の一層の推進に努めます。 ○ 幼保小相互の教育・保育に生かす研修会の充実に努めます。 ○ 『習志野市接続期カリキュラム』を活用し、小学校への円滑な接続に向けて各園・学校が連携して取り組みます。</p>	こども保育課  こども保育課  こども保育課  こども保育課  こども保育課  こども保育課 指導課
子育て・子育て支援の充実	<p>(1) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進</p> <p>① 家庭・地域での子育て支援を推進します。 ○ 幼児の変化や保護者の様子から、虐待の兆候の早期発見に努め、関係機関と連携を図ります。 ○ 地域のボランティアとの連携により「子育てふれあい広場」や園独自の施設開放の充実を図り、地域の子育て支援を支えます。</p> <p>② 預かり保育の内容の充実を図ります。 ○ 年200日以上の子育て支援の実施を継続し、保護者のニーズにこたえていくとともに、幼児の一日の生活の流れに配慮し、安定した豊かな時間を過ごせるように環境の工夫に努めます。</p> <p>(2) 家庭・地域との連携の強化</p> <p>① 地域に根ざした園づくりを推進します。 ○ 地域の行事に参加することで地域を知り、地域に根ざした園経営に努めます。 ○ 家庭、地域に信頼される幼稚園運営に向けて、関係者による評価を教育・保育の見直し・改善に反映するように努めます。 ◎ ICT等を活用し、教育活動の理解につながる家庭への効果的な配信に努めます。</p>	こども保育課  こども保育課  こども保育課

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ	3	<p>(1)いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展</p> <p>① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心の安全・安心の確保を考え、心のアンケートの実施結果による、教育相談を学期に1回、年3回以上実施します。また、日頃からの児童生徒の様子を注視し、躊躇なく相談ができる体制を作ります。また、生徒指導巡回相談員の訪問指導及び指導主事による毎学期末の学校訪問を通じて、生徒指導上の課題協議を実施します。</li> <li>○ 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解を重点に行っていきます。</li> <li>○ 教員と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基盤に、一人ひとりが自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実現します。</li> </ul> <p>② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導の方針や重点目標及び生活行動等の基準を明確にするなどして作成した年間生徒指導計画に基づき、教員間の共通認識を深め、具体的な指導がされるよう生徒指導体制の充実を図ります。</li> <li>◎ 生徒指導に関する校内研修の充実を図ることや、生徒指導巡回指導員が学校を訪問して教員への指導・助言を行うことなどを通して、教員の指導力向上に努めます。</li> <li>○ 登校しぶり、不登校児童生徒について、訪問相談を通して本人・保護者の気持ちに寄り添い支援に努めます。</li> <li>○ 保護者の理解・協力を得ながら、総合教育センターと学校が連携して不登校児童生徒への対応に取り組みます。</li> <li>○ 学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、学校及び指導課・総合教育センター・子育て支援課等の連携の充実を図ります。</li> </ul> <p>③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間3回の「習志野市いじめアンケート」を実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において組織的に早期対応することを徹底します。</li> <li>○ 「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、市立小・中学校・高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する団体の連携を図り、いじめの未然防止策や解決策などについて協議し、その成果を学校に還元します。</li> <li>○ いじめ防止に向けて、児童生徒間の信頼関係を築けるよう、児童生徒が中心となって行ういじめを防止する活動を推進し、各校での実践を23校で共有できるようにして、自校での実践に生かしていく取り組みを進めます。</li> <li>○ 児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センターが連携し、いじめの早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制をつくります。また、いじめメール相談では、全児童生徒が持つタブレット端末を使い、総合教育センターとメールの双方向のやりとりができるようにし、一人ひとりと確実につながる仕組みを整えることで、一層の充実を図ります。</li> </ul>	<p>指導課</p> <p>指導課 総合教育センター</p> <p>指導課 総合教育センター</p>



政策 基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策 I 信頼を築く習志野教育の進展 未来をひらく教育の推進	(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	
	<p>① 特別支援教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校全体として特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮やユニバーサルデザインの活用、早期発見・早期対応の体制が充実するよう、校内委員会と関係機関との連携・協力を推進します。</li> <li>○ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づき、特別支援教育に係る学びの場の充実を図ります。</li> </ul>	指導課
	<p>② 就学に係る校内委員会等の機能の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。</li> <li>◎ 就学相談の中では、総合教育センターや指導課の専門性を活用して、保護者や学校に対して適切な情報提供や指導の充実を図ります。</li> </ul>	指導課
	<p>③ 発達障がいなどに対する支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携強化に努めます。</li> <li>○ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の活用を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、保護者や関係機関との連携を深め、児童生徒一人ひとりのニーズを踏まえた指導・支援の充実を図ります。</li> </ul>	指導課
	<p>④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級種を問わずすべての教員が専門的な知識を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。</li> <li>○ 交流及び共同学習は、社会性を養い豊かな人間性を育んだり、教科等のねらいの達成を目的としたりしながら、多様性を尊重する機会となっています。共生社会の形成に向けて、個別の指導計画を活用し、目的・意図を明確にした交流及び共同学習の取り組みを推進します。</li> </ul>	指導課
	<p>⑤ 支援員の適切な配置に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や学級、個人の支援を要する状況に応じて、適切な配置を行うとともに、支援員の資質向上と教職員と支援員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。</li> </ul>	指導課
	(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	
	<p>① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員自らが、自主的に取り組む子どもの生きる力を育むための研修体制づくりを進めます。</li> <li>○ 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本を身に付けられるようし、教職員としての指導力の向上を図ります。</li> </ul>	総合教育センター 指導課
	<p>② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタル教科書・教材による授業力の向上と学力向上のための学習方法について支援します。</li> <li>◎ 各教科ごとに、具体的なタブレット端末の活用事例集を作成します。</li> <li>○ 児童生徒のニーズに対応して教育相談や特別支援教育、情報活用能力の育成など、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。</li> </ul>	総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	<p>(1) 確かな学力を保障する教育の推進</p> <p>① 個に応じた指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一斉授業を基本とし、知識や技能を習得する活動と思考し判断し表現する活動とを関連させて学習の充実を図ります。また、ねらいを達成するための効果的な発問を重視するとともに、構造的な板書やノート指導をとおして「わかる・できる授業」の充実に努めます。</li> <li>○ 児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。</li> <li>○ 日本語を母語としない児童生徒の困り感に応じて言語・文化指導者を派遣し、言語及び学校生活への適応の援助をすることで、個に応じた指導の充実に努めます。</li> <li>○ 1人1台のタブレット端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒の個に応じた学習を推進します。</li> </ul> <p>② 指導と評価の一体化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人ひとりにきめ細かく対応できるようにしていきます。</li> <li>○ 文部科学省で取り組み始めている「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」等を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。</li> </ul> <p>③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 習志野市学力向上推進委員会において、全国学力・学習状況調査の結果分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、明らかになった課題に対応した指導方法の改善策を教務主任研修や教科会議を活用して市内各小・中学校に周知するとともに、学校訪問で指導主事が指導します。</li> </ul> <p>④ 緊急時における学びの保障を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症や自然災害等により通常の登校ができない時には、学習機会の確保の1つとして1人1台タブレット端末を活用し、オンラインで家庭と学校をつなぎ、児童生徒の学びを止めないよう努めます。</li> </ul>	指導課 総合教育センター
		<p>(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進</p> <p>① 豊かな体験活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校の「鹿野山セカンドスクール」や中学校の「富士吉田自然体験学習」などの活動内容の改善を図り、友だちと協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じて感動あふれる体験活動を支援します。</li> <li>◎ 鹿野山セカンドスクール事業における豊かな自然体験学習の機会を確保するために、各関係機関と連携し、実施形態の改善を図ります。</li> <li>○ 児童生徒の豊かな体験を実現するために、富士吉田青年の家における、宿泊自然体験学習施設としての可能性を検討していきます。</li> <li>○ 教職員を対象とした幼稚園・保育所(園)・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学习を更に充実させます。</li> </ul>	指導課  総合教育センター 指導課  総合教育センター  学校教育課 指導課 こども保育課 総合教育センター 鹿野山少年自然の家







政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 子どもを未来につなげる教育の推進	5	<p>(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開</p> <p>① 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活や社会と関連付けた単元や題材を設定したり、深い追究が生まれるような課題を提示したりして、児童生徒が自ら問いをもつ学習を充実させるなど、主体的で対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力や人間性の涵養に努めます。</li> <li>○ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、言語活動や実践的・体験的な活動等を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することを目指します。</li> <li>○ カリキュラム・マネジメントと関連付けた授業形態や指導方法を工夫し、情報活用能力の育成を図る単元・題材を設定するよう努めます。</li> </ul> <p>② 読書教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「習志野市子どもの読書活動推進計画(2019~2025)」に基づき、実践を進めます。また、学校図書館の利活用促進と整備を図り「優秀図書館」「いつでも利用できる図書館」を目指します。</li> <li>○ 古い図書を更新に取り組みます。</li> </ul>	指導課
		<p>(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開</p> <p>① 個に応じた進路指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯学習の基礎として、また、将来に向けた人生設計へと発展していくために、児童生徒一人ひとりが自分の能力・適性や可能性を把握し、主体的に進路を自己選択できる資質・能力の育成を図ります。</li> </ul>	指導課
		<p>② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大きく変化していく社会を児童生徒が逞しく生きていく力を育むために必要な、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を、学校の教育活動全体を通して身に付けさせます。</li> </ul>	指導課
		<p>③ 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養うなど、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。</li> <li>○ 総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。</li> </ul> <p>④ 平和教育・環境教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、習志野市原爆被害者の会と連携した「被爆体験講話」の実施やDVDの視聴等により、児童生徒の平和意識を高めます。</li> <li>○ 指導主事による教科指導や研修を行い、総合的な学習の時間を核としながら、各教科等横断的にSDGsに対する児童生徒の知識・理解を深めるとともに、持続可能な社会の創り手を育成します。</li> </ul>	指導課

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課		
政策Ⅰ	子どもを未来をひらく教育の推進	未来をひらく教育の展開	5	(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	
				<p>① 1人1台タブレット端末の効果的な活用を図ります。</p> <p>○ ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時における学習保障(オンライン授業)のためのICT機器の活用を推進します。</p> <p>② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実を図ります。</p> <p>◎ 全小中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、ICT支援員による支援の更なる充実を図ると共に、指導主事、ICT学習指導員による、教員の授業力の向上に努めます。</p> <p>◎ 各小・中学校のICT活用を推進するリーダーを育成し、各校におけるOJTによる研修の充実を図ります。</p> <p>③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実を図ります。</p> <p>○ 教員のICT機器を活用した指導力の向上を図るため、学校への支援とICTに特化した実践的な研修を実施します。各教科ごとに、具体的なタブレット端末の活用事例集を作成します。</p> <p>(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開</p> <p>① 安全管理を徹底します。</p> <p>○ 各学校にて危機管理マニュアルを見直し、教職員の役割分担を明確化します。安全教育の充実の観点から、その取り組み評価をPDCAサイクルの視点で改善を図ります。</p> <p>○ 地域と連携した実効性のある防災訓練を実施します。</p> <p>○ 通学路安全対策協議会を設置し、学校、市役所街路整備課・防犯安全課、習志野警察署、教育委員会が連携し、通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検と安全教育を行います。</p> <p>② 安全教育を推進します。</p> <p>○ 児童生徒等が災害時に自らの命を守るために主体的に行動できるように教育活動全体を通して、生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めます。</p> <p>○ 地域や学校差が無いよう、学校安全計画に則り、安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図ります。</p>	<p>総合教育センター 指導課</p> <p>総合教育センター</p> <p>総合教育センター</p> <p>学校教育課 教育総務課</p> <p>学校教育課</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	6 魅力ある市立高校づくり	<p>(1)多様な高校教育の一層の充実</p> <p>① 充実した学校生活を送るための取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員の外部教科研修を実施し、生徒個々に応じた学力向上に資する指導力アップに努めます。</li> <li>○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、学びの質の向上を目指します。</li> <li>○ 生徒の多様な進路希望を実現させるため、計画的な進路指導を行うとともに、生徒一人ひとりのニーズに対応できる体制を築き、きめ細かい進路指導に努めます。</li> <li>○ 新しい大学入試制度を踏まえ、多様な進路に対応できるよう「進路ガイダンス」の内容を充実するよう取り組みます。</li> <li>○ 部活動を通して、努力することの大切さ、困難に立ち向かう精神力、相手を思いやる豊かな心を身に付けられるよう取り組みます。</li> <li>○ 家庭学習の充実とリモート授業に対応するため、ICT機器や動画教材活用の推進を目指します。</li> </ul> <p>② 魅力ある学校づくりへの取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文武両道を推進し、学力の向上と部活動の活性化を図り、次世代を担う優秀な人材の育成に努めます。</li> <li>○ 海外語学研修や国際交流事業に積極的に参加できる体制づくりを目指します。</li> <li>○ より専門性の高い学習に取り組めるよう、地域の大学や研究機関と連携し、授業や実験を行います。</li> <li>○ スクールカウンセラーとの連携を図り、生徒や保護者が安全で安心な学校生活を送れるよう、教育相談体制を充実させ、いじめ問題等の未然防止と早期発見に取り組みます。</li> <li>○ 進路説明会やホームページ等を有効に活用し、本校の教育活動をPRすることで「選ばれる学校」を目指します。</li> </ul>	<p>習志野高校</p> <p>習志野高校</p>
		<p>(2)地域や社会に開かれた高校づくりの推進</p> <p>① 地域に開かれた学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ミニ集会・学校関係者評価委員会、学校評議員委員会の協議を通じて、地域から信頼される開かれた学校づくりを目指します。</li> <li>○ 授業公開を積極的に実施し、多くの地域、保護者の評価や意見を参考にした学校運営を目指します。</li> <li>○ 学校行事や保護者向け進路講演会などを実施し、多くの意見がいただけるようにします。</li> </ul>	<p>習志野高校</p>
		<p>② 地域との連携と交流を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部活動を中心として、老人福祉施設や保育園などの行事に参加し、交流を通じて思いやりの心の醸成に努めます。</li> <li>○ 学校や地域の環境美化活動を通じて、豊かな心の醸成に努めます。</li> <li>○ 教職員の異校種交流を進め、相互理解を深めます。</li> <li>○ 外部団体との連携を図るとともに、地域人材を活用した学校の活性化を図ります。</li> </ul>	<p>習志野高校</p>

政策 基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進のまち習志野の推進	<p>7 (1) 学習機会の充実</p> <p>① 公民館講座の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施します。</li> <li>○ 多様な学習課題に対応した講座を実施するとともに、大学や企業、地縁組織との連携による講座を実施します。</li> <li>○ 公民館の学習情報をホームページに掲載するとともに、自宅など、公民館から離れた場所でも講座を受けられるよう、情報機器を活用したりリモート講座に取り組みます。</li> </ul> <p>② 図書館資料の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民のニーズに基づいた資料整備と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するための多様な情報源の整備と周知に取り組みます。</li> </ul> <p>③ 公民館と図書館が連携した事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動・交流の場である公民館と知識・情報の入手の場である図書館が連携した事業を実施し、市民の活動の場と幅を拡大させます。</li> </ul> <p>④ 習志野市民カレッジの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の自発的な学習活動を支援するため、習志野市民カレッジの充実を図ります。</li> </ul> <p>⑤ 子どもの読書活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進します。</li> <li>○ こどもと中高生向けのフロアを備えた中央図書館の機能を活かし、関係機関と連携しながら事業を推進します。</li> </ul> <p>(2) 学習成果の活用</p> <p>① 学習成果を生かす場の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図るとともに、学習成果を発表する場の提供に取り組みます。</li> </ul> <p>② 地域における人材(コーディネーター)の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民カレッジ卒業生を中心に、地域活動を推進する人材(コーディネーター)の育成に取り組みます。</li> <li>また、サークルや団体等が学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、サークルや人材の育成に取り組みます。</li> <li>◎ 全ての施設整備が完了したプラッツ習志野において、各施設が連携したイベント、活動を実施し、市民の新たな出合いや交流の促進、にぎわいを創出します。</li> </ul> <p>(3) 社会教育指導者の確保と養成</p> <p>① 指導者の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加します。</li> <li>また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者を配置します。</li> </ul>	<p>公民館</p> <p>図書館</p> <p>社会教育課 公民館・図書館</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課 図書館・指導課 学校等</p> <p>社会教育課 公民館・図書館</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課 公民館</p>



政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進 のまち習志野の推進	7	<p>②指導者の養成に努めます。</p> <p>○専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。</p> <p>また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導を行います。</p> <p>(4) 自主自立課題解決型社会の推進</p> <p>① 自主活動(サークル活動等)の場の提供を図ります。</p> <p>○市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。</p> <p>② 図書館機能の充実を図ります。</p> <p>○市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備や情報提供に努めます。</p> <p>◎市民が図書館に来館しなくても読書活動が行えるよう、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業に取り組みます。</p>	<p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>図書館</p>
	8	<p>(1) 芸術・文化活動の振興</p> <p>① 文化振興計画に基づいた事業の推進を図ります。</p> <p>○「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図りながら文化芸術事業を推進します。</p> <p>○文化事業に関するホームページの充実と情報の一元化を図り、分かりやすく、情報を入手しやすいよう引き続き整備します。</p> <p>◎習志野文化ホールの休館(令和5年度)を見据え、休館中の芸術文化振興及び活動支援について検討します。</p> <p>② 市民参加行事の充実を図ります。</p> <p>○公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。</p> <p>③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。</p> <p>○本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野文化ホール」が取り組む文化事業を支援します。</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課</p>
文化財の保存と活用	9	<p>(1) 文化財の保存</p> <p>① 文化財の収集・保存の充実を図ります。</p> <p>○指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組みます。</p> <p>② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実を図ります。</p> <p>○事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。</p> <p>(2) 文化財の活用</p> <p>① 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の活用の充実を図ります。</p> <p>○旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の利用を推進するため、施設の整備や主催行事の充実を図ります。</p> <p>② 文化財の展示・普及を推進します。</p> <p>○埋蔵文化財調査室を中心に、文化財の展示を拡充します。また、史跡説明板の補修に取り組みます。</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進	10 青少年健全育成の推進	<p>(1) 青少年育成団体の活動支援</p> <p>① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制を推進します。 ○ 青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供します。</p> <p>② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化を図ります。 ○ 青少年育成団体の活動の支援及び協力体制の強化を図ります。</p> <p>(2) 家庭や地域の青少年教育力の向上</p> <p>① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 ○ 青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政とが一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行います。</p> <p>② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。 ○ 青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、外部の講師を招いてその学校の実態に合った啓発講演を全小・中学校で展開します。特に県の県民・生活文化課と連携し、講師活用を推進します。また、青少年センター職員を派遣する啓発学習会の体制整備を図ります。県が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。</p> <p>(3) 青少年のための施設における活動の充実</p> <p>① 富士吉田青年の家における活動の充実を図ります。 ○ 学校の自然体験学習や各種団体が実施するキャンプ体験、研修活動に対し、その目標達成に向け、コロナ禍を踏まえた様々な改善や支援を行います。</p> <p>(4) 子どもの居場所づくりの推進</p> <p>① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備を図ります。 ◎ 就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校及び藤崎小学校に「放課後子供教室」を開設します。</p> <p>② 地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 ○ 「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>青少年センター</p> <p>青少年センター</p> <p>社会教育課 富士吉田青年の家</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	<p>(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進</p> <p>① 「する」スポーツを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充を図ります。</li> <li>○ ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めます。</li> <li>◎ 自宅等でも運動が続けられるよう、オンライン等のスポーツ教室に取り組みます。</li> </ul> <p>② 「みる」スポーツを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップチーム、トップアスリートの試合を誘致し、市民が身近に観戦できる機会を提供します。</li> </ul> <p>③ 「支える」スポーツを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市民スポーツ指導員養成講座を開催し、指導員の育成・増加を目指します。</li> <li>○ 新しい生活様式に配慮しつつ、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援します。</li> </ul>	生涯スポーツ課 生涯スポーツ課 生涯スポーツ課
政策Ⅲ	家庭教育力の向上 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	<p>(1) 家庭教育に関する学習機会の充実</p> <p>① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催します。</li> <li>また、講座を録画してオンデマンド配信を行うなど、保護者が参加しやすい開催方法等を検討します。</li> </ul> <p>(2) 家庭教育相談の充実</p> <p>① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもに関する多様な相談に対し、家庭や学校の困り感に耳を傾け、それぞれに合った教育相談を進めていきます。外部とのつながりが必要な児童生徒には、適応指導教室や訪問相談などにつなげていきます。</li> <li>○ 事例研修を通じて、相談員の専門的な知識や技術の向上に努め、家庭の教育力向上につなげていきます。</li> <li>○ 学校、指導課、子育て支援課、ひまわり発達相談センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所等の関係諸機関との連携を図り、相談者の要望に応じた相談の充実に努めます。</li> </ul> <p>② 長欠・不登校児童生徒解消を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひきこもり傾向がある児童生徒には、訪問相談が活用できるように積極的に働きかけるなど、家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援に取り組めます。</li> </ul> <p>③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候の早期発見に努めます。</li> <li>○ 子どもの命と人権を守るために、市長事務局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。</li> </ul>	公民館 総合教育センター 総合教育センター 指導課

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域 社会の連携による 教育の推進	12	<p>④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応を図ります。</p> <p>○ 児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。</p> <p>○ 関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。</p>	担当課 指導課
	13	<p>(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実</p> <p>① 学校と家庭・地域相互の情報交換を推進します。</p> <p>○ 各学校が、ホームページ上で必要な情報発信ができるよう支援します。</p> <p>(2) 地域とともにある学校づくりの推進</p> <p>① 社会に関かれた教育課程を推進します。</p> <p>○ 社会に関かれた教育課程の事例について各学校への情報提供を行い、教育課程の編成を支援します。</p> <p>② 地域社会との連携・協働した活動を推進します。</p> <p>○ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、学習支援や安全・安心の確保、環境整備など、学校支援ボランティアの活動を引き続き推進しながら、学校を核とする地域づくりの視点からも、地域学校協働活動への段階的な移行を図ります。</p> <p>③ 学校運営協議会の設置を促進します。</p> <p>○ 学校運営協議会の設置を段階的に進めるため、令和4年度末までに計画の策定・検討を進めます。</p>	総合教育センター  指導課  指導課  指導課
	14	<p>(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進</p> <p>① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実を図ります。</p> <p>○ 子どもを見守る仕組みづくりのため、青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的に実施します。</p> <p>○ 青色回転灯を装着した公用車による補導活動を実施し、犯罪未然防止の一翼を担います。</p> <p>② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進します。</p> <p>○ 引き続き、劣化したプレートの交換、PRや出張登録会等を積極的に実施するとともに、学校と連携した保護者や子どもたちへの「子ども110番の家」の周知、加入者に対するアンケートによる意向調査や研修会の開催など、制度の充実を図ります。</p>	青少年センター  青少年センター



政策 基本 方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策 IV 安全で潤いのある 教育環境・学習条件の整備 学校環境の整備	<p>15 (1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備</p> <p>① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編を図ります。 ○「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画」に基づき、取り組みを進めます。</p> <p>② 幼稚園・こども園の施設補修を図ります。 ○老朽化等への対策及び適正な教育・保育環境を維持するため、施設の改修工事等を行います。</p> <p>(2) 小・中学校の教育環境の整備</p> <p>① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等を推進します。 ○「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、校舎等の改築や長寿命化改修並びにそれに向けた設計に取り組みます。 ・大規模改修: 実籾小学校(工事)、谷津南小学校(工事) ・長寿命化改修: 向山小学校(工事)、屋敷小学校(設計)、第一中学校(設計) ・建替え: 大久保小学校(工事)、大久保東小学校(設計)、第二中学校(工事)</p> <p>(3) 市立高等学校の教育環境の整備</p> <p>① 習志野高校の教育環境の整備を推進します。 ○老朽化した施設の改修や点検結果に基づく対策など、学校施設の環境改善に努めます。</p> <p>(4) 学校関連施設の環境整備</p> <p>① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバックを進めます。 ○SPC構成企業と定期的な協議会を実施します。</p> <p>② 給食センターの日常業務の円滑化を進めます。 ○SPC構成企業との情報共有化と連絡体制を確立します。</p> <p>③ 旧給食センターの解体事業を進めます。 ○旧給食センターの安全管理を行う中で、解体事業を進めます。</p>	<p>こども政策課 こども保育課</p> <p>こども政策課</p> <p>教育総務課</p> <p>習志野高校</p> <p>学校給食センター 学校教育課</p> <p>学校給食センター</p> <p>学校教育課</p>
16 社会 教育 施設 の再 編・ 整備	<p>(1) 社会教育施設の整備</p> <p>① 社会教育施設の改修・整備を推進します。 ○市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 ○富士吉田青年の家では、第2次公共建築物再生計画、令和6年度に予定する長寿命化工事に向け、予定する経費を抑制するための施設改修を計画的に実施し、施設を安全に継続使用できるよう努めます。</p>	<p>社会教育課 公民館・図書館</p> <p>富士吉田青年の家</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策IV 教育環境・学習条件の整備	17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	<p>(1)「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)</p> <p>① スポーツ環境の整備、安全性の維持を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校体育施設開放事業の充実に努めます。</li> <li>○ 老朽化対策など、利用者が施設を安全・快適に利用できるよう改修工事を実施します。</li> <li>○ 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針に基づいて、検討を行います。</li> </ul>	生涯スポーツ課
	18 教育行政の効率的・効果的な展開	<p>(1)教育委員会事務局の活性化</p> <p>① PDCAサイクルに基づく活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価(報告書)」を見直し、PDCAサイクルに基づく取り組みが、より分かりやすく表現できる様式に改めます。</li> </ul> <p>② 広報活動の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育だよりの内容充実、その他の情報発信の工夫に取り組みます。</li> <li>○ 学校教育を中心に、生涯学習部やこども保育課の活動も含め、幅広い情報の発信に取り組みます。</li> </ul> <p>③ 学校事務との連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校事務との連携により、効率的かつ正確な事務を実施します。</li> </ul> <p>④ 先進的な施策の研究を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中・長期的な視野に立った施策等について研究します。</li> </ul> <p>⑤ 学校における働き方改革を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ICTを活用した出退勤記録システムを導入し、教職員の勤務時間を客観的に把握できるよう努めます。</li> <li>○ 部活動において、ガイドラインに沿った活動を行うと同時に効率良い充実した部活動を目指します。</li> </ul>	<p>教育総務課</p> <p>教育総務課</p> <p>教育総務課 学校教育課 教育総務課</p> <p>教育総務課 学校教育課 指導課</p>

習志野市は  
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。



**令和5年度**

**教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価**

**点検・評価 概要版(案)**  
**(令和4年度対象)**

**習志野市教育委員会**





# もくじ

	(ページ)
基本方針2 子育て・子育て支援の充実 家庭・地域での子育て支援「子育てふれあい広場」 【こども保育課】	1
基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展 いじめ匿名メール相談WEBアプリについて 【総合教育センター】	2
基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実 体力向上の取り組み 【指導課】	3
基本方針6 魅力ある市立高校づくり 多様な高校教育の一層の充実 【習志野高校】	4
基本方針7 生涯学習推進のまち習志野の推進 図書館機能の充実 【図書館】	5
基本方針11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】	6
基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり 「子ども110番の家」の協力者を拡充し、子ども達の安全・ 安心な生活を地域で守るシステムづくりの推進 【青少年センター】	7
基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開 広報活動の充実 【教育総務課】	8

## 基本方針2 子育て・子育て支援の充実

### 具体的な取り組み例

#### 家庭・地域での子育て支援 「子育てふれあい広場」 【こども保育課】

##### 【事業概要】

「子育てふれあい広場」は安心して遊べる遊具の提供や気軽に子育ての相談ができる場として開催している子育て支援事業です。市内在住の乳幼児親子に幼稚園・こども園の遊戯室（保育室）を開放して自由に遊べる場を提供しています。令和4年度は施設の職員とこども保育課の職員が担当し、新型コロナウイルス感染拡大防止措置として予約制で開催しました。

##### 【保護者の方との関わり】

保護者の方との会話から、子育てに関する相談になることもあります。4年度は施設やこども保育課の職員、栄養士が相談に応じました。



##### 【発達に応じた遊具】

乳児のお子さんも安全に楽しめるスペースと遊具を準備しました。親子でゆったりと遊んでもらえるように配慮しています。



##### 【在園児の出し物】

在園児が踊りや体操を見せてくれました。思わず見ているお子さんも体が動き出し、一緒に楽しみました。

この位の年齢になったらこんなこともできるようになるのだと、お子さんの育ちを楽しみにされる方もいました。



##### 【結果・考察】

社会情勢を鑑みながら、密にならない場の工夫をしながら年間を通じて開催してきたことで「楽しかった」「また来たい」等多くの感想をいただきました。段階的に遊具を増やし、在園児による出し物を見たり一緒に体操したりする機会も設けました。引き続き、親子で安心して遊べる場・遊具の提供を心掛け、地域ボランティアとの連携を図りながら子育てを支える場になるように努めます。

## 基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展

### 具体的な取り組み例

#### いじめ匿名メール相談WEBアプリについて 【総合教育センター】

##### 【事業概要】

教育相談事業では、来所相談、電話相談、訪問相談、いじめメール相談、青少年テレホン相談を行い、児童生徒やその保護者、及び翌年に小学校に就学させる子どもを持つ保護者の教育や支援に関する悩みを聞き、その課題の解決方法を一緒に探していくことを目指しております。令和3年度より児童生徒に1人1台タブレット端末が配付されました。このタブレット端末を活用し、令和4年4月に「友達からいじめられている」「友達がいじめられている」等、身近な人に相談することが難しいことを匿名で相談することができるWEBアプリを導入しました。(メールの送信は、24時間可能です。ただし、相談員からの返信は、平日9時～17時のみです。)

##### 【アプリ導入授業「脱いじめ傍観者教育」】

いじめ匿名メール相談WEBアプリを利用できるのは、小学校5年生から中学校3年生です。アプリを使用する前に、「脱いじめ傍観者教育」を実施し、いじめを無くすために、また悩みを解決するために何ができるかということ学びました。



##### 【結果・考察】

令和4年度1年間の相談件数は延べ660件に上りました。1人1台タブレット端末のデスクトップ上にアプリを配置したことで、誰にも相談できずに悩んでいる児童生徒にとって、新たな相談窓口の1つになりました。今後も、身近な人に相談することが難しい児童生徒の気持ちに寄り添った相談・支援となるよう取り組んでまいります。

## 基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実

### 具体的な取り組み例

#### 体力向上の取り組み 【指導課】

##### 【事業概要】

体力向上に向けた市の取組として、県教育委員会が推奨している「遊・友スポーツランキングちば」に全小中学校で取り組んでいる。児童生徒にとって、記録の伸びや県内でのランキング等が励みとなり、すすんで運動に取り組もうとする機会となっている。また、体育の授業においては、体力や技能の向上のため、児童生徒が個々の目標達成に向けて活動する「本気時間」を推奨している。

##### 【遊・友スポーツランキングちばの種目】

- ・「チャレンジスピード2」(短距離走)
  - ・「8の字連続跳び・長縄みんなでジャンプ・みんなで二重跳び・みんなで短縄跳び」(縄跳び)
  - ・「連続馬跳び」
  - ・「新聞棒投げ」
  - ・「ボールパスラリー・バスケットボールフリースローサークルターゲットスロー」(ボール)
- ※走・跳・投と幅広く種目が設定されており、また集団(学級)づくりにも有効である。

##### 【遊・友スポーツランキングに取り組む様子】



ボールパスラリー

8の字連続跳び

##### 【遊・友スポーツランキングR4実績】

(前期)

- ・サークルターゲットスロー(中学校特支)  
第1位 第四中学校

(中期)

- ・みんなで短縄跳び(小学校低学年)  
第1位 谷津南小学校 2年1組
- ・みんなで二重跳び(小学校中学年)  
第1位 秋津小学校 4年1組

##### 【遊・友スポーツランキング参加者の声】

- ・みんなで記録に挑戦し、新記録が出るととてもうれしいです。
- ・練習を重ねるにつれ、跳び方がうまくなったり、クラスとしての団結力も高まりました。

##### 【本気時間の推奨】

体育の学習時においては見合い・学び合いも大切な要素であるが、体力の低下を鑑み、まずは自分で、自分の目当ての達成に向かって、全力で練習に取り組む時間を意識的に設けるようにした。

##### 【結果・考察】

コロナ禍により生活様式が大きく変化するとともに、活動に様々な制限が課されることとなった。そのため運動機会や運動時間の減少に年々拍車がかかり、体力調査の結果も著しい低下が見られた。そのような状況の中で体力向上のきっかけづくりとして、意図的に運動の機会を確保するために取り組んだ「遊・友スポーツランキングちば」であったが、熱心な取り組みで県教育委員会のHPに記録が載り、それがさらに意欲につながるという好循環が見られた。また、運動時の本気時間の推奨により、児童生徒が1単位時間の中で個々の目標達成に向けた時間を設けることができ、体力の向上が図れた。今後も、児童生徒の体力向上を促進する取り組みを行ってまいります。



## 基本方針6 魅力ある市立高校づくり

### 具体的な取り組み例

### 多様な高校教育の一層の充実 【習志野高校】

#### 【事業概要】

生徒の現役での進路決定を目指して、進路指導（進路見学会や模擬講義など）や教育相談の充実について計画的に実施しております。また、保護者への理解を促すことを目的に、企業と連携して進路講演会を設定しました。進学費・奨学金の話や進路の方向性や学校での進路指導の実際について伝えています。

#### 【進路講演会】



進路講演会は、ファイナンシャル・プランナーの講師を招聘し、「進学のためのお金講座」を実施した。進路講演会後には、授業公開を行い、生徒の様子を参観してもらうことができた。

#### 【保護者アンケート抜粋】

- ・進学のためのお金講座を受け、親子で計画を立てるきっかけとなりました。
- ・推薦について指定校しか知らなかったのが総合型も調べてみようと思った。

#### 【上級学校模擬授業】



1年生・2年生が学年の枠を越えて、各自の進路目標の体験授業に参加しました。1年後、2年後の進路を考えるための大事な時間です。小学校の先生になりロールプレイで授業、お菓子作り、深層心理学の最先端、カットマネキンでシャギーカット、グループ討議での語学研修、犬のトリミング等、講師の先生方から教わる最先端の内容に、参加している生徒も真剣に取り組んでいました。

#### 進路スケジュール

- 1学期 進路希望調査、進路先見学会、職員進路研修会、3年進路ガイダンス  
進路講演会、保護者面談、2年進路学習、1年職業体験学習
- 2学期 共通テスト出願説明会、面接指導、推薦会議、
- 3学期 共通テスト事前説明会

#### 【結果・考察】

多様な進路希望を実現させるため、生徒一人ひとりのニーズに対応できるように更に指導を充実し、現役での進路決定率の上昇を目指しています。保護者についても進路の方向性を知ってもらう必要があるため、今回の取り組みにより、家庭の理解や経済面の問題についても知っていただけたと考えています。今後も進路指導の充実に向けて、様々な取り組みをしていきたいと思っております。

## 基本方針7 生涯学習推進のまち習志野の推進

### 具体的な取り組み例

#### 図書館機能の充実 【図書館】

##### 【事業概要】

市立図書館では、5月より、インターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレットを使用し、電子書籍の貸出・返却を行う電子図書館を開始しました。

また、7月より、市役所で予約図書を受け渡しを開始しました。



##### 【習志野市電子図書館】（令和4年5月18日開始）

習志野市に在住・在勤・在学で図書館カードをお持ちの方が利用でき、いつでもどこでもインターネットを通じて電子書籍の検索・貸出・閲覧・返却ができるサービスです。

日中の来館が難しい方、最寄りの図書館が遠い方など、図書館に足を運ぶことが難しい方も気軽に本を借りることができます。

##### 〈図書館利用者アンケートより〉

- ・本の持ち運びをしなくて済むので身軽である。
- ・貸出や返却のために実際に図書館に行かなくてもよいので楽だ。
- ・便利でよく使っている。

##### 〈電子図書館の貸出数・所蔵タイトル数〉

令和4年度 貸出数 11,141点、延べ貸出人数 7,193人

令和5年3月末 所蔵タイトル数 11,039タイトル

（内訳 一般向け 10,577タイトル 児童向け 462タイトル）



##### 【市役所での予約本受渡し】（令和4年7月5日開始）

利用者の利便性を向上するため、今まで市立図書館や移動図書館のみで受け取れた予約本を、市庁舎2階生涯学習部社会教育課の窓口で受け取れるようにしました。

令和4年度 貸出数 3,096冊、延べ貸出人数 1,734人

##### 【結果・考察】

電子図書館については、夜間の利用も多く、深夜～早朝にかけても利用があることから、図書館が開館していない時間でも本が借りられる機会を提供できました。

今後は、コンテンツの定期的な更新と、周知に努めてまいります。

市役所での予約本受渡しについては、図書館から少し距離のある、津田沼地区、鷺沼地区にお住まいの方の利用が多いことから、便利に活用していただけていると考えます。

# 基本方針Ⅱ 基本方針「する」「みる」「支える」スポーツの推進

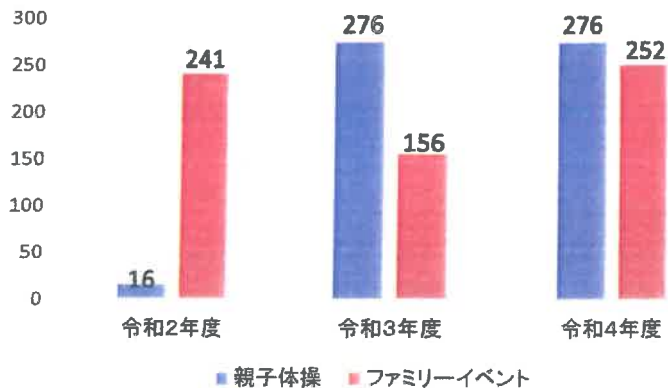
## 具体的な取り組み例

### 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

#### 【事業概要】

市民が気軽に参加できるスポーツ活動を推進することにより、健康・体力の保持増進を図りながら、コミュニティづくりをすることを目的とし、親子で参加できる教室・ファミリーイベントの実施や勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として誰でも楽しむことができるニュースポーツの用具貸し出しを行っています。

親子体操・ファミリーイベント参加者数(人)



働き盛り・子育て世代がスポーツを楽しめるよう、「親子参加」の機会拡充を図りました。スポーツ振興協会が実施するスポーツイベントにおいて、親子や家族で参加できるファミリーイベントや親子体操を実施しました。



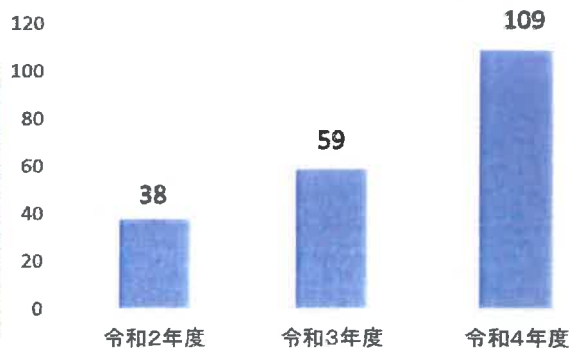
親子体操

ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に体験できる環境づくりに努めました。



モリツク

ニュースポーツ用具貸し出し数(件)



#### 【結果・考察】

新型コロナウイルス感染症拡大防止等で外出やイベント開催の制限があった令和2・3年度と比較するとスポーツのある日常を取り戻すことができた1年ではありましたが、引き続き、子育て世代が参加しやすい企画・運営を行っていく必要があります。そのため、子育て世代が参加しやすい、ニュースポーツフェスティバルの回数を増やすとともに、開催場所を変える等、より多くの親子が参加しやすいよう、スポーツイベントの充実を図っていきます。



## 基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

### 具体的な取り組み例

#### 「子ども110番の家」の協力者を拡充し、子ども達の安全・安心な生活を地域で守るシステムづくりの推進 【青少年センター】

##### 【事業概要】

平成10年度より、習志野市防犯協会と習志野警察署と連携し、子どもが登下校時等に不審者に遭遇したり、露出、痴漢、暴行、恐喝等の被害に遭ったり、遭いそうな時に救いを求めている子どもを保護し、緊急回避所として安全を確保し、関係機関への通報をしていただく制度です。協力者数は年々、減少傾向にありましたが、学校の協力と様々な会議等での呼びかけにより、令和3年度から少しずつ増加傾向にあります。令和4年度末現在、958軒の御協力を得ています。

##### 【趣旨説明と協力のお願い】

～小学校新入生保護者説明会～



- 市内16校の小学校すべてに出向き、趣旨説明と協力のお願いを実施した。この説明会を受けて、御協力いただいた軒数はそう多くはないが、このような取り組みや、万が一の場合にこのような避難場所があることを知っていただけただけでも成果であると感じている。
- この他校長会や防犯協会の総会など地域の会議等で趣旨説明と御協力のお願いを実施している。
- 青少年センターでは事業所等に直接出向き、お願いに上がっている。

##### 【協力者研修会の様子】

～習志野警察署 生活安全課長の講話～



##### ○「もしもの際の対応について」

- ・子どもが駆け込んだ時の保護手順と留意点
- ・子どもへの声掛けの仕方やどんなことを聴き取るか
- ・110番通報や学校・家庭への連絡をどうするか
- ・日頃から気を付けること



##### ○「研修会のアンケートより」

- ・「いかのおすし」、「はちみつじまん」、「ひまわり」等の日頃、意識すべきことを耳にやさしい言葉に置き換えて子どもにも注意喚起されることは素晴らしいと思います。DVDを使い、年に1回小学校で指導があるとのこと。地域の希望者も参加できるとありがたいと思いました。
- ・研修会で得た知識や対応要領を活用していきたいと思います。
- ・子ども自身、設置場所を認識しているのでしょうか。学校で指導した方が良いのではないのでしょうか。
- ・今日、お話を聞いて、子ども達に頼りになるような家になる。子ども達の安全・安心感を持ってもらうためにも落ち着いて対応することが大事だと話を聞いて一番思いました。
- ・研修会の再開については、役割の再認識、再確認ができた会になったと思います。
- ・子ども自身、設置場所を認識しているのでしょうか。学校で指導した方が良いのではないのでしょうか。

##### 【結果・考察】

「子ども110番の家」に実際に逃げ込んだケースはほとんどないが、子どもたちの安全・安心の見守りと、犯罪の抑止力にとっても効果のある取り組みと感じている。令和4年度には御協力いただいている御家庭すべてに御挨拶に伺った。協力者と顔を合わせたり、いろいろな話を伺ったことが大きな成果と言える。今後はアンケートの結果にも多くあったように、「子ども110番の家」の場所をいかに子ども達・保護者に周知していくかが課題である。今後も学校、保護者や連合会長会など地域の方々との連携を強化し、子ども達が、安全に安心して生活できる街づくりに尽力していきます。



# 基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開

## 具体的な取り組み例

### 広報活動の充実 【教育総務課】

#### 【事業概要】

教育行政と学校現場が一体となって教育活動を展開していくための情報共有媒体として、平成22年1月より「学校教育だより」を定期的に発行し、本市教育の一層の推進を図っている。現在は、関係部局に配布するだけでなく、ホームページに掲載することで、児童生徒を育成するために行っている活動を、地域に知らせるための情報発信手段としての役割も担っている。

#### 1. 掲載記事概要

毎回大きなテーマを定め、そのテーマに沿った教育委員会の取組、各学校の特色ある教育活動、児童生徒の活躍、保護者や地域と連携した活動、青少年健全育成団体との連携などについて掲載。

#### 2. 発行回数

年6回(4月、6月、8月、10月、1月、3月)

#### 3. 編集会議運営委員構成

教育総務課、学校教育課、指導課、総合教育センターより各1名

#### 4. 編集会議について

1回の発行に対して4回開催。年間計画をもとに掲載記事の検討、校正、原稿案の確認等を実施している。文面の確認から、編集アイデア、デザインに至るまで、運営委員それぞれの視点から確認をすることで、よりよい記事となるよう最善を尽くしている。

#### 5. 学校教育だよりの発信について

学校教育だよりは、市立幼・こ・小・中・高等学校及び関係諸機関に送付し、情報共有の媒体として活用している。

また、習志野市ホームページにて閲覧可能にすることで、地域及び市民に、学校教育・生涯教育に係ることを広く知らせることができている。令和5年度についても、年6回の発行を予定しており、今後も各学校、地域、市民と確実に情報共有を図ることで、本市教育の一層の推進を図っていく。



#### 【結果・考察】

イベントやコンクールが予定通り開催されたことに伴い、表彰関係に関する記事が増え、結果として児童・生徒の活躍を紹介する機会が増加した。また、各校の教育活動についても積極的に紹介し、市立小・中・高等学校24校中21校の教育活動を1年間で紹介することができた。3月に発行した第132号では生涯学習に関する記事を掲載し、より多様化を試みている。各学校における教育活動だけでなく、生涯学習に関すること、地域と連携を図って実施する事業などについても紹介し、「地域とともにある学校」を具現化している様子をさらに発信していく。

習志野市は  
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。



令和5年 教育委員会第7回定例会

教育に関する事務の  
管理及び執行状況の  
点検及び評価  
(令和4年度対象)

令和5年7月19日(水)

点検・評価の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律 第26条  
「教育委員会は、毎年、その権限に  
属する事務の管理及び執行の状況  
について点検及び評価を行い、その  
結果に関する報告書を作成し、議会  
に提出するとともに、公表すること」

## 点検・評価の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第25条

「2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

## 点検・評価の対象

習志野市教育振興基本計画

令和4年度 習志野市教育行政方針(Plan)

予算の編成  
(Action)

PDCA  
サイクル

事業の実施  
(Do)

教育に関する事務の管理及び執行状況の  
点検及び評価(Check)【令和4年度対象】



## 点検・評価の見方

教育行政方針の点検・評価の見方									
政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。								
基本方針□	「政策」を実現するために規定する施策の方向性を示しています。								
施策◇	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。								
【施策の達成状況】									
施策◇の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。									
目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>基準値 (平成30年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> <th>実績値 (令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総合的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めするための計算式(実数の場合は数式はありません)</td> <td>○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。</td> <td>○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。  ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。</td> <td>○成果指標に対する令和4年度末の実績値を示しています。  ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総合的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めするための計算式(実数の場合は数式はありません)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。  ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和4年度末の実績値を示しています。  ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)
成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)						
○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総合的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めするための計算式(実数の場合は数式はありません)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。  ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和4年度末の実績値を示しています。  ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)						
小施策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小施策</th> <th>達成状況</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ② ③</td> <td>施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。</td> <td>各小施策の達成状況を3段階(◎○△)で示しています。</td> </tr> </tbody> </table>	小施策	達成状況	評価	① ② ③	施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。	各小施策の達成状況を3段階(◎○△)で示しています。		
小施策	達成状況	評価							
① ② ③	施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。	各小施策の達成状況を3段階(◎○△)で示しています。							
【主な取り組みの成果と課題】									
① 施策を具体化した小施策を示しています【担当部署等を示しています】									
令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の教育行政方針に基づく取り組みとその成果を示しています。	今後に向けた追加・方針							
令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の教育行政方針に基づく取り組みとその成果を示しています。	取り組みの結果、残った課題や今後の方向性を示しています。							
<p>評価(A～D)は成果指標の達成状況と、教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況をもとに評価しています。</p> <p>また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症大流行の影響から、影響によっては中止や実施の縮小があったため、その対応も含めて評価しています。</p>									

## 点検・評価の見方

【施策の達成状況】											
施策◇の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。											
目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>基準値 (平成30年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> <th>実績値 (令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総合的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めするための計算式(実数の場合は数式はありません)</td> <td>○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。</td> <td>○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。  ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。</td> <td>○成果指標に対する令和4年度末の実績値を示しています。  ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総合的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めするための計算式(実数の場合は数式はありません)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。  ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和4年度末の実績値を示しています。  ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)		
成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)								
○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総合的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めするための計算式(実数の場合は数式はありません)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度～R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。  ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和4年度末の実績値を示しています。  ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)								

## 点検・評価の見方

4 教育行政方針の点検・評価

**各小施策の評価基準をもとに4段階(A~D)で記載**

政策○	「豊かになるため」	施策のし番号	
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。	評価	
施策◇	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。		
【施策の達成状況】			
目標	施策◇の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を達成し、何を達成しようとするのかについて示しています。		
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(統計的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度~R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)
	○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めるための計算式(算数の場合は数式はありません)		○成果指標に
各小施策の達成状況を3段階(◎○△)で記載			
小施策	① ② ③	施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。	達成状況 ◎ ○ △

## 点検・評価の方法

【令和4年度習志野市教育行政方針の評価について】

- A・・・指標の達成度が高く、十分に取り組めたもの
- B・・・指標の達成度と主な取り組みのいずれかに課題があるものの、概ね取り組むことができたもの
- C・・・指標の達成度と主な取り組みの双方に課題があり、概ね取り組めたとは言えないもの
- D・・・事業が実施できず、全く取り組めなかったもの

## 学識経験者からの意見聴取

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条2項)

氏名	所属等
高橋 セイ子	前千葉県退職公務員連盟習志野支部 支部長
榎 英子	淑徳大学教授

点検・評価【概要版】から

家庭・地域での子育て支援「子育てふれあい広場」



職員と子育て相談をすることもできます。



発達段階に応じた遊具でゆったりと



在園児との交流

点検・評価【概要版】から

## いじめ匿名メール相談WEBアプリ



導入<動画視聴>

自己との対話

他者との対話

まとめ



点検・評価【概要版】から

## 体力向上の取り組み

「遊・友スポーツランキングちば」とは？

⇒児童生徒の体力向上と社会性の育成を目的として、グループやクラス単位で10つの運動種目に取り組みその結果はランキング形式で公表される。

【遊・友スポーツランキングR4実績】

(前期)

- ・サークルターゲットスロー(中学校特支)  
第1位 第四中学校

(中期)

- ・みんなで短縄跳び(小学校低学年)  
第1位 谷津南小学校 2年1組
- ・みんなで二重跳び(小学校中学年)  
第1位 秋津小学校 4年1組





点検・評価【概要版】から

## 多様な高校教育の一層の充実

【進路講演会】



【上級学校模擬授業】



点検・評価【概要版】から

## 図書館機能の充実



【習志野市電子図書館】

いつでもどこでもインターネットを通じて電子書籍の検索・貸出・閲覧・返却ができるサービス



【市役所での予約本受渡し】  
利用者の利便性向上

点検・評価【概要版】から

## 「する」スポーツの推進

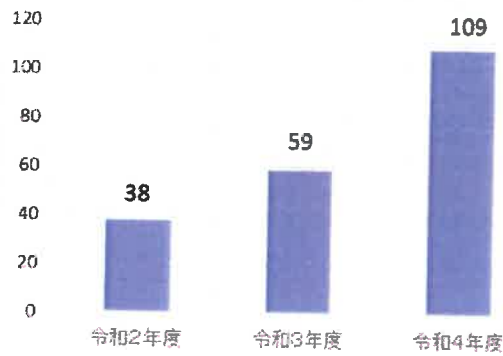


親子体操



ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に体験できる環境づくりに努めました。

ニュースポーツ用具貸し出し数(件)



点検・評価【概要版】から

## 「子ども110番の家」の協力者を拡充し、子ども達の安全・安心な生活を地域で守るシステムづくり

【趣旨説明と協力をお願い】  
～小学校新入生保護者説明会～



市内16校すべての学校で実施

【協力者研修会の様子】  
～習志野警察署 生活安全課長の講話～



点検・評価【概要版】から

## 広報活動の充実

**米作り体験 ～夏休み小5年生～**

**「米作りの楽しさ、収穫の喜びを体験してほしい！」**

夏休み期間、市内小中学校の5年生は、学校内や校外で米作り体験を行いました。暑い中ですが、汗を流しながら、米作りの楽しさや収穫の喜びを体験していました。収穫した米は、学校で炊き上げ、みんなで食べました。米作りの楽しさや収穫の喜びを体験してほしいという声が多く聞かれます。米作りの楽しさや収穫の喜びを体験してほしいという声が多く聞かれます。米作りの楽しさや収穫の喜びを体験してほしいという声が多く聞かれます。



児童が田んぼを駆け回り、米作りに参加しています。

**教育委員会職員研修会 -第4回-**

教育委員会事務局の職員研修会を開催しました。研修会では、教育委員会事務局の職員研修会を開催しました。研修会では、教育委員会事務局の職員研修会を開催しました。研修会では、教育委員会事務局の職員研修会を開催しました。



研修会に参加した職員たち。

**学校教育だより** No. 132

発行：令和5年7月19日

発行所：教育委員会事務局

発行所：教育委員会事務局



学校行事の様子。

令和5年度（第1回）に、教育委員会事務局において、教育委員会事務局の職員研修会を開催しました。研修会では、教育委員会事務局の職員研修会を開催しました。研修会では、教育委員会事務局の職員研修会を開催しました。

テーマ「教育委員会事務局の業務改善」

1. 教育委員会事務局の業務改善
2. 教育委員会事務局の業務改善
3. 教育委員会事務局の業務改善
4. 教育委員会事務局の業務改善
5. 教育委員会事務局の業務改善
6. 教育委員会事務局の業務改善
7. 教育委員会事務局の業務改善

令和5年 教育委員会第7回定例会

# 教育に関する事務の 管理及び執行状況の 点検及び評価 (令和4年度対象)

令和5年7月19日(水)